

第 1 6 回定例会

南 部 町 議 会 会 議 録

平成 20 年 6 月 6 日 開会

平成 20 年 6 月 12 日 閉会

南 部 町 議 会

第 16 回南部町議会 定例会会議録目次

第 1 号（6月6日）

○ 議事日程	1
○ 本日の会議に付した事件	1
○ 出席議員	1
○ 欠席議員	2
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○ 職務のため出席した者の職氏名	2
○ 開会及び開議の宣告	3
○ 議会運営委員会委員長の報告	3
○ 会議録署名議員の指名	4
○ 会期の決定	4
○ 諸般の報告	5
○ 提出議案提案理由説明	5
○ 請願第 1 号から陳情第 1 号の上程、委員会付託	10
○ 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	10
○ 散会の宣告	12

第 2 号（6月9日）

○ 議事日程	13
○ 本日の会議に付した事件	13
○ 出席議員	13
○ 欠席議員	14
○ 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	14
○ 職務のため出席した者の職氏名	14
○ 開議の宣告	15
○ 一般質問	15

工 藤 幸 子 君	1 5
河門前 正 彦 君	2 1
根 市 勲 君	2 3
立 花 寛 子 君	3 1
○散会の宣告	4 4

第 3 号 (6 月 10 日)

○議事日程	4 5
○本日の会議に付した事件	4 5
○出席議員	4 5
○欠席議員	4 6
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 6
○職務のため出席した者の職氏名	4 6
○開議の宣告	4 7
○一般質問	4 7
工 藤 正 孝 君	4 7
川守田 稔 君	5 4
工 藤 久 夫 君	6 3
○散会の宣告	7 4

第 4 号 (6 月 1 2 日)

○議事日程	7 5
○本日の会議に付した事件	7 6
○出席議員	7 6
○欠席議員	7 7
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 7
○職務のため出席した者の職氏名	7 7
○開議の宣告	7 8

○報告第2号上程、説明、質疑、討論、採決	7 8
○報告第3号上程、説明、質疑、討論、採決	7 9
○報告第4号上程、説明、質疑、討論、採決	8 2
○報告第5号上程、説明、質疑、討論、採決	8 5
○報告第6号上程、説明、質疑、討論、採決	8 6
○報告第7号上程、説明、質疑、討論、採決	8 9
○報告第8号上程、説明、質疑、討論、採決	9 0
○報告第9号上程、説明、質疑	9 7
○報告第10号から報告第11号までの上程、説明、質疑	9 7
○報告第12号上程、説明、質疑	9 9
○議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 3
○議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 7
○議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 0 8
○議案第60号から議案第61号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 5
○議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 7
○議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 1 9
○議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 3
○議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 4
○議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 6
○議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 2 9
○議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 0
○議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 3 3
○請願第1号から陳情第1号までの委員長報告	1 3 4
○請願第1号の質疑、討論、採決	1 3 5
○請願第2号の質疑、討論、採決	1 3 6
○請願第3号の質疑、討論、採決	1 3 6
○請願第4号の質疑、討論、採決	1 3 7
○陳情第1号の質疑、討論、採決	1 3 8
○常任委員会報告	1 3 8
○閉会中の継続調査の件	1 3 9

○ 議員派遣の件	1 3 9
○ 日程の追加	1 3 9
○ 発議第 1 号から発議第 3 号までの上程、説明、質疑、討論、採決	1 4 0
○ 閉会中の継続審査の件	1 4 2
○ 閉会の宣告	1 4 2
○ 署名議員	1 4 5

第16回南部町議会定例会

議事日程（第1号）

平成20年6月6日（金）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 町長提出議案提案理由の説明
- 第 5 請願第1号 青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 6 請願第2号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 第 7 請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 第 8 請願第4号 産業廃棄物中間処理施設建設反対に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 9 陳情第1号 県立南部工業高等学校存続に係る陳情書
- 第 10 選挙第1号 青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君

18番 東 寿 一 君

19番 西 塚 芳 弥 君

20番 佐々木 由 治 君

欠席議員（ 1 名 ）

17番 佐々木 元 作 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	監査委員事務局長	立 花 和 則 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開会及び開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第16回南部町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時05分）

議会運営委員会委員長の報告

○議長（小笠原義弘君） ここで議会運営委員長から、本定例会の運営について運営委員会の報告を求めます。議会運営委員長。

（議会運営委員会委員長 東寿一君 登壇）

○議会運営委員会委員長（東寿一君） おはようございます。

議会運営委員会の報告を行います。去る5月30日に開催いたしました議会運営委員会におきまして、第16回南部町議会定例会の運営について協議いたしましたので、決定事項をご報告いたします。

本定例会に予定されました付議事件は、町長提出議案、報告11件、条例制定等10件、平成20年度補正予算4件でございます。そのほか案件といたしましては、請願4件、陳情1件、常任委員会報告、閉会中の継続調査の件がございます。一般質問は7名の議員から通告があり、その内容はお手元に配付しております一般質問通告一覧表のとおりでございます。

なお、請願書、陳情書につきましては、所管の教育民生常任委員会と産業建設常任委員会に付託することにいたしました。

以上のことを踏まえて、本定例会の会期は本日6月6日から12日までの7日間といたしました。

なお、6月7日、8日は休日のため、6月11日は議案熟考のため休会といたしました。

以上のとおり決定いたしましたので、理事者並びに議員各位のご協力をよろしくお願い申し上げます。
以上

○議長（小笠原義弘君） 議会運営委員長の報告が終わりました。

会議録署名議員の指名

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において11番馬場又彦君、12番立花寛子君を指名いたします。

会期の決定

○議長（小笠原義弘君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、議会運営委員会の報告のとおり本日6月6日から6月12日までにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、6月6日から6月12日までの7日間に決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま決定されました7日間の会期中、6月7日、8日は休日のため、11日は議案熟考のため、休会としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいまの3日間は休会とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配付のとおりでありますので朗読は省略いたします。

今期定例会の上程は町長提出議案14件、報告11件、請願4件、陳情1件、常任委員会報告及び閉会中の継続調査の件でございます。日程により、それぞれ議題といたします。

.....

提出議案提案理由の説明

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、町長提出議案提案理由の説明を求めます。町長の登壇を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、議会定例会の開会に当たりまして、ごあいさつと提案理由のご説明を申し上げます。

本日招集の平成20年第16回南部町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位にはなにかとご多忙のところ、ご出席を賜り開会できますことに衷心より厚くお礼申し上げます。

それでは、提出案件の説明に入る前に、3月定例会以後の内外の情勢に触れてみたいと思います。

まず、5月12日に発生した中国・四川大地震では亡なられた方が6万8,000人を超え、今もまだ行方不明の方が多数おり未曾有の大災害となりました。今回の地震では、建物の倒壊が激しく、とりわけ多くの学校が倒壊し授業中であつたこともあり、四川省だけで6,500人以上の生徒、教職員が校舎倒壊で亡なつたと報じられております。

私は、この6月3日まで全国公立学校整備期成会の会長を1年間にわたり仰せつかってまいりましたが、この間、緊急度の高い学校校舎の耐震化関連予算を中心に文部科学省、財務省などに地方財政措置の拡充を強く求めてきたところであります。国会においては、今回の中国での大地震で多くの校舎が倒壊したことも踏まえ、国内の公立学校の耐震化事業の補助率をこれまでの2分の1から3分の2に引き上げる法案が今国会で成立される見通しとなりました。学校の耐震化は子供達の安全確保のため最も優先されるべきものであり、町といたしましては、今年度から来

年度にかけて、向小学校西校舎の解体、体育館の補強工事、剣吉小学校の耐震化診断などを実施し、安全確保に努めてまいる所存であります。

また、学校は災害時には地域住民の避難所として利用されるなど、地域の防災拠点として大きな役割を果たしてきたところであり、その安全対策に万全を期すべきことはいうまでもありません。補助率の引き上げの改正は成立する見通しとなりましたが、今後とも必要な財源を安定して確保していくよう努力してまいる所存であります。

このほか、災害対策につきましては、馬淵川治水事業として、青森県が今年度から三戸町から当町役場付近までの延長17キロで掘削により流れをスムーズにしたり、相内地区に輪中堤を整備することなどの工事に着手することとなっております。

町といたしましては、自然災害に対応すべく学校などの耐震化、治水事業などのハード面の整備のほか、自主防災組織の育成、町消防団の充実など地域防災力の向上を図り、災害に強い町を目指してまいりたいと考えております。

来る8月3日には、大規模地震を想定して、南部町防災訓練を実施する予定でありますので、議員各位、また住民の皆さんの積極的なご参加をお願いするものであります。

次に、旧南部公民館の跡地に建設予定の集会施設についてであります。去る5月19日に第1回南部コミュニティセンター建設に係る意見を聴く会を開催したところです。南部コミュニティセンターという名称は現在仮称であります。ご承知のとおり、旧南部公民館は取り壊しを終え、約1,600平方メートルの土地が整地済みであります。この跡地には集会施設のほかに、南部消防団の本部と第五分団の屯所を合わせた施設を今年度中に整備する予定であります。今回、意見を聴く会に参加していただいた門前、沖田面地区の関係者の皆さんと今後も協議を重ね、本年11月ごろまでには実施設計を完成させ来年度着工、完成の運びといたしたいと考えております。この集会施設は、国の地域住宅交付金事業という特定財源を活用し事業着手ができたものであり、建築面積は旧南部公民館の規模とはまいりませんが、隣接の体育館、近隣のぼたんの里などの施設と統合的、効率的に運用できるよう住民の参画などにより広く地域の知恵と工夫を凝らすことが成功の鍵であると思っておりますので、住民の皆様のご協力と議員各位の更なるご理解、ご支援を切にお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました案件であります。平成19年度予算において事業が確定したことなどにより、予算を補正した専決処分報告並びに繰り越しとなる事業についての繰越計算書のほか、財団法人南部町健康増進公社の経営状況などの報告案件が11件、平成20年度一般会計補正予算案、その他条例の一部改正等のほか、土地の処分、工事請負契約の締結、町道の廃

止、認定等の案件14件の合わせて25件であります。順にご説明を申し上げ、ご審議の参考に供したいと存じます。

まず、報告第2号、専決処分報告、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）についてであります。受託販売額が予想以上に伸び、既決予算では販売代金を支払えなくなるため、受託販売額を歳入歳出とも1億5,000万円を追加したほか、手数料収入として1,050万円を歳入に追加し、同額を予備費として歳出に計上し専決処分をしたものであります。

次に、報告第3号、専決処分報告、平成19年度南部町一般会計補正予算（第6号）についてであります。地方譲与税や国、県支出金及び特別交付税等の確定に伴い、各特別会計に対する繰出金、基金積立金などを補正したもので、予算の総額に歳入歳出それぞれ727万円を追加し、予算の総額を96億8,663万円とするものであります。

次に、報告第4号、専決処分報告、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてであります。平成19年度分の医療費支払い額が確定したことにより、歳出においては、保険給付費に3,455万1,000円を追加いたしました。が、共同事業拠出金などは減額となり、歳入においても財政調整交付金などの国庫支出金や療養給付費負担金などが確定したことに伴い、歳入歳出それぞれ1,402万5,000円を減額し、予算の総額を29億5,341万5,000円とするものであります。

次に、報告第5号、専決処分報告、平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。支払基金交付金及び医療給付費が確定したことにより、歳入歳出それぞれ1,975万4,000円を減額し、予算の総額を23億3,756万3,000円とするものであります。

次に、報告第6号から報告第8号までの3件につきましては、厚生省告示及び法律等が改正されたことに伴い、関連する条項を改正する必要が生じ、専決処分したものであります。

まず、報告第6号、専決処分報告、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。診療報酬の算定根拠となる厚労省告示が新たに定められ、これらの告示を引用している条例を改正する必要が生じ、乳幼児医療費給付条例のほか、ひとり親家庭等医療費給付条例、国民健康保険名川病院事業の設置に関する条例についても、条例を改正する必要が生じ専決処分したものであります。

次に、報告第7号、専決処分報告、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてであります。戸籍法及び住民基本台帳法の一部改正に伴い、これらの法律を引用している条例を改正する必要が生じ専決処分したもので、手数料の額が変わるものではありません。

次に、報告第8号、専決処分報告、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。法人町民税均等割の課税及び個人住民税の寄付金税制の見直し、省エネ改修工事を行

った住宅の固定資産税減額措置の創設など、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に交付されたことに伴い、町税条例の一部を改正する必要が生じ専決処分したものであります。

次に、報告第9号、平成19年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書から、報告第11号、南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書の3件についてであります。翌年度に繰り越した事業の金額について法令に基づき報告するものであります。

次に、報告第12号、専決処分報告、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてであります。地方自治法に基づき事業報告と決算報告を行うものであります。

次に、議案第56号、南部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行に伴い、監査委員の審査項目に財政の健全化判断比率及び資金不足比率に関する項目を加える改正を行うものであります。

次に、議案第57号、南部町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。審議会の庶務担当課の名称について、条例事項としないこととする改正を行うものであります。

次に、議案第58号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。医療分及び介護分に加え、後期高齢者支援金分の課税を行うことなどに伴い、税率の改正、算定方法の見直し、社会保険等から国民健康保険に移行した方に対する減免措置の規定を設けたほか、年金受給者に対する特別徴収の規定を設けたものです。新規の税率であります後期高齢者支援分につきましては、後期高齢者医療制度の創設に伴い、0歳から74歳までの全ての医療保険加入者が保険税を支援することとなっており、負担割合の内訳は、国県が5割、75歳以上の後期高齢者加入者が保険税として1割、残りの4割を国民健康保険や社会保険等の各保険者が負担することになります。平成20年度の当町の国民健康保険の後期高齢者支援分の負担額は3億700万円あまりと見込まれており、これを確保するための税率を、所得割を1.8%、資産税割を10%、均等割を8,000円、平等割については9,000円とそれぞれ定めたものです。このほか医療分及び介護分につきましては、これまでも税率を改正し、また財源不足を基金で対応してまいりましたが、平成19年度決算で基金が底をつくことから、平等割、所得割の率を引き上げる所要の改正を行うものであります。国民健康保険税に関しましては、歳出、つまり医療費等の支払額に対応して確定されるものであり、町といたしましては、今後とも健康づくりや予防活動、包括ケアの一層の推進を図り、医療費抑制にもつなげてまいりたいと存じます。

次に、議案第59号、南部町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例の制定についてであります。乳幼児を規定する条項に引用している学校教育法の一部改正に伴い、引用条項にずれが

生じたため、条例の改正を行うものであります。

次に、議案第60号及び議案第61号についてであります。青森県市町村職員退職手当組合並びに青森県市町村総合事務組合を組織するふるさと交流圏民センター事務組合が、平成20年3月31日をもって解散したことにより、地方公共団体数の減少及びそれぞれの組合の規約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第62号、土地の処分についてであります。八戸の鉄工業「百目木工業」が当町に本社工場を移転することとなり、先般、工場立地に関する基本協定を締結したところであります。今回、この移転先である第2福地工業団地の土地、1万9,503.35平方メートルを同社に売却するもので、この土地の処分について議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第63号、工事請負契約の締結についてであります。ふるさと運動公園第3期工事として、陸上競技場兼サッカー場の整備工事の請負契約の締結をするため議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第64号及び議案第65号についてであります。道路台帳の整備に伴い、旧三町村から引き続き認定していた町道1,335路線を廃止し、新たに町道968路線を認定するもので、道路法の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第66号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）についてであります。予算の総額に歳入歳出それぞれ4,528万1,000円を追加し、予算の総額を102億8,528万1,000円とするものであります。

この主な内容は、職員の人事異動による人件費及び臨時職員の賃金の調整のほか、工業団地土地売却に伴う繰入金を積み立てる公共施設整備基金費に1,980万円、選挙管理システムを改修する経費に540万2,000円、民生費老人福祉費の後期高齢者医療特別会計繰出金に272万2,000円、児童福祉費として福田及び高橋児童館、学童保育に使用している旧向保育所の改修費に合わせて542万円、畑地帯総合整備事業における用地買収分の増額分として170万円を計上したほか、道路橋梁費に448万円、教育費、小学校費にスクールサポーターの報償費に190万円、地域で学校を支え支援して行く新たな事業として、社会教育費に学校支援地域本部事業費として、報償費などに178万5,000円をそれぞれ追加計上したものであります。

これに充当する財源として主なものは、学校支援地域本部事業国庫委託金178万2,000円、畑地帯総合整備事業用地事務県委託金170万円、工業団地造成事業特別会計繰入金1,980万円、一般財源充当分として、財政調整基金からの繰入金が2,184万1,000円となっております。

次に、議案第67号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてで

ありますが、特定健診受診者が確定したこと、またシステムの改修をおこなうため280万2,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ3億8,525万8,000円としたものであります。

次に、議案第68号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、下水道工事費及び測量、設計等の業務に653万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億5,393万9,000円とするものであります。

次に、議案第69号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてありますが、第2福地工業団地売払収入2,000万円を追加し、このうち1,980万円を一般会計に繰り出すものであります。

以上、ご提案いたしました議案の概要についてご説明申し上げましたが、議事の進行に伴い、また、ご質問に応じまして、本職はじめ、副町長、教育長、担当課長より詳細にご説明をいたしますので、慎重審議の上、何とぞ原案どおりご議決、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 町長提出議案提案理由の説明が終わりました。

請願第1号から陳情第1号の上程、委員会付託

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、請願第1号から、日程第9、陳情第1号までを一括議題といたします。

本日までに、受領した請願4件及び陳情1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付しました請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しましたので、報告いたします。

なお、教育民生常任委員会は本日、本会議終了後、産業建設常任委員会は9日、本会議終了後開催いたします。

青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（小笠原義弘君） 日程第10、選挙第1号、青森県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法は、投票で行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、投票で行うことに決定しました。議場の出入り口を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○議長(小笠原義弘君) ただいまの出席議員数は19人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に佐々木勝見君、工藤幸子君、川守田稔君を指名します。

お諮りいたします。ただいま指名いたしました佐々木勝見君、工藤幸子君、川守田稔君を立会人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、佐々木勝見君、工藤幸子君、川守田稔君を立会人とすることに決定しました。

投票用紙への記載は、自席にてお願いいたします。それでは投票用紙を配付します。

(投票用紙配付)

○議長(小笠原義弘君) 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。立会人は、投票箱を点検願います。

(投票箱点検)

○議長(小笠原義弘君) 異常ありませんか。

(「異常なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は単記無記名であります。白紙は無効とします。

それでは、投票用紙に記載願います。

ただいまから投票を行います。１番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（小笠原義弘君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。開票を行います。立会人の佐々木勝見君、工藤幸子君、川守田稔君は、開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

○議長（小笠原義弘君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数19票、有効投票18票、無効１票。有効投票のうち、三津谷公雄12票、佐々木寿夫６票、以上のとおりであります。

なお、当選者は県内全町村議会の投票の集計結果により、青森県後期高齢者医療広域連合において決定されます。

議場の閉鎖を解きます。

（議場開鎖）

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

なお、６月７日、８日は議案熟考のため休会とし、６月９日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午前11時03分）

第16回南部町議会定例会

議事日程（第2号）

平成20年6月9日（月）午前10時開議

第 1 一般質問

10番 工 藤 幸 子

- 1．公共下水道設置について
- 2．安心安全なまちづくり、道路整備について

6番 河門前 正 彦

- 1．霜害対策について

4番 根 市 勲

- 1．南部町の医療、町立病院、各医療機関の現状と今後の課題について

12番 立 花 寛 子

- 1．後期高齢者医療制度について
- 2．青森県立高校の統廃合問題について
- 3．国保税について
- 4．道路行政について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君

13番 川守田 稔 君
 15番 坂 本 正 紀 君
 17番 佐々木 元 作 君
 19番 西 塚 芳 弥 君

14番 工 藤 久 夫 君
 16番 小笠原 義 弘 君
 18番 東 寿 一 君

欠席議員（１名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総務課管理監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	監査委員事務局長	立 花 和 則 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） 6月に入りましてからはクールビズということで、大変暑いようでございますので、上着を外すことを許可いたします。

ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第16回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時01分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の回数は3回までとし、制限時間は質問、答弁を合わせて60分以内といたします。制限時間を有効に使っていただくために質問者並びに答弁者は簡潔、明瞭にお願いいたします。

なお、制限時間5分前になりましたらチャイムでお知らせいたしますのでご協力のほどをお願いいたします。

これより通告順に順次発言を許します。

10番、工藤幸子君の質問を許します。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） おはようございます。さきに通告しておりました2点について町長にお伺いいたします。

まず1点目でございますが、公共下水道設置についてであります。下水道利用受益者負担及び下水道工事に伴う道路不整備についてであります。公共下水道設置事業は国の事業であります。市町村がくみ取り便所を水洗便所に改造しようとするものに対して、法律で国が助成し、または支援する。必要な資金の融通を行う場合には、これに必要な資金の融通またはあっせんを努める

ことになっております。そこで、地方行政との絡みはどのようになっているのか。また、受益者負担はどのように試算されているのか。過度の負担を強いられることはないのか。町の環境保全を推進するためにも多くの町民が利用できるように受益者負担が低額に査定されるのか。また、国支援は受益者にも活用されるのか。

また、建設工事においては、当初の施工計画のいかんによって、その工事の成否が左右されるとまで言われております。管工事業においても同様であります。工事のプランニングは工事現場における工事の日程計画の作業の相関関係、機械や資材、搬入労務、計画等が必要であります。工事施工に当たっては、契約上定められた図面、仕様書に基づいて所定の工期内に完成しなければなりません。工期のほか、機械品質、施工の精度、また契約条件を満たす工程管理をしなければなりません。発注者の側からは、工期内の完成はもちろんでありますが、繁閑の差が大きくある時期に工事が集中して、施工が粗雑になり、完成後にそのとがめが施工不良として発生することのないよう、工事管理が望まれます。それは発注者の信用を失うだけでなく、完成後に修復のために多大な費用を要します。工程の適切な管理は、事態を回避するためにも重要ではないでしょうか。

そこで、今我が南部町は公共下水道工事が始まっています。下水管渠、地下埋設工事やマンホールにつなぐ管渠設置工事ではありますが、何に起因しているかは定かではありませんが、工事終了後には気になる点が多くあります。例えば、普通車以下の車両通過時にはさほど気になりませんが、工事後の路面の未整備のため起こると思えないくらい大型車通過時には大きな音とともに、地震かと思われるほど建物が揺れ、驚いて立ち上がり、夜中目が覚めます。

そこで、お伺いいたします。まだ工事が未完成なのか、それとも地下の空洞化、またはその他に起因しているのか今後もこのような様相が続くのか、それとも改善するのか、このままでやり過ごすことが不可能であると思います。行政担当者が現場に出向くことがなく、業者に任せ切りなのか。このような状況で工事終了では納得がいかないと思います。ぜひ説明をお願いいたします。

次に、二つ目として、安全、安心なまちづくりについてであります。大向地区旧国道4号線歩道づくりについてと名川森越地区の道路整備についてであります。織田信長が戦いの前夜、「人間五十年下天の内に比ぶれば夢幻の如くなり」と舞を舞ったのは、1560年のことであります。昭和22年の平均寿命は男性が50歳、女性が54歳であり、400年近く日本人の寿命は50年でありました。それが、現在は85歳はまだ元気、「アクティブ85」などと言ってとてつもなく寿命が延びています。2007年の寿命は男性は79.02歳、女性が85.94歳と急ピッチで長寿化しました。100歳以

上の人口は昭和38年に153人であったのですが、今は3万人を超え、うち85%は女性であり、人生50年は全く過去のことになりました。余りに足早で長寿化したため、個人も社会もこれに素早く適応するのは難しい。さらに、団塊の世代がおおよそ5年後には老年人口の仲間入りをし、その大部分が後期高齢者になります。元気な高齢者がさまざまな日常活動を通じて地域社会を維持しなければならない。とても65歳を過ぎたから社会から養ってもらうのだと言っていられない。それが寿命が延びたことへの応答であります。

もちろん、心身の機能の弱体化が起こればケアが必要になります。それをさまざまな工夫によって地域での支援と高齢者が安心して暮らし、安全に過ごすことができる。だから、環境づくりが必要であります。まずは、そのためにも安全な歩道を確保し、歩行や自転車、老人カーの安全と、さらに法律で老人や子供たちも歩道の一部の自転車利用が6月からできるようになったことを踏まえ、歩道の安全を図るため、まずは旧国道であった三戸駅前から大向の県道の歩道の確立と、さらには現在交通量が大幅に増加し、細い道で非常に危険である県道櫛引上名久井三戸線(森越地区)の危険地帯の道路整備が必要不可欠でありますので、町長のご英断をお願いし、安全、安心の町をつくっていただきたいと思いますのであります。

以上、2点について町長のご答弁をお願いするものであります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤幸子議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず1点目の公共下水道設置についての中での受益者負担、または整備、道路不整備についてのご質問でございますが、細部の部分につきましては、また担当課長の方から私の後に答弁をさせたいと思います。

まず、南部地区の公共下水道の供用開始時期は一部でございますけれども、平成23年4月から予定をしてございます。受益者負担金、使用料等についてはまだ決定をしてございませんが、今まで実施した農業集落排水事業、または近隣の市町村の状況等を参考にしながら決定をしたいと考えております。ご存じのように、公共下水道の事業、国の補助金、そしてまた市町村の持ち出し分で個人の負担ということも考えております。農業集落排水事業、名川地区の場合においては受益者分担金は12万円をお願いをしました。そして、供用開始から普及を図るために3年以内の加入者につきましては、同額であります12万円を奨励金として交付したいと、こういう状況で

ざいます。

また、福地地区の農集排の場合でございますが、分担金はございません。ただ、合併後の新規採択地区については、受益者分担金を同額12万円の分担金をいただくということで今考えております。これについても普及をしていくために奨励金等々ということも考えていかなければならないだろうなと。まずは多くの方々が加入していただくことがこの事業は一番大事でございます。加入者が少なければ少ないほど公共事業に限らず集落排水というものは町の持ち出し、維持管理費というが莫大になってくるわけでございますので、これに努めていかなければならないと思っています。

次に、工事についてでございますが、管路布設後の路面の不整正について、5月末現在で工事が終り、仮復旧されている区間が230メートルほどあります。この区間の本復旧工事の発注は7月以降と予定してございますが、当区間の皆様には振動等のご迷惑をおかけしていると思います。本復旧までの間、何とかご協力いただき、私どもも早い発注と早い完成に向けて取り組んでまいりたいと、こう思います。また、現場等において担当課の方では当然確認調査していると思いますが、よく大型車が通ると工藤議員がおっしゃったようなご意見も聞くことがあります。その都度確認をしながら、路盤沈下などは特にないかどうかという部分が重要になってきますので、仮にそういう部分があるとなれば、応急措置を講じながらでも取り組んでいかなければならないと思っております。どうしても、若干の振動、若干ではないかも知れませんが。工事に伴ってそういう部分が生じる部分があると思いますので、その生じる中においても極力ご迷惑がかからないような形で、現場をまず確認をしながら取り組むことが必要だと、こう思っております。

次に、道路整備についてでございます。2カ所ほどご要望がありました。今、道路特定財源見直しを含めながら、一般財源化の議論がされているわけでございます。我々地方はまだまだ道路整備がおくれているという中で、県町村会としましても道路特定財源の確保というものを求めてきたわけでございますが、1カ月ほど暫定税率廃止の期間がありましたが、その後今国会の方では一般財源化に向けて議論されております。恐らく福田首相が一般財源化すると、こういう意向のようでございますから、ただその中で一般財源化されたときにしっかりと道路財源を確保していかなければ、我々地方はまだまだ道路整備はおくれていくなと思っております。この議論につきましては、いろいろあると思いますが、道路整備が進んでいる市町村については教育福祉に活用できるようにしてほしいという要望があるでしょうし、まだまだ我々の町村、おくれている地区に関すれば、道路財源をしっかりと確保してほしいと、こういうことになってくるわけでございます。

その中で、1点目の大向地区旧国道4号歩道整備についてでございます。三戸南部線の古牧橋から三戸駅前までの区間、一部歩道が整備されているもののほとんど未整備のままとなっております。この路線は県道でございますが、交通量が多く、児童生徒の通学にもなっておりますので、交通安全の観点からも歩道の整備が必要であると考えております。しかしながら、整備に当たっては歩道確保のためのおよそ800メートルの距離になるわけでございますので、多くの家屋が、議員、地元でございますからご存じだと思いますが、家屋移転が伴うと。事業費が莫大なものになってくるだろうと思っております。この区間の歩道整備については、今後も県をお願いをしておりますが、担当課の方では県の方とも打ち合わせをしながら要望活動は行っておりますが、正直なところ、非常にいい返事はまだ返ってくる状況ではない。それほど家屋移転が伴うという部分である程度時間を要するのかなと。それでもしっかりと要望は訴えてまいりたいと、こう思っております。

次に、一般県道櫛引上名久井三戸線の森越福田間でございますけれども、この路線を管理しております三八地域県民局地域整備部によりますと、平成16年度から県の公共事業評価において、一時事業休止となったところと聞いております。しかしながら、当区間については道路の詳細設計まで終えておりますので、事業展開を要請してまいりたいと考えておりますし、先般の県民局との市町村長、三戸郡の市町村長会議においても、この区間についても強く要望をしたところでございます。当時は、名久井農高さんの通りが完成したら第2期工事として着手をするというふうに私ども伺っておりました。そういう中で、名久井農高さんから森越までの道路整備が完了したものでしたから、ああ、工事に入ったなと思っておりました。何かおかしいなと思っていましたら、現況の舗装を新しく変えたということでしたので、すぐ私ども「話が違うんじゃないか」というふうに県の方にもお話をし、2期工事ではといていただくというふうに前に聞いています。私も強く要望し、今、県民局とまた、本庁の方とも調整をしながら、早期に向けてまず着工に入ってもらうように要望をしておりますので、今後また調整を図りながらあそこの道路は非常に広い道路から一気に狭い道路になってくる通行量も多い道路でございますので、危険度も非常に高い道路でございます。私どももしっかりと県の方に要望してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） それでは、1番目の下水道利用受益者負担について説明いたしますが、国の支援は施設までとなっております。管路、それから処理場、これの建設につき

ましては50%の補助をいただいでやっておると。その後の管理運営につきましては受益者負担、分担金もございますが、使用料です。これに基づいて運営されていくと。当然、加入者が少なければ、これ町の持ち出しが発生してくるということで、できましたらより多く早く加入者をふやすことが必要だと、そういうことでございます。

あと、工事につきましては、230メートルほど今契約的には終ってございますが、その後、路盤が静まるのをまって、本復旧をしたいと。今までやってきました箇所についても本復旧が終ったところは段差は全然ございません。そういうふうな形になると思います。ただ、効率的に道路の再舗装等をやっていくわけですが、効率的にやっていくには、しばらくの間地盤がおさまるのを待って、そして本復旧に入ることが必要だということで、そういうふうに230メートル区間についても今後本復旧を発注し、またもとに戻していきたいと、そう思っております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 工藤幸子君。

○10番（工藤幸子君） 工事に関しては応急復興をやるということで了解いたしますが、旧国道三戸駅前から大向の歩道でございますけれども、これは大分前にもお話しをしました。私もそういう密集地を改良、改善し、そして立派な商店街をつくった岩手町を視察に行きまわして、そして、省庁を数箇所起用するという状況で実施しまして、非常に大きな予算を得ることができた。私どもの町は、南部藩発祥の地ということで、国の指定もいただいているわけですから、国に対しての交渉度も高いのではないかと、このようにも思っている次第です。ですから、道路に密着したような建物ももちろんそこは補償するなり、あるいは2階をつくってもらうなりして、岩手町はみんなきちんと整備したという経緯があるということ伺ってまいりました。大変な努力ではあったけれども、このように立派な通り、街ができましたと伺ってまいりましたので、私どももそういう先ほど言いましたような国指定という状況でもありますので、手ひっこみをしている状況、すべはないのではないか、もう少し努力をできるのではないかと、私は常にそのように思っております。

そしてまた、大型店舗ができた状況によって、非常に倍以上の交通量がふえまして、それ以前にも事故が多発しておりました。酒屋さんとかに大変30代前後の女性の方が押し込まれて、ガラスごと割れて、本人も大けがをするという、それは道路に電柱があったため見えなかったという、

そういう状況の経緯がありますし、また、10メートルぐらいやはり電柱のために視界がわからなくて、子供が10メートルも車にひかれたという、そういう状況もありますし、いろいろな状況があります。老人カーが下水の穴に車、キャスターをとられて、身動きができなくなったとか、そういうことが多々あるわけですので、しかもことしまた電灯もつくという、そういう通りで、本当に貴重な町の一部ではないかと思っておりますので、この辺は重々頭に置かれまして、ぜひあの通りは改善をしてほしいと、このように思っている次第でございます。

森越の状態は大変望みがあるかなと思って伺っておりましたので、第2次であろうと、あそこも改善していただければ大変危険度が少なくなってくるのではないかと、このように思っている次第でございます。工事の揺れ、路面の揺れ、道路の揺れ、そういうふうなものを改善していくという再度工事があるみたいですので、その辺はご期待申し上げまして、私の質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤幸子君の質問を終わります。

6番、河門前正彦君の質問を許します。河門前正彦君。

（6番 河門前正彦君 登壇）

○6番（河門前正彦君） 質問に入る前に、5月の12、13日の降霜被害に遭われた農家の皆様にお見舞い申し上げます。

それでは、質問に入らせていただきます。

本年は春先から好天に恵まれ、果樹の開花が例年より早まるなど、農作物の生育が順調でありましたが、5月12日、13日の未明から朝方にかけての冷え込みによる降霜で、町内においても農作物に霜害が発生しています。6月3日に産業建設常任委員会で町内8カ所調査しましたが、サクランボ、ウメ、リンゴ、全くなっていないようなところもありました。それで、私たちの調査では、どれぐらいの被害なのかわかりませんが、そこで、霜による被害の状況はどうなっているのかお伺いいたします。

また、被害に遭った農家へ町としてどのような支援をしていくのかお伺いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、河門前議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

凍霜害についてでございますが、まず、被害に遭われた方々に対しましては、私からもお見舞いを申し上げる次第でございます。

5月の12日から13日にかけての被害が発生したわけでございます。町では農地を巡回して、被害の状況を確認するとともに、生産者や農業団体長会議での聞き取り調査などをもとに、町内の農地で降霜による収量に影響があると思われる地域の面積を集計したところ、現在のところおよそでございますが、97ヘクタールほどという結果になってございます。

被害でございますが、全町において部分的に見られ、特に、旧名川地区の如来堂川沿いに被害が確認されております。園地によって被害の程度が格差がございますが、非常に局地的な被害、私ども農家の方々からいろいろお話を聞きました。現地も見たりしました。その中で、被害に遭われている方々は全く皆無的なところもあるという状況でございますし、被害がさほどなかったところは平年作とそんなに変わらないという、まさに局地的な状況での今回の被害かなと思ってございます。今、県の方でもきょうの新聞に出ておりますが、園地を調査し、今週中に調査結果をまとめるということでございますので、その結果も見ながら、支援についてどういう支援が必要になってくるのか、平成13年のときに大きな被害があって、これは青森県全域において被害がありました。このときは災害指定を受けましたから、いろいろな支援事業がありました。今回13年度と違っております、局地的という部分で、県が今後どういうふうな検討をされていくのか。また、それに合わせて私ども南部町としても県の動向を見ながら考えていかなければならないと思っておりますし、まず最終的な調査結果をしっかりと確認をし、どの程度まで町としても支援をできるのか、全部というわけにも行かないかも知れません。ただ、皆無的な方々の園地の方々、大きな打撃を受けると思いますので、そういう中では何とか農家の方々が元気を取り戻せる、そういう部分をしっかりと考えていかなければならないなと思っておりますが、現時点においてはもう少し調査をさせていただいて、検討してまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。河門前君。

○6番（河門前正彦君） 被害状況をお伺いして、被害は一部の地域だけのようですが、被害の程度は場所によってはかなりの違いがあります。被害の大きい農家には、技術指導だけではなく、経営資金を借り入れた場合の利子補給、また、防霜ファン設置など、財政的支援も検討していただくことをお願いして、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で河門前正彦君の質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩いたします。

（午前10時38分）

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

（午前10時52分）

○議長（小笠原義弘君） 4番、根市勲君の質問を許します。根市勲君。

（4番 根市勲君 登壇）

○4番（根市勲君） 私は、今回通告してあるとおり、南部町の医療、町立病院、各医療機関の現状と今後の課題について質問させていただきます。

今回どのような観点・視点からこの質問をさせていただくかを私なりに疑問点、注目したい点から述べさせていただきます。一般町民の立場で考える健康、あるいはこの町で安心して暮らすための重要な観点は何かを考えた場合、多くの方が考えるポイントは、次のようなことではないでしょうか。

朝、元気に起きて、家族で仲よく食事、団らんを楽しみ、元気で仕事ができること、生活習慣病や慢性病にならないで、薬や医者に頼らない生活。

万が一、ぐあいが悪くなったときは、身近に助けてもらえる信頼できる病院、医者がいること。

運悪く、この世から亡くなるときは、余り苦しまずに、周囲に迷惑をかけずにころっと死ねること。

どうしても、ぐあいが悪くなって、一人だけでは生活できなくなった場合の安心できるケア体制の確立された町、地域、制度等。

しかし、具体的にどうすれば理想に近い体制が実現するのかというと、多くの課題が山積しているというのが現実ではないでしょうか。

私の住んでいる旧名川町名久井地区の多くの方から聞かれるのは、役場の本所は福地に持っていかれた。町の名前は南部になった。せめて町立病院だけはこの名久井地区にとどめて、安心して暮らせる病院のあり方を考えてほしいという、切実な声であります。

以上のような背景を踏まえて、通告の質問に入りたいと思います。

まず1点目として、町立名川病院の経営状況はどのようなものか。ここ数年間の詳しい説明をしていただきたいと思います。聞くところによりますと、多くの自治体病院が、毎年毎年変わる医療を取り巻く制度、基準の改正というべきか、改変、それにより収益の減少による赤字化、逆に従事者の減少不足に伴う人件費、経費の増加によって、経営は大変厳しいと言われておりますが、利用している頼りにしている多くの町民は、大変心配していると思います。

2点目として、近いうちに、この町立名川病院の改築、もしくは建てかえを検討しているように聞いておりますが、その場合、問題点、目指す方向はどのように考えておられるのか、わかる範囲で説明をお願いしたいのであります。

その場合、改築の規模（面積、予算等）改築の時期、改築の場所（今の場所か別の場所か）どのような特徴、よそに比べてよい点、長所を持った施設。を考えているか、わかる範囲で説明をお願いいたします。

3点目として、この南部町内及び周辺にも三戸郡内でも公立の総合病院的なものは、三戸、五戸にもあり、町内にも私立、南部病院があります。また、個人で開業している多くの医院、薬局等の事業者がおります。範囲を広げて三八地域、あるいは八戸を中心として半径50キロ圏内で考えると、さらに考え方が変わってくると思いますが、このような医療に携わる多くの施設、機関、事業者等の連絡、連携、協議会はどのようになされているのでしょうか。

また、このような会合がある場合、町の担当課等はどのようにかかわっているのでしょうか。もし、話し合いの場がないとすれば、福祉の分野、部門を含めて、必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

町の医療、福祉の施策は安心してこの町に暮らす。町民にとっては最も重要性の高い問題の一つだと思います。

町長の詳しい説明と解決すべき課題についてわかりやすい答弁をお願いし、私の質問を終らせていただきます。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、根市議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まずその前に合併して南部町も3年目に入りました。50年の歴史をそれぞれ持ったの合併でございますので、まだまだいろいろな部分で課題等もあるかと思いますが、まず早く南部町とし

ての気持ちになって私どもも取り組んでまいりたいと、こう思っています。

特に、今回のご質問、医療に関する部分、非常に住民の方々が気になる部分だと、こう思っています。また、大事な部分でもございます。そのご質問の中で、ここ数年の名川病院の現状について答弁をいたしたいと思います。平成15年度から19年度までの5カ年についての名川病院の状況についてご説明いたします。平成15年4月より長期にわたり治療が必要な患者のために一般病床66床のうち、40床を療養病床へ転換をしてございます。その結果、病床利用率が前年度11.4%上回る99.2%に増加しました。以後、平成16年度は98.9%、平成17年度は100.4%、平成18年度は99.8%、平成19年度は97.3%と、まずほぼ満床の利用率を維持しているところでございます。

一方、外来についてでございますが、平成15年度の1日平均患者数が201人でしたが、診療報酬改正による長期処方箋等の影響により、平成16年度は193人、平成17年度は184人、平成18年度は187人、平成19年度は181人と、少し減少はしておりますが、大きな減少にはなっていないというふうに理解してございます。

経営状況でございますけれども、平成14年度は1,634万9,000円の純損失でございました。そこまで大変な経営の状況がよくないということで、私も平成11年度に名川町長に就任させていただいたんですが、毎年1億2,000万円ぐらいの赤字の状況でございました。これを何とか解消していかなければならないという取り組みを12年度から検討しながら行って来、先ほど申し上げました66床の一般病床から40床の療養型に変えた。その結果、赤字決算を解消してきているわけですが、病床転換の影響による入院収益の増加、退職に伴う職員の不補充、材料費の削減等の経営改善を院長、病院スタッフ一緒になって行った結果、15年度は5,751万2,000円の純利益を計上してございます。以後、平成16年度は6,072万9,000円、平成17年度は6,128万2,000円、平成18年度は5,536万7,000円の純利益となつてございます。平成19年度においても若干減つてございますが、医療改正法等々の影響もございまして、それでも3,265万5,000円の純利益を見込んでございます。県内に29自治体病院があるわけですが、平成19年度決算見込みにおいて、純利益を見込んでいる病院は名川病院を含め8病院となっており、うち累積欠損金がない病院は名川病院を含め3病院という状況になっており、名川病院におきましては、県内でも健全な経営が保たれていると、このように思っています。

次に、病院の改築、建てかえ等の問題点等々のご質問でございますが、現在の病院用の鉄筋コンクリート造りの建物の耐用年数は39年でございますが、現病院の診療棟及び療養棟、病棟部分の本体部分につきましては、昭和43年に建設されておりますので、こととして40年経過をすること

となります。そのため、建物本体や各種設備の老朽化の進行が激しく、抜本的な更新を行う時期を迎えてございます。そのため、旧名川町時代でございますが、保健・医療・福祉を包括的に提供する施設として医療健康センター整備構想により建設に向け計画をしてきております。その構想を具現化するため、平成19年度においてマスタープラン等を作成してございます。マスタープランの内容については、7月に教育民生常任委員会所管事務調査の予定となっており、その後、議会全員協議会においてご説明を申し上げたいと考えてございます。

病院につきましては、私ども合併前8市町村との合併で1年半協議会を進めてきたわけですが、八戸市に対しても合併を進めていく上において名川町の場合、この医療の計画というものは絶対これだけは譲れないという中で進めて、取り組んできておりました。これはもう議員の皆様にもその意向をずっと私どもお伝えしてきてございますので、数年前からもう五、六年前からの計画で来て、今日に至っております。

建てかえ等の問題についてでございますが、病院事業への建設費起債償還に対する一般会計からの繰入金や保健部門の建設費など、いわゆる町の財政的負担が伴うことが大きな問題になってくるわけですが、また、病院事業債の借り入れに対する許可、跡地も含めた増築部分の活用をどうするかと。八戸地域医療圏における機能再編成における名川病院の位置づけ等があると考えてございます。南部町の保健・医療・福祉の包括ケアシステムを構築していくため、今後関係機関と協議をしていく予定でございます。

規模でございますが、これは専門の先生方を含めながら当時構想していた規模でございますが、医療保健センターの全体の延べ床面積は約7,500平米、うち病院5,400平米、保健部門2,100平米程度と、建物建設費で約22億円程度になるものかなと考えてございますが、通常もっと多額の経費が今までの病院建設と考えられますが、昨年佐賀関病院という病院を見てきました。90床の病院新築で14億円で建てていると。研修に行った方々大変びっくりしておりましたが、そういう病院の建て方もあると。贅沢をすればきりがないと。まず必要な最低限の部分での包括ケアを進めていきたいなと思っておりますので、議長にも当初予算編制のときにお願いを申し上げましたが、ちょっと遠く九州でございますが、私は費用がかかってもその病院をぜひ議員の皆さんも見に来てほしいと思っておりますし、院長にもぜひ病院のスタッフ、その病院を視察に行ってほしいというふうに話してございます。そういう病院もあるということをお知らせをし、最小限の中で取り組む必要があるというふうに考えてございます。

時期でございますが、現段階ではまだ正式な時期は決まっておりません。町の財政状況、そしてまた病院の事業債等、担当の県市町村振興課との調整もございまして、医療再編成担当の医

療業務課との調整等々も当然あるわけでございますので、そういう協議をしてまいりたいと、こう思っております。

中国の四川大地震が特に学校が話題になったわけでございますが、現状の名川病院もそういう老朽化が激しいということを考えますと、5年ぐらいをめぐりにしっかりとした部分をつくっていけないものかなと、これは当然県の方ともお願いをしていかなければならないわけでございますが、それに向けてしっかりと議員の皆様にもご理解をいただきながら、財政状況という部分もしっかり計画を立てて、取り組む必要があると思っております。

また、場所についてでございますが、その当時建設委員会を設置いたしました。建設候補地として4カ所をその委員の皆様から答申をしていただいた経過があります。しかしながら、合併したことにより、1次医療圏の範囲も拡大したこともございますので、今後候補地につきましては、再度検討をする必要があると、こう考えております。民間の病院もございますし、そういう部分も考えながら、ただ南部町として考えたときに、無医師地区が発生してはならないなという部分を考えて進める必要があると、こう思っております。

進めるに当たって、特徴、長所等でございますが、医療健康センターという施設に、保健から医療並びに福祉サービスまでの提供組織を一元化して機能させる考えでございます。これは病院をこれまでの独立した病院として存在させるだけではなく、医療と保健及び福祉との横の連携を強化し、南部町独自の包括ケアシステムを推進するためのものでございます。議員もご質問の中で健康と医療とそしてやむを得ない場合の福祉に世話にならざるを得ない、そういう部分も考慮する必要があるのではないかとご質問がございましたが、まさにそういう医療センターをつくってまいりたいと、こう思っております。

県におきましても包括ケアシステムの構築を提唱しており、知事も相当な力を入れております。南部町は県の包括ケアのモデル地区にも指定をされているところでございますので、まさに県のモデル病院としてスタートを切りたいと、こう思っております。今月6月28日、知事と私、まさに包括ケアシステムの構築についての懇談会を1時から町民ホールで行うことになっておりますので、ぜひ議員の皆様もご出席をいただき、私どもの今考えている包括ケアシステム、これをしっかりと知事の方にもお伝え申し上げたいと思っております。

病院においては2次救急医療、慢性期医療、終末期医療、在宅医療、保健活動では、特定健診や予防接種を行うなど、さらに地域医療活動や疾病予防、健康増進活動を強化していけるものと、こういうふうを考えてございます。

次に、他の医療機関等との連携協議等でございますが、入院及び退院時の調整を行うため、院

内での相談・調整機能を充実させることが重要であることから、現在、看護師長が担当して行っておりますけれども、今後は医師及び看護師、事務職員を含めた体制の整備を図るため、院内に地域医療連携室の設置を検討しているところでございます。

また、町内においても担当課との連携を図るため、定期的に会合を開いて、連携を密にして取り組んでいるところでございます。

病病連携についてでございますが、中核病院である八戸市立市民病院や八戸赤十字病院、青森労災病院、三戸中央病院、南部病院、病診連携においては町内民間診療所の川守田胃腸科外科や小向クリニック、南部医院、ナンプクリニックさんと連携を図り、地域住民が最適な医療サービスが受けられるような体制をとっているところでございます。

また、町内の介護施設においては、老健なんぶ、そして町社会福祉協議会、長老園、グループホームの指定協力病院として、入所者や利用者に対する診療も行っているところでございます。救急につきましては、私ども八戸市にも近い地域でもございますので、そこまでの医療体制をとれる病院に持っていこうとするとこれは間違いなく経営的には大変厳しいことになるだろうと、こう思っておりますので、まず、慢性患者の方々においては、地元でもしっかり診察、診療できる、そういう病院が必要かなと、このように思っておりますので、議員にもご理解をよろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありますか。根市君。

○4番（根市勲君） 詳しい答弁ありがとうございました。

今町長さんから6月28日、楽楽ホールで「三村知事と工藤町長の包括ケア対談」ということですが、「保健・医療・福祉包括ケアの未来予想図～南部町編」ということになっておりますが、以上のチラシが町内に配布されております。町長が一番訴えたいことは何でしょうか。

また、町立病院の今後のあり方、方向は国の政策の変化によって、今後まだまだ変わるものなのでしょうか。

また、町立病院の運営等について、公設民営化のような方向は可能性として考えているのでしょうか。

その場合、現在従事している関係者のやる気、いわゆるモチベーションをどのように向上、維持して、病院の経営を考えているのか。

また、病院の建てかえの場合、多額の費用が必要になると思われますが、その場合の財源、町

の財政に及ぼす影響等も大変気になることですが、わかる範囲で説明をお願いいたします。

また、名久井地区の多くの住民の要望として、旧名久井第一中の用地もあることから、先ほど工藤幸子議員も通告しておりました、櫛引上名久井三戸線県道の一層の設備促進とあわせて、今の平地域内から大きく移転することのないような計画を進めていただくように、名久井地区大多數の要望であることも申し添えて、早期着工、完成実現に向けて、私たちもできる限りの協力を惜しまないことをお約束したいと思います。町長の思いはいかがなものでしょうか。

これで再度質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、6月28日、知事との包括ケアについて懇談をする機会がございますので、まず、保健・医療・福祉、これは私は一つの公約でも掲げてきたわけですが、人は生まれて親からしつけを受け、教育を受け、仕事をし、そして最後には仕事から離れ、いずれはだれでも亡くなる時が来る。その過程の中で、教育が必要である。そしてまた、健康でいるための医療が必要である。しかし、医療で回復できない場合もあると。その場合は福祉にお世話にならなければならない。これは私ども3点セットであろうという思いで包括ケアを進める必要があると、こう思っておりますので、それをさまざまな包括ケアを進めていく上においては、役場の担当課はもちろんでございますが、医療機関、または福祉機関、ここの連携が非常に大事になってまいります。これをまず県のモデル地区として今回の医療センターを進めているという部分をまず知事にしっかりと訴えなければならないと、こう思っております。

診療法の変化でございますが、これは国会で私どもも大変困るのは医療改正が数年で行われる。当時療養型を進めたときに、一般病床から療養病院に転換する場合にそれなりの報酬等があり、そっちの方向で行こうというふうに方向を転換しました。2年するかしないかで療養病棟に対する診療報酬が引き下げられたわけでございます。これは病院経営からすると大変な痛手になるわけでございます。恐らく国はできるだけ病院再編をし、中核病院に医者を集めていこうと、そういう流れだと、私は思っておりますが、我々農村から見たときに、病院がなくなった場合どうなるかと、こういう部分が我々の地域では大変重要なことなわけでございますので、いろいろ報酬等については私の方でどうなっていくのか国会でどういう議論されているのかちょっと情報もないものですからわかりませんが、私どもとすれば、数年でしょっちゅう改正されることのないようにしなければ、自治体病院にかかわらず、病院を抱えているということは非常に経営的に

は厳しくなると、こう思っております。

それから、公設民営の考えはないかということでございますが、一つはこれも考えていかなければならないだろうと思っておりますが、先ほど佐賀関病院をぜひ見てほしいというお話しをしました。もう1回説明させていただきます。ここの病院は、合併前は町立病院でございました。佐賀関町と隣の大分市と合併が進められたわけです。その合併の条件で大分市は公立病院を市で持たない条例というのをつくっていると。ですから、市には公立病院がない。これは話を聞きましたら、当時、民間病院が市に公立病院ができると競合、競争になるということのような話でございました。それから以降、公立病院は持たないという条例があるものですから、合併するときにみずから公立病院の佐賀関病院をなくしなければならなかったということのようです。

それで、合併に向けての考えが強かったことがあって、いわゆる市と合併の前に公立病院を廃止し、そして新たに医療法人をつくった病院です。当時いた院長が中心になって、そして当時11名ほど医師がいたそうですが、立ち上げるときには4名の医師が残ったと。現在は11名ほどいるというふうに伺っております。まさに、公立から民間に移行して成功している病院、病院がありながら、その病院が診療所も経営してございます。ですから、ぜひ議員の皆さんも直接、私の話よりは実際やってきた院長を含め、事務長さん方のお話を聞くことが一番いいのかなと、こう思って、ぜひ視察に行っていたきたいということでございます。

そういう部分で、現在のスタッフで公設民営化がいいのか、これは当然その現場を代表する院長の考えという部分もこれは尊重していかなければならないと、こう思っておりますので、そういう部分、今後しっかりと協議をしながら進めていくことが必要だと、こう思ってございます。

費用についてでございますが、厳しい財政状況の中でどのようにして計画的にできるかという部分が大事になってまいります。かといって、耐用年数過ぎた40年目に入った老朽化されている。これを見通しの立たない状況で大地震でも起きたら、またこれも大変だなということも考えますし、県の方の支援事業がどういうものがあるか、あるいは今名川病院は利益を上げてございますので、そういう中でどれくらい建設に向けて名川病院でも支出することができるのか、これをしっかりと、どの事業を活用できて、どういう借り入れで、何年でという部分をつくっていかなければならないと、こう思っております。

それから、場所についてでございますが、議員からは名久井第一中学校の跡地もあるよと、ご意見あります。もう既に名久井第一中学は町営住宅建設で、県の採択も国の採択も受けて、進められておりますので、もう既に入り口の拡幅も昨年行われて、町営住宅のあれが採択で進んでございますので、ここの場所ということではできないだろうと、こう思っております。場所につき

ましては、当然根市議員地元の平、広場含めての議員さんでございますので、地元の要望というのがそういう要望が出ているということは要望として承っておきたいと、こう考えております。

○議長（小笠原義弘君） 以上で根市勲君の質問を終わります。

12番、立花寛子君の質問を許します。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 日本共産党の立花寛子でございます。6月定例議会に当たり一般質問を行います。

初めに、ミャンマーのサイクロン被害や中国・四川大地震など、考えられないような大被害が起きております。いつやってくるかわからない災害のため、考えられる対策をとることが求められております。各学校の耐震化が進められようとしていることは、喜ばしいことであります。気候変動のためか、霜の被害に遭われた皆様へお見舞い申し上げます。農業を取り巻く環境は年々苦しくなるばかりですが、食料危機が叫ばれております。農業を発展させ、地域活性化につながることを願いながら一般質問を始めます。

後期高齢者医療制度について質問します。4月から実施されました。内容がはっきりすればするほど「廃止や中止以外に道はない」「やめさせない限り苦しみは一生続く」と、全国どこでも住民の怒りが沸騰しています。怒りは政治的立場の違いを超えて広がっています。この制度の最大の問題は、75歳という年齢を重ねただけで国保や健保から強制的に脱退させられて、別枠の制度に囲い込まれ、保険料は天引きで、2年ごとに際限なく上る。保険で受けられる医療はどんどん切り下げられる。医療費削減のために高齢者を差別するということにあります。年齢による差別医療などというものはどんな理由があっても許されるものではありません。お年寄りが長生きされたら、みんなで喜び、医療費を無料にしていこうというのが当たり前の政治の姿勢ではないでしょうか。

日本共産党、民主党、社民党、国民新党の野党4党が提出しました後期高齢者医療制度廃止法案の審議が行われました。廃止法案のポイントは来年4月に制度を廃止し、老人保健制度に戻す。ことし10月までにとる緊急措置は、

- 1．後期高齢者保険料の年金からの天引き中止
- 2．保険料負担を軽減
- 3．サラリーマンの被扶養者の保険料徴収の中止

4．70歳から74歳の窓口負担2割の中止

5．65歳から74歳の国保税の年金天引き中止などです。

私は以前の老人保健制度について、国庫負担を削減し、国民に負担増を押しつけてきた老人保健制度の問題点は当然改革が必要であると考えています。しかしながら、差別医療をしている後期高齢者医療制度とは決定的に違うものであると考えております。間違った制度を直ちにやめ、元に戻すべきではないでしょうか。3月定例議会で町長は「現行の老人保健制度に変わり、公平でわかりやすい制度として創設されたもの、人権を侵すような制度とは考えていない」と、答弁されていますが、75歳以上だけ別の制度をつくることは差別的だという意見が聞かれています。町長は今でもお年寄りによい制度だとの考えでしょうか。

国会では民主党と一緒に制度の廃止法案の発議者となって参院の意思として廃止法案を可決し、成立させようと呼びかけたわけですが、町長の立場、副広域連合長としてはこの動きをどのようにごらんになったのでしょうか。野党4党が参議院に提出した後期高齢者医療制度廃止法案についてどのような考えを持っておられますか。青森県後期高齢者医療広域連合議会で制度の中止、撤回を求める考えはありませんか。

次に、後期高齢者診療料や終末期相談支援料が盛り込まれております。国民健康保険名川病院の受ける影響、患者に与える不安はあるか調査する考えはおありでしょうか。

後期高齢者医療制度の診療報酬は外来医療に受診できる医療の制限につながる後期高齢者診療料や延命治療の打ち切りにもなりかねない終末期相談支援料が盛り込まれ、住民から批判や不安の声が上がっています。後期高齢者診療料については、届け出をしなければ、これまでどおりの外来診療はできると聞いておりますが、名川病院では導入されるのでしょうか。現場の様子などを含めて答弁をお願いするものであります。

青森県立高校の統廃合問題について。国や県の教育予算のあり方について、予算の増額を訴える考えはおありでしょうか。県立高校教育改革第3次実施計画に盛り込まれました南部工業高校や名久井農業高校の計画について改善、撤回を求める考えはおありでしょうか。質問はこの2点ですが、後半の質問につきましては、南部工業高校の廃校計画を撤回させようという集会に参加していただいておりますので、声を上げているという姿勢を伺い、うれしく思うものであります。

現在、国や県の予算のあり方を考えるとき、どのような方向で予算が組まれているかで、何を大事にしているのかがわかるのではないのでしょうか。人を育てる教育予算については、少子化を理由に教育予算を大幅に削減し、競争をあおれば、学力向上につながるという考えのもと、予算

配分が行われようとしております。また、何を根拠に適正な学校規模などと決めつけてくるのでしょうか。自然豊かな学校環境で少人数学級で学ぶことこそ、学力向上につながるのではないのでしょうか。この点から考えましても、南部工業高校や名久井農業高校は素晴らしい環境にあると言わなければなりません。町長の考えをお聞きするものであります。

国保税について。１点目は、国保税を引き上げる計画だが、国保加入者に負担が集中する原因は何か。

２点目は、国や県に対して、負担軽減のため、どのような姿勢で臨んでいるのか、改善を求める考えはあるのでしょうか。の２点の質問であります。

社会保障及び国民保険の向上を目的とし、住民に医療を保障するための制度である国保が逆に社会的弱者を医療から排除しています。この状態は何年も前から指摘されています。高過ぎて国保税を払い切れない企業のリストラで健康保険に加入する正社員は激減しています。その一方で、派遣、パートなどの国保加入が増加していますが、それらの多くの若者が国保税が払えず、無保険者となっているケースがふえています。このように住民の命と健康が破壊されつつあります。日本中でこのような理由から国保税を払い切れない世帯がふえ続けております。私は当町で国保税を引き下げてほしいという要求を訴え続けてきたわけではありますが、受け入れられず、ますます重い国保税になってきております。

国から地方への税源移譲に伴って、所得税と住民税の税率変更が実施され、大幅な増税になっています。制度の変更で収入がふえなくても計算上増額となり、その数字がもとになり、税金が計算されるため、生活実態を反映しない数字になっているのではないのでしょうか。税金を払い、国保介護保険料を払い、年金保険料を払ったら、幾ら生活費に使えるのでしょうか。家賃や教育費を想定したら食費に使える額はわずかです。社会保障の保険料負担は生計費非課税という原則をとくに無視しているのではありませんか。政府や行政は負担の公平、苦しくても払っている人があるなどと言いますが、限界を超えた負担の強要は公平どころか過酷の押しつけと言わなければなりません。食事を減らして税金を払えと言っているようなものです。低所得者ほど重い税金の取り立てになっている仕組みはどこから来ているのでしょうか。これに対して、当町ではどのような努力をしているのでしょうか。１町村だけの努力では、限界があると考えておられるのであれば、国や県に対して、社会保障費に対する増額や県から町国保への独自の支出金の支払いを要求するなど、自治体として声を上げるべきではないのでしょうか。ここ数年、国保加入者に集中的とも言える負担の増加はどこから来ていると考えておられるのか、もしくは考えておられないとすると、その理由は。

また、国や県に対して積極的に財政支援を行うことを求める考えはあるのかないのかなど、ご答弁願います。

道路行政について。産業廃棄物の中間処理施設の計画が発表された最中、農道として使われています道路が封鎖されました。現在はどうのように処置されているのでしょうか。町民に不安を与えない改善策をとる考えはあるのでしょうか。について質問をするものであります。

ことし3月5日、名川地区斗賀のげんき館で、業者主催の産廃施設建設計画についての説明会がありました。集まった参加者の中から「農業が続けられない」「勤め先ができるからよいと単純に言えない」「斗賀住民は建設には反対だ」などの声があがりました。その席上で「農作業の忙しいときに道路をとめられた。危険な山道を通して農地に行かなければならなかった。こんなことはやめてもらいたい」というような話が出ました。町長は「産廃問題と道路の封鎖は別問題で、別々に考えてほしい」と答弁していましたが、住民は一緒のこととして受け取っています。どうしてこのような事態になったのでしょうか。事の経過の報告を求めるものであります。

産廃施設建設計画が白紙撤回されないうちは、この問題を取り出して、住民や農家の方が大切にされている道路をいつ封鎖されるかと不安を抱えています。このことは一体何を意味しているのでしょうか。町か県が責任を持って整備した道路の所有が個人のものであったなどということが起こり得るのでしょうか。道路の所有権はだれにあるのか、どうして道路封鎖なるものが起こり得たのか。これからどのような対策を考えておられますか、お伺いするものであります。

○議長（小笠原義弘君） ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

（午前11時48分）

○議長（小笠原義弘君） それでは、休憩を解きまして会議を再開いたします。

（午後1時01分）

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、立花議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず、後期高齢者医療制度についての件でございますけれども、後期高齢者医療制度につきましては、急速な少子高齢化に伴う高齢者の医療費の増大を踏まえ、これまでの老人保健制度にお

ける財政運営の責任や現役世代と高齢者との負担責任との不均衡等の問題が指摘されてきたところでございます。今後も国民皆保険を堅持し、維持可能な医療保険制度にするため、国は公平でわかりやすい制度として後期高齢者医療制度を創設し、都道府県単位において安定的な財政運営を行うため、広域連合が設立されたところでございます。

しかしながら、現在、与党により検討されている低所得者層の保険料軽減の拡充や野党４党が提案しております廃止法案につきましても、先般参議院において可決されているわけですが、町としましてはその動向を留意していく必要があるものと思っております。直ちに廃止となった場合、その期間どうするのかと、さまざまな課題も出てくると思いますし、現在政府与党においても、運用について見直しが必要であるというふうな見解も述べてございますので、制度により設置された後期高齢者広域連合への影響につきましても、広域連合議員の方々のご意見を聞きながら、また国の動向を注視していく必要があると考えてございます。

２点目の後期高齢者診療料及び終末期相談支援料が盛り込まれているが、名川病院への影響、患者に与える不安を調査する考えはないかというご質問でございますが、まず、後期高齢者診療の説明でございますが、後期高齢者診療は主治医が慢性疾患を有する後期高齢者に対し、継続的な診療を提供し、計画的な医学管理のもとに、患者の心身の特性にふさわしい医療の提供を行う場合に評価するもので、検査や画像診断処理にかかわる費用が含まれる包括点数で月１回に限り600点、6,000円を算定できるものというものでございます。

次に、終末期相談支援料についての説明を先に申し上げますが、医学的知見に基づき、回復の見込みが難しい後期高齢者である患者に対して、患者の同意を得て、看護師と共同し、患者及びその家族等とともに終末期における診療方針等について十分に話し合い、その内容を文章等により提供した場合に、退院時及び死亡時に１回限り200点、2,000円を算定できるものというふうになってございます。このことから、後期高齢者診療料についてでございますが、基準では病院を中心に半径４キロメートル以内に診療所が存在しない場合に算定できるとあることから、名川病院は基準に該当しないため、後期高齢者診療料は算定しておりません。したがって、これまでどおりの算定方法に基づいていることから、影響はないものと考えております。

終末期相談診療についてでございますが、入院中の患者の診療方針についての話し合いは日常診療において常に行っているところでありますので、名川病院については、当該支援料について料金請求する考えはございません。

次に、県立高校の統廃合について、予算のあり方等、また改善、撤回等を求める考えはないかという件でございますが、国、県の置かれている財政的現状と社会情勢については、立花議員も

ご承知のことと存じますが、少子化、財政面などという現状を踏まえて、県として高校の統廃合や学級減などを進めようとして、県立高校教育改革第3次実施計画の策定を目指していると考えております。国、県の置かれている財政的現状と社会情勢だけを見るのではなく、地域にも目を向け、地域を見据えた高等学校教育を考え、地域に根づいた、地域と連携した高等学校教育の施策推進を展開していくためには、さまざまな工夫をし、予算措置を講ずることを切望しているものでございます。当町としましても、社会の動向や国、県の財政の傾向を見ながら、内容によっては国、県に教育予算の増額を要望してまいりたいと考えております。

南部工業高等学校、名久井農業高等学校の改善、撤回の件でございますが、県では新しい時代を主体的に切り開く人づくりを推進するため、教育内容の充実、改善に向けた方策を示すとともに、適正な学校規模、配置のあり方、学科、コース等のあり方など、組織的、系統的な教育を展開するための高等学校と関係機関との連携のあり方について方向性を示すこととし、学校の統廃合、学科、コースの見直しを模索しております。当町に設置されている南部工業高等学校、名久井農業高等学校については、その対象とされておりますが、現状のまま存続できるよう要望しているところでございます。

当町における高等学校の存在は、学校と地域との連携、学校と産業の連携にも重要な役割を果たしてきている現状にかんがみ、廃止されることは地域の発展に大きな痛手をこうむることになりかねないので、地域住民の要望を踏まえ、町民とともに両校の存続をさらに要求してまいりたいと考えております。

ちなみに、先般5月29日でございますが、県町村会としましても、正副会長が県教育長に要望書を提出したところでございます。また、同席には三戸郡町村会長、下北郡町村会長も同席をし、県町村会とともに、2郡と一緒にそれぞれの地区の存続を教育委員会に対し、まずは地域説明会で出された地域住民の意見を十分に尊重し、最終判断をしていただきたい。存続をお願いするものであるという要望を県町村会長としても行ってきたところでございます。

次に、国保税についてでございますが、国保税につきましても、議員もおっしゃるように、私どもも非常に苦慮しながら、今日までも税率について検討してきたところでございます。国民健康保険は、国からの補助と加入者の相互扶助で成り立つ社会保障制度であり、私たちが生活の中で病気やけがをした場合、加入者がみんなで助け合うことを趣旨とした医療制度であります。このため、社会保険や共済組合、国民健康保険などに加入している医療保険者すべてにおいて加入者が一定の負担をすることとなっております。今般の南部町国民健康保険税率の改正案につきましては、合併時において3町村の不均衡な税率については、急激な負担増とならないよう3年間

で段階的に引き上げる方針で税率改正を行ってまいりました。その際の財源不足については、基金を取り崩し、活用していくこととしたものであります。しかしながら、合併後の税率を抑えるとともに、高齢化等の社会的要因も重なったことなどから、約3億あった基金でございますが、平成18年度、19年度2年間に於いて基金を活用し、税率を極力抑えてまいりましたが、現在残高はゼロでございます。2年間で3億円の基金を使ってしまったということでございます。このことから、平成20年度国民健康保険税の税率については、基金がなくなったこと、高齢者の医療の確保に関する法律の施行に伴い、新たに始まった後期高齢者医療制度への対応などの改正も踏まえ、平成21年度までの2年間の予算を平準化し、国民健康保険特別会計による適正な運営ができるよう税率案を提案しているものでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

国民健康保険税における負担軽減についてでございますが、国が定めるものとして、個人及び世帯への軽減措置がございます。具体的に申しますと、所得に応じ、国民健康保険税の7割、5割、2割を軽減するものでございます。町といたしましては、国民健康保険制度は、国の皆保険制度であること、加入者がみんなで助け合う趣旨とした医療制度であることから、軽減措置については国の制度に基づきながら実施しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、道路行政の中の農道として使用されている道路の封鎖の件でございますが、議員がご質問の道路は町道斗賀大沢線、通称斗賀地区樹園地農道のことと思いますが、この道路は昨年3月24日に一部所有権のある八戸市の不動産会社が木材を置いて、車両が通行できないようになったことだと思います。

この道路は昭和39年7月に所有権が個人名義のある道路を旧名川町が町道として認定し、さらには昭和53年から国の補助を受けて農道整備事業により拡幅改良を行ったものでございます。拡幅及び新設部分は、個人と町が売買契約を行いましたが、旧道部分は昭和55年の国土調査で個人名義の公衆用道路として登記され、昭和62年3月議会において道路台帳の整備により再度認定されております。その後、平成元年に債権者のリース会社が仮差し押さえを行い、平成9年7月に現在の不動産会社に仮差し押さえ抹消、所有権が移転となっております。

建設課が通行止めをした理由を伺ったところ、この道路の所有権や周辺の山林も不動産会社名義であるが、勝手に道路を利用し、山林にごみ等を捨てているので通行止めにしたという内容でありました。早速建設課では調査の上、不動産会社と協議し、平成19年5月18日に通行止めは解除してあります。その後、幾度となく所有権の移転については会社と協議をしておりますが、いまだ解決には至ってございません。今後も継続をし、住民の皆さんが困らないように進めてまい

りたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） まず、1番目の後期高齢者医療制度についてのことなんですが、今回も制度紹介を町長がおっしゃったんですが、私はこの制度の認識を町長自身がどのように考えているのか、この制度をきちんと受けとめていただけるならば、国が行っている制度だからというだけで済ませていいということにはならないと町長は考えると思いますが、もう一度繰り返しになるんでしょうけれども、町長がどう考えているか、そのところを聞いていただくために訴えます。

後期高齢者医療制度の最大の問題はまさに制度の根幹にあります。年齢で区切っているこれまでの医療保険や扶養家族から強制的に切り離し、差別医療を押しつける制度、この考え方自体がどうなのか、町長はこの考えをのむことができるものなのかどうか。そしてまた、こうも政府は言っております。後期高齢者医療制度を別立ての保険制度にする理由は何かというそもそもの話は、どうしても医療費というところから出ていることは否定できません。そして、後期高齢者はみとりの医療という考えで、積極的な医療よりはみとりの医療を中心にした新しい診療報酬体系をつくっていけば、それに対してまさしく医療費の適正化が行われる一番医療費がかかる世代として75歳以上を別枠の制度に囲い込み、さらし者にした上で、差別的な医療を押しつけて、医療費を抑えようというのがこの制度の根幹、そのことを町長はどう考えるか、この考え方によってもっと考え方が、行うやり方が違ってくるのじゃないかなと思います。

そして、なによりも医療費の帳尻合わせのために、お年寄りの命と健康をないがしろにしているこの点をどう考えているのか、今そういうことから野党4党が参院に提出している法案の取り扱いは町長もご存じだと思いますが、この動向をどのように考えているのか、制度の紹介だけでなく、町長はこの制度の根幹をどう見ているのか、この核心のところのお話を聞かせていただきたい。それによって立場はあるのでしょうかけれども、町長としてももっと違う考え方が出てくるでしょうし、また、広域の副連合長としてももっと違う言い回しができるのではないかと、そのところをお聞かせ願いたいと思います。

次に、何度も立っておりますが、国保の問題についてでありますけれども、これも確かに国の動向で地方が縛られているんですが、各自治体で裁量権というものを持っています。ですから、もっとさまざまな国保加入者への制度を導入しているところが多いわけであります。今の国保財

政が危機に陥ったのは歴代政府が国庫負担を減らし続け、規制緩和で非正規雇用を蔓延させて、労働者を健保から締め出し、国保に追いやったことに原因があります。国庫負担の水準を回復し、雇用に対する企業の責任を果たさせることによって、国保の財政危機を解決することこそ、政治のあるべき姿ではないでしょうか。この根本のところを町長からお聞きしたいのです。

そして、国保行政は自治事務であり、個別の対応は各自治体の裁量に委ねられております。基金の取り崩し、一般財源の繰り入れなど、国保税を引き下げる独自の努力が求められています。国保は取り崩したとなれば、一層の一般財源からの繰り入れを要求してでも、引き下げるべきではないでしょうか。

また、国保税引き下げの要求を行いますと、先ほども町長は話されましたが、法定減免はやっているという説明をなされておりますが、これだけでは国保の引き下げられる世帯の幅は狭められてきております。そして、私は何度かお話ししましたが、申請減免の制度を導入する考えはないのでしょうか。申請減免は各自治体が条例、あるいは町長の権限で適用基準を定めることができます。災害や失業などだけではなく、低所得などでも減免を受けられるようにしていただきたい。このことについての答弁を求めるものであります。

また、先ほどの道路の説明にありましたが、どうも私は納得がいかないのでありますが、なぜ今この産廃問題が起きてからこの道路の封鎖の事件が起こってきたのか、このことがどうしても町長がいつぞやの議会で産廃と道路の封鎖は別問題だと説明されてありましたが、ことし最初、3月の業者主催の説明会で、住民の皆さんは佐々木総業の方に向かって「道路の封鎖などという要求が認められないことを盾にこういうことをしないでください」と発言されておりました。

ですから、この問題は、どうしてもこの産廃業者と町の関係に問題があるからこそ、住民の皆さんが堂々とそういう発言をなさるのではないのでしょうか。この産廃問題もまだまだ尾を引いておりますが、町長は積極的に反対という意見を述べられ、大変心強く思っておりますが、この動きに対しては、3月24日付で産廃業者の変更の許可を早く出してほしいというような内容の署名が100筆ほど県の関係課に上ってきていると聞いております。反対運動の動きも活発にする必要があると思いますが、その中で、この道路の封鎖の問題が尾を引いているのであれば、全く力が出ない問題ではないのでしょうか。まして、私はその立て看板の文章に「通告書、住所、斗賀字斗賀12の5番地、個人所有のものなので、通行使用しないでください。無断で使用した者は通行料を請求する。住所八戸市糠塚字古常泉18の4、大和地所（有）0178-72-3035」こういう看板が堂々と立てられていることは、どういうことを意味しているのでしょうか。何ら解決されていないと見るということが受け取られますけれども、そうでなければきちんとした説明をしていただ

きたいし、これを盾に、まだまだ産廃問題が長引けば、またこの問題が取りざたされて、農家の皆さんが大変苦しい立場に立たれるか、このことを心配しての質問ですので、答弁を求めます。

以上３点です。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、後期高齢者制度についてでございますが、老人保健制度から変わって後期高齢者制度ができました。その中で今いろいろな議論がなされております。

まず、患者負担ということも考えなければならない。国の負担分、市町村の負担分、そして当事者本人負担。そういう中で行っていかねば、やはり財政的に国も成り立たないだろうと思います。いろいろマスコミ等において、高齢者いじめというような表現もされていますが、今、政府も見直しをしている。今、即廃止になった場合に、その間、じゃあどういうやり方があるのか、どうなってしまうのか。ここをはっきりしなければ、曖昧にすぐ廃止という問題、後からそれ以上の課題が出てくるだろうと、こう思っております。私は制度を変える場合に、しっかりと次の代替なり、まさに皆さんが安心する、そういう制度を早く代替を出す。そしてその期間に今の制度でもって見直しを必要な部分、これは９割軽減負担の話をされております。そういう部分を早く出していくことが、住民の方々が安心することにつながっていくのではないかと、こう思っております。１町でこの制度をどうのこうのという次元のものではないと思っていますので、見直しが必要なのは、やっぱりしてくべきだと思っておりますし、そしてしっかりとその案を示す、このことが大事だと、こう思っております。

国保税についてですが、これは立花議員とも平成11年から議論をいつも交わすわけでございますが、まず国保特別会計の中できっちりとやっていくということが基本でございます。一般財源、今でも当然国保会計の中に繰り入れをしているわけでございます。この２年間、できるだけ負担をさせないように、あった３億円の基金を活用してきたわけです。この３億円が２年でもうなくなってしまったと。じゃあこれを今後も同じ税率で行ったらどうなってしまうのかと。必ず一般財源から繰り入れした場合に、何かにしわ寄せが行くんです。これは別な方の住民のしわ寄せ、必ずどこかに行くわけでございます。ですから、基本となる国保制度の中でやっていくことが南部町の財政的な安定を保つ上でも、これは非常に大事なことでございますので、我々も苦渋の判断をしながら、また国保運営協議会の方々も苦渋の判断をしながら答申もいただいております。ここだけ考えていくと将来の南部町がどうなっていくか。将来を見据えた中で、我々はお願

にくい部分であっても町を預かる長として、これは住民の皆さんにもご理解を賜っていただかなければならない、こう思っています。

それから申請減免でございますが、現在のところは考えてございません。いろいろな部分で経済的にも厳しい方々そういう方々がしっかりと軽減申請をしながら、現在の軽減対策でもって取り組んでもらう、そのほかにも我々も常にどういう部分ができるのかという部分についてはしっかりと勉強しながら検証してまいりたいと思っています。

それから、道路の件でございますが、私は施設について一貫して今日まで反対の姿勢をとっております。逆に先ほど説明しました昭和39年の道路認定している、さらに53年には国の補助を受けて農道整備をしている中での公衆用道路と認識しておりました。今日までそういう話がなかったわけですが、なぜここに来てその道路の閉鎖等が出てきたのかなと、逆に私も不思議なわけでございます。今までなかった分。道路と中間施設については直接な関係はないと思いますが、しかし、いろいろ関係者の話を聞いていくと、中間処理施設にかかわっている会社が道路の所有権を持っているということでございますから、ただ、質問は今日までの公衆用道路として使用してきた部分、これを不動産会社の社長さんにも説明をし、閉鎖が解かれたわけでございます。

施設につきましても、現在も私どもの考えは一貫しておりますし、地元の農家の方々、今回も各代表の方々から請願書が出てございます。そういう皆さんと私は同じ思いで取り組んでいるつもりでございますので、これは一貫して貫いてまいりたいと、このように思っております。

また、細部等については担当課長の方から答弁をさせたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） この斗賀地区の樹園地農道のことですが、昨年3月24日に一部所有権のある不動産会社ということですが、通行どめをしました。うちの方で伺って、話を聞きましたところ、この周辺が不動産会社の土地であると。それから、道路についても一部所有権があるということで、その中で、山林にごみを捨てているということがあって、調査しましたら、確かにタイヤとか、いろいろな生活ごみが捨ててありました。こういうふうにしてやられるのは困るということもございまして、いろいろと協議して、その辺を片づけながら、昨年の5月18日にそれは解除してございます。

それで、産廃業者との関係ということですが、産業廃棄物の処理業者がその道路を使用したいということで伺ったことがあると、その不動産会社にですね。その時点では周辺の自分の

土地に電柱も建ててほしいという依頼は来たということですが、その時点では私が伺ったところにおいては関係がないということでした。ただ、道路を使用するための許可を得たいと。ですけれども、これは町道ですよということを、本人にしても、これは町道で管理者が町じゃないのかなというふうなこともあったということで、具体的にでは何なのかと言いますと、これは看板を設置してありますということですが、その看板の内容は私の方でもそれは看板をとってほしいという進言をいたしました。そうしましたら、要するに周辺にごみを捨ててもらうのは困るという話でした。ですので、まだそれはちょっととらないでほしいと。そのかわり通行どめは解除してよろしいですということです。今現在もそういうことで移転についての協議はしておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今、前後しますので、まず一番最初、もう少し詳しく聞きたいのは、国保税のことについてであります。国保と後期高齢者一緒の課ですので、また会計も同じようになってきておりますので、その3億円の基金がもう使い果たされた最大の理由、2年間で使い果たされたということなんですが、一番の理由は何だったんでしょうか。今までは私はまず基金の取り崩しをと言いながらも、国保加入者からの保険料が積み、いつも2億円とか、そのぐらいの基金が積み重なってきたその計算方法から見ると、かなり厳しく、数年前も国保加入者に負担が重くなってきたけれども、今度は基金が取り崩されたので、その分国保加入者の皆さんに負担を負っていただきましょうということになれば、何ら自治体のしほうの手立てがつけられていない、国保加入者に医療費がかかるんだから、納めてもらいたいというようなストレートなことに受け取られるんですが、それでは自治体の姿勢としては認められないのではないのでしょうか。

まして、私は国や県に対してももっと予算を要求して、豊かな福祉行政のために力を尽くしてほしいという気持ちで、ここで訴えているんですが。では、本当に国や県はお金がなくてという行政のあり方をしているのか。私はそうではないと思います。今さまざまな問題では、大企業の内部留保なり、否定的な面もありますし、また、安保条約があるとはいえ、米軍基地に対する過大な予算の使い道も取りざたされている。そういうところから見て、もっと地方自治体の長といえども、国や県に対する予算の使い方に対して、異議を申し立てることは十分にできる姿勢ではないのでしょうか。この点をどのように考えておるのでしょうか。

先ほどの「看板が立っている」と言っていますが、ごみが捨てられたということは、行政がき

ちんとそれは始末することは当たり前、お仕事だとは思いますが、それと看板が立っているということに対しては、全く違う問題ではないのでしょうか。まして、その看板の文章を見ますと、とても自由に歩けるような状況にはなっていません。そういうことで、一つも道路の解決はなされていないのではないかと、私は見るわけですが、この問題でもう少し根が深い理由がここに隠されているのではないかと、さまざまな方がお話されているんですが、これをもう少しきちんとした状態に戻さない限りは、ごみの産廃問題もきちんと解決されないのではないのでしょうか。何か根の深い問題が隠されているようなんですが、もう少し詳しく説明していただきたいと思います。２点です。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ご質問にお答えします。

国保税の最大の増の理由は何かということですが、何度も申し上げますが、医療費の増大と、それから所得全体、資産税全体の減による納税額の減収も一因となっております。

それから、繰入金に関しましては、18年度で決算額２億3,000万円の一般会計からの繰入金、19年度当初予算では２億2,000万円の予算計上、平成20年度には２億3,068万7,000円の繰入金を計上しておりますので、これ以上の一般会計等の財源負担は難しいと考えております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 何かもう少しこうということですが、これも、町長が答弁いたしましたけれども、平成９年に今の現在の不動産会社に所有権が移転しているわけなんですけれども、その９年後に、平成11年ですけれども、旧名川町時代にこの払い下げについて、所有権移転について当時町の方にその不動産会社からと言いますか、リース会社の方からあったらしいんですけれども、その時点でそれを町が所有権を移転していなかった原因もございまして、いろいろと早くするべきではなかったのかなというのを逆に不動産会社の方から町が言われているということで、今現在、その不動産会社の方で逆になぜ町が行わなかったのかということをお聞きいただされているということでございます。

○議長（小笠原義弘君） 以上で立花寛子君の質問を終わります。

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月10日は午前10時から本会議を再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後1時40分）

第16回南部町議会定例会

議事日程（第3号）

平成20年6月10日（火）午前10時開議

第 1 一般質問

1 番 工 藤 正 孝

- 1．住宅用火災報知器の設置義務付けの町の対応について
- 2．遅れている町道整備への町の対応について

13番 川守田 稔

- 1．馬淵川の河川改修について
- 2．行政の救急医療への取り組みについて

14番 工 藤 久 夫

- 1．南部町特別職の報酬等の状況について
- 2．フィンランドの教育について学ぶべき事はないか
- 3．八戸市及び板柳町等で行われている有料広告の取り組みについて

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（19名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君
5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君

19番 西 塚 芳 弥 君

欠席議員（１名）

20番 佐々木 由 治 君

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総 務 課 管 理 監	小萩沢 孝 一 君	企 画 調 整 課 長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住 民 生 活 課 長	中 野 雅 司 君	健 康 福 祉 課 長	有 谷 隆 君
環 境 衛 生 課 長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 館 茂 好 君
農 村 交 流 推 進 課 長	小笠原 覚 君	商 工 観 光 課 長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社 会 教 育 課 長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	監 査 委 員 事 務 局 長	立 花 和 則 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は18人でございます。定足数に達しておりますので、これより第16回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時05分）

一般質問

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に順次発言を許します。

1番、工藤正孝君の質問を許します。工藤正孝君。

（1番 工藤正孝君 登壇）

○1番（工藤正孝君） おはようございます。私から二つの項目について質問させていただきます。

まず一つ、住宅用火災警報器の設置義務づけの町の対応についてであります。改正消防法が公布され、平成18年6月からすべての住宅に火災報知器の設置が義務づけられました。新築住宅は平成18年6月1日から、既存住宅は各市町村条例により平成20年6月1日から平成23年6月1日の間で設置義務化の猶予になります。我が南部町は八戸広域消防圏内ですので、平成20年6月2日からになると思います。

近年住宅火災で亡くなった方の主な原因は、総務省消防庁の調べで、逃げおくれが最も多い62.2%で、その他、着衣着火、衣類に火がついてやけどをして亡くなったということです。あと出火後の再進入、家から飛び出たのですが、家族、あるいは子供の安否を気遣い、また家の中に入ってしまうということで、出火後の再進入などになっています。

また、時間帯別に挙げますと、22時から翌朝6時までの睡眠時間帯が44.9%で最も多く、火災

の発生に気がつきにくい時間帯であります。

高齢化がますます進んでいくという予想から、このまま放置すると今後も死者数が増加することが考えられます。住宅用火災警報器は、少量の煙や熱を感知して、警報音や音声で知らせるため、火災になった場合でも家族が気がつくのが早いため、逃げおくれが少なくなるはずで、しかも消防署、消防団の初期消火にもつながります。

住宅用火災警報器はだれが取りつけるのかという義務化となりますと、持ち家の場合はその所有者、アパートや賃貸マンションの場合はオーナーと借受人が協議して設置することとなっております。南部町には多くの町営住宅がありますが、このことについてどのように協議をしているのか、町としての対応とその住宅は設置が免除されている住宅なのか、設置状況はどのぐらいの数率なのかをお伺いいたします。

また、もう一つ、現在ひとり暮らしをしている老人世帯には、今後どのような対応など考え方を持っているのか、以上のことをご質問いたします。

二つ目、おくられている町道整備について町の対応についてを質問いたします。現在、南部町3地区の道路状況を比較してみますと、南部地区が一番道路整備がおくられていると思います。特に、大向地区、駅前地区、小波田地区の町民から苦情があります。

大向地区では、町道でありながら、救急車の進入できない町道と火災になっても消防署のタンク車が進入できない町道、その集落は、そこが一番近い消火栓からでも消火用ホース格納庫に入っているホース4本ではとても届かない集落もあります。しかも、いずれの道路も舗装道路ではなく、砂利道であります。昔から一向に変わらない道路状況に町民はあきれております。

駅前地区では堤防ができたのですが、民家で堤防が途切れているため、その畑から地盤の低い町内に逆流し、あわや床上浸水になるところでした。

小波田地区は、毎年春先に道路に穴があき、そこに継ぎ足し舗装だけなのででこぼこ道路となり、走行感が非常に悪い状態です。近くに南部市場があり、1年中農産物を出荷する生産者が通う路線であり、きれいに並べたはずの生鮮野菜、果樹が市場について、トラックからおろすときにはばらばらになっている状態で、農家生産者の方々にご迷惑をかけている状況です。このことについて町の対応をお伺いいたします。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤正孝議員のご質問に答弁をしたいと思います。その前に、議長からお許しをいただきまして、昨日の立花議員からのご質問の答弁の中で、道路行政でございますが、訂正を一部お願い申し上げたいと思います。

中間処理施設の予定場所が道路所有者との関係があるような答弁をいたしましたが、実際は中間処理施設予定場所の近くに道路所有者、所有権を持つ方の道路がある関係ということで、そのことをご訂正をお願いを申し上げたい。直接施設の場所と道路の所有者の方は違うということの内容でございますので、ご訂正方をよろしくお願い申し上げたいと思います。

工藤正孝議員には大変申しわけございません。

それでは、議員のご質問にお答えを申し上げたいと思います。

まず１点目の住宅用火災警報器の町営住宅への設置状況でございますけれども、これまで延べ床面積が500平方メートル以上の共同住宅への設置が義務づけられておりましたが、住宅火災による死者の急増を受け、平成16年６月に消防法が改正になり、八戸広域消防においてはことし６月２日からすべての住宅に設置が義務づけられました。

町が管理している町営住宅へは、昨年度から年次計画を立て、順次設置を進めている状況であります。現在、町営住宅は14団地、353戸であります。平成19年度に苫米地駅前団地、第２苫米地駅前団地、森越団地の78戸に、１戸につき２基ずつ設置してございます。今年度でございますが、向山団地、滝田団地、牧野平団地の120戸、21年度においては五日市団地、湧口団地、沖田面第１・第２団地の89戸、22年度には相内団地、佐野平団地、広場団地、高屋敷団地の66戸に設置し、完了する予定となっております。

なお、設置に係る事業費でございますが、１基につき5,000円、全体で約350万円となりますが、これは社団法人全国公営住宅火災共済機構から１基につき3,000円、全体で200万円の補助がありますので、それを充てて実施することといたしておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、独居老人世帯等への今後の対応についてでございますけれども、町ではひとり暮らしの高齢者、高齢者世帯、または障害を持つ方々を対象に南部町老人日常生活用具給付事業及び緊急通報体制等整備事業等を実施し、対象者の緊急時の体制づくりを行い、住みなれた地域の中で安心して暮らせる福祉社会の構築に努めているところでございます。

老人日常生活用具給付事業では、ご質問の火災警報器や自動消火器の給付を行ってございます。対象者は低所得者のひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等となっております。窓口につきましては、健康福祉課が窓口となっております。

緊急通報体制等整備事業では、青森県社会福祉協議会の24時間緊急システム、福祉安心電話サービス事業を活用した緊急通報装置も貸与しているところでございます。受付窓口は同じく健康福祉課、また、管理は町社会福祉協議会となっております。現在の設置状況は93台となっております。

また、八戸地域広域防火管理者協会と八戸広域市町村圏事務組合消防本部と連携した災害時要援護者支援事業による住宅用火災警報器、常備灯、消火器等の寄贈・設置による防火体制整備も行われているところでございます。設置状況でございますが、18年度から19年度において36世帯が設置してございます。

以上の整備フォロー体制として、見守り・緊急支援組織として地域福祉推進員の設置事業により、450名（150グループ）を登録しております。今後は各地区ごとの要支援高齢者世帯における火災警報器等の設置状況を民生児童委員や包括支援センター職員等で設置確認調査を行うなどして、防火体制の充実を啓発してまいりたいと考えております。

町では広報紙、18年の7月号、また、ことしの4月号及び行政委員会議を通じまして設置するようお願いしておりますが、今後も機会あるごとに呼びかけてまいりたいと思っております。設置につきまして、ある町内においては、町内会で取りまとめをし、一括購入を行い、高齢者宅には町内の役員が火災警報器の取り付けを手伝うなど、取り組んでいる町内会もあると聞いておりますし、また、地区の消防団員が取り付けを手伝う、そういう地区もあると聞いてございます。自分の身は自分で守るが基本であります。災害弱者でありますひとり暮らしの高齢者や身体に障害をお持ちの方々にとっては、器具の取り付け一つにしても難しく、隣近所、または地域の皆さんで支えていくという共助的精神がぜひ必要となってまいります。このためにも、町としましても今後さらに自主防災組織の育成にも努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、道路についてでございますが、非常に合併をしまして私も3地区見てまわってございますが、とかく南部地区の道路行政はおくれているかなという感じはやむを得ません。また、その原因というものもあるだろうと検証しておりますが、比較的用地代が面積がもともと広くないものですから、当然用地が高くなっているという部分もあると思いますが、一つは、合併前、町の予算規模は旧福地村と旧南部町の年間予算額は大体同じぐらいの予算額であったんですが、そういう中で道路を比較しますと、おくれているなど。それはさまざまなやはり今までの課題があったらうと、こう思っておりますが、今ご質問いただきました大向地区、駅前地区、小波田地区の道路でございますが、ことし1月17日の産業建設常任委員会の現地調査で調査していると建

設課から伺ってございます。先般の全員協議会でも説明いたしました、南部地区の町道は1級、2級、その他を合わせますと722路線と名川、福地地区の約3倍の路線になっております。合併後の見直しを行い、今回の定例会で認定と廃止の議案を提案させていただいているところですが、まず、駅前地区の大向27号、28号線でございますが、行政員会議においても取り上げられております。一部所有権のある地権者と過去、これは合併前だと思いますが、何回か協議をしたが応じていただけなかったということもあり、整備がおくれているものと思っております。

次に、大向地区の大向4号線でございますが、道幅が狭く救急車両などが通ることができない場所と認識しておりますが、住宅も3軒であり、なかなか整備できなかったと思っております。今後、地権者の同意をいただけるようであれば、整備を進めてまいりたいと思っておりますので、議員のご協力をまたお願いを申し上げたいと思っております。

次に、小波田地区の大向136号線の舗装打ちかえにつきましては、公共下水工事と一緒にやりたいと考えております。いずれの地区も今後公共下水工事と並行して考える必要があると思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。私どももまずは、今県に県道要請をするに当たっても地権者の同意というのがまず第一になってきます。せっかく県の方の予算確保いただいても、地権者の同意をいただけないということになりますと、すべてもう振り出しに戻るといふよりもそれよりマイナスになって、ほかの町村にその予算が行ってしまうと、こういう状況になりますので、まず、道路整備においては地権者の方々からご理解をいただくことによって、また、当然町の町財政ということも考慮しながらになるわけでございますが、整備が整っている地区については整わないところよりは当然整備が進んでいくと、こういうふうになっていくと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（小笠原義弘君） 再質問ありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 住宅用火災警報器の設置状況は進んでおられるということで、まずは安心をいたしました。随時22年度までの完了ということで、もし聞かれるときがあれば、消防団一団員としても報告をするところであります。

また、ひとり暮らしをしている老人世帯のことにちょっと触れてみますと、去る4月13日、南部町三戸地区連合観閲式の予習の日の午前中に南部地区、私は分団長ですので、2分団の管轄、大向町内会です。を三戸消防署員の方々と2分団員等で合同で防火診断を行いました。これは三戸消防署の依頼で大向でやってほしいということで行っております。これは6月2日からの義務

化により、法改正前にどのぐらいの設置率なのか、また、普段の防火意識の調査を行いたいということで協力をいたしました。

大向町内会は5区、6区、7区合計で340世帯ありますが、午後から予習でしたので時間の関係で109件しか実施できませんでしたが、その診断内容は、

- 1．住宅用火災警報器を取りつけてありますか
- 2．6月2日からの義務づけを知っていますか
- 3．消火器はありますか
- 4．防火カーテン、防火クロスなど、燃えにくい材料を使用していますか
- 5．たんす等に転倒防止器具などを備えてつけて工夫などをしてありますか
- 6．避難用グッズ、いわゆる電灯、ラジオ、防寒具、食料などをリュックに入れた、いざというときのための逃げる態勢のあるグッズを準備してありますか

ということなどでした。

残念ながら住宅用火災警報器を取りつけてある住宅は109軒中15軒でした。また、ほかの質問事項についてもかなり低い認識だったようです。

今回の実施で何よりも私も一緒に回ったんですが、危機感を覚えたのは、ひとり暮らしの老人世帯に行ったときに、消防の服を着て回っているものですから、それですっかり動揺したのか、信用したのか、住宅火災警報器のことについても何もわからず「何かわからないので必要であれば買ってきてください」と、お金を出そうとする。これではまさしく、詐欺が来たときには一発でもう引っかかってしまうような状況であります。町としては回覧などの用紙で配布しても、目を通していいのか、通してなければ納めないということになりますが、そういったことと、また、若い女性のひとり暮らし等でも義務化となると、顔がこわばってしまいますので「何かわからない」「どうしたらいいのか、責任は私にあるんですか」というような、すごくそういった反応が見受けられました。

そういったいつまた消火器等販売で何年か前に、かなりの方が被害に遭ったことがあるはずですので、ひとり暮らしの世帯にはより一層早い段階、きょうあすにも火災が起きるかも知れない状況ということがあり得ますので、対応をお願いしたいと思います。

また、道路については、1月17日の委員会でも拝見して、発表したとおり、見ていただきました。小波田地区の下水道も、ここは県道なのか町道なのかもわからない町民ももちろんいますし、でこぼこ道路だけで、なぜおらほだけこうなんだというような状況と。また、説明のつくとおり、下水道工事と同じくしていくのが予算、お金のかからない条件というのも私も理解していますの

で、そういったもし駅前、そしてまた小波田地区の下水道の着工日などの予定がわかるのであれば、伺いして、そしてまた私も聞かれたときには、そういった予定があるそうですよというふうに対応できると思いますので、できれば、そのことをお願いしたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） まず、火災警報器の件ですが、まさにひとり暮らしの方々、町の広報紙で周知してもなかなか目を通されない方も恐らくあるだろうと思います。そういう中で、例えば町内会の総会、または単位の老人クラブさんの総会とか、会合、そういうところにも呼びかけをしながらいくことが大事であるなど、こう思っております。そういう部分で、町内の方でも連携をとりながら、また、関係団体の方々にも再度お願いをしながら、周知徹底を図られるように努めてまいりたいと思います。

道路関係でございますが、1回目の答弁でも申し上げました。極力条件が整った場合に公共下水道工事、また他の地区においては集落排水工事等とも一緒にできるような体制が大事であると、こう思っておりますので、それを行うためには、通常の公共下水道工事の期間が若干延びたりする部分も当然出てくるだろうと思いますが、調整するに当たって、いずれにしても、私どもも経費を削減しながら要望がかなう、そういう姿勢で取り組んでまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。工藤正孝君。

○1番（工藤正孝君） 小波田地区、駅前地区の下水道を着工する予定の年月日などがわかりましたら教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 20年、21年はほとんど処理場の建設ということで、22年から本格的に管路に入ると、そう思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤正孝君の質問を終わります。

13番、川守田稔君の質問を許します。川守田稔君。

（13番 川守田稔君 登壇）

○13番（川守田稔君） おはようございます。私は今議会において、次の2点について質問させていただきます。

まず一つ目は、馬淵川の河川改修の全体像について、進捗状況について包括的な説明を求めたいと思います。その中で、私がちょっと気になるキーワードとして目につきましたので、そういったことを踏まえてご説明いただきたいと思いますと思うんですが、そもそも今回のこの質問は、次のような素朴な疑問があったために、ちょっと一般質問にかけてみようという気持ちになった次第であります。と言いますのは、馬淵川であれば一級河川の区間があって、二級河川の区間があります。どちらも国であれ、県であれ、河川法という法律にのっとって管理すべきものが決められておりますし、そういう法律の体系でつくられた法律であると理解しています。ということは、これは例えば先日の霜の害であるとか、ああいった突発的な自然災害とは性格を別なんだと思うんです。河川法という法律でもって、河川の管理を責任がある者が担っているという背景を考えますと、これは河川整備という計画を粛々と進めていくのは、その責任において当たり前のことなんです。近年、馬淵川のここ20年来、さらにここ10年、5年の間の氾濫の状況を見ますと、治水すべき責任者がいるはずなのに、何でも川の水を繰り返すんであるのかという素朴な疑問が一つ。

そして、例えば、責任持って管理すべき人間がいるのであれば、その管理の欠陥、不備によって、何かしらの損害をこうむったときには、それは補償の対象になるべき事柄ではないのかなという思いがあったからであります。振り返ってみますと、私が議員になって20年ちょっとになりますが、そういった補償がなされたことがあるのかなというのと、私は記憶にないのが現実であります。しからば、管理する責任を背景に、こういう河川の水を繰り返すということにおいて、家屋であれ、農地であれ、被害をこうむった場合は何かしらの手段によってその補償を請求することができないものかなというのが今回の質問の背景にあることを踏まえてご答弁いただきたいと思います。

それで、その内容については、遊水地と称する河川法6条第3項に定められ、その施行令の1条の2項に定められた遊水地と称する土地があります。以前は斗賀の地区にしても森越の地区にしても、四反田、虎渡、下名久井、上名久井、あのあたりを遊水地であるんだよという説明を受けた記憶があります。そのときは、遊水地なんだから仕方がないのかなという、そういう妙に物

わかりがよくて、遊水地という性格を深く考えることもありませんでした。しかし、洪水に対しての管理者の責任を問うときには、この遊水地というのがどういう位置づけを持って、法律的な位置づけを持っているのかというのが非常に大切になるかと思います。

そこで、遊水地の法律的な定義を説明いただきたいのと、南部町の区間の中で遊水地に指定されている箇所が現在はどういう状況になっているのか、ご説明をいただきたいと思います。

さらに、浸水した家屋ですとか、農地に対してのこれまでとってきた補助、補償、行政的な救済の体系を全体的にご説明いただきたいと考えております。よろしくお願いいたします。

2点目です。救急医療に対しての行政の取り組みについてお伺いしたいと思います。まず、取り組みの全体像を説明いただきたいんですが、搬送される件数ですとか、搬送された傷病者の程度について、こういった重病性の患者のコントラストがあるのかということをお伺いしたいのと、この救急業務を救急車、消防署、救急車の受け入れの態勢、そういった体系として維持するためのコストがどれぐらいかかっているのかお伺いしたいと思います。

そして、その救急業務、現在も行われているわけなんですが、そういった業務の中でこういった問題点があるのか、今後の課題としてこういったことが挙げられるのかご説明いただきたいと思います。

さらに、今後中期的な取り組みとして町長が持っておられる総合保健センター的な構想の中に救急医療というのがどのように位置づけられるものなのか。

また、さらには、地域、各病院、さまざまな病院がそれぞれの自治体にあるわけですが、そういった病院、または民間の病院等々との連携体制についてどのような展開がなされていくのか、そういうことを含めてご答弁いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

着席 工藤久夫君

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、川守田議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず最初の馬淵川の河川改修等についてのご質問でございますが、まず一級河川馬淵川の河川改修事業においては、河川法第16条によって、昨年7月2日に、国土交通大臣が決定した馬淵川水系河川整備基本方針に基づき、今後策定する馬淵川水系河川整備計画と県が策定する馬淵川水系河川計画により行われることとなっております。青森河川国道事務所によりますと、この整備

計画は、今後30年間の目標を定めるため、八戸市、三戸町、南部町及び学識経験者からなる11名の委員で構成される馬淵川水系河川整備学識者懇談会において、5回の審議を経て、今年度中に策定されることとなっておりますが、具体的な事業内容は掲載されないということでございます。この会議に私も出席をしました。その席で「同じ一級河川でありながら、どうして岩木川周辺は整備が進んでいるんでしょうかと。この差は何なのか」と、こういう質問をさせていただきました。そういう中で、馬淵川の中流部はこれまで抜本的な改修が行われていないことから、幾度となく増水による氾濫時には、床上浸水や床下浸水など、甚大な被害が発生しておりますので、貴重な生命、財産を守るためにも早急な河川改修等の事業を要望してまいりたいと考えてございます。

なお、馬淵川の総合的な治水対策協議会で策定しました相内地区の輪中堤につきましては、ことし4月に馬淵川土地利用一体型水防災事業の採択を受け、事業に着手されることとなっておりますので、完了後にはこの地区の被害は最小限にできると思っております。

また、同事業により、実施予定の河道掘削でございますが、南部町は苫米地地区から三戸町までの17キロメートルの馬淵川沿いを掘削し、川幅を広げて、これが完了すると農地等の被害も軽減されるものと思っております。

また、先ほどその責任という部分が出ておりましたが、河川の場合は国直轄河川、県直轄河川に分かれてございます。馬淵川は一級河川でございます。議員もご存じだと思いますが、八幡橋までは下流から国管轄、八幡橋から上流が県管轄という中で行うことになっておりますので、そういう中でただその責任が今まで問われたことがないんじゃないかというご質問も出ておりましたが、これは当然自然災害となった場合においては、これは人的故意的に責任がないという判断でしょうから、自然災害の場合には当然国の責任とか、県の責任という部分ではなく、作業で復旧をしていくということではなかろうかなと、こう思っております。

次に、遊水地に関する質問でございますが、遊水地についての法的な定義はあるのかというご質問ですが、法律的な定義はないそうでございます。現在のところ、馬淵川水系における遊水地指定はなされておられません。全国では昭和25年に国が策定した総合的な地域開発計画である北上特定地域総合開発計画により、北上川改修事業のほか、総面積1,450ヘクタールという日本最大級の遊水地を一関市に整備中であると伺っております。この事業は、降雨時に増水した北上川の水を氾濫させ、普段は田んぼとして利用されている土地に一時的にためておくものであり、その土地の所有者には氾濫時にその土地を使用するための担保的な補償をしていると聞いております。しかし、馬淵川において同様な事業の実施については、地形的な違いがあることから、現段

階では考えていないということでありました。

なお、八戸市の櫛引橋から河口までの10キロ、先ほど八幡橋と申しましたが、間違いで櫛引橋になりますね。10キロにおいては国直轄管理区間となっておりますが、今後河川整備に当たっては、総合的な施策を図るためにも、県管理の岩手県境までの区間も国直轄管理としていただくように、三戸町、五戸町、田子町及び新郷村とともに、知事に対し働きかけをしてまいりたいと、こう思っています。これは地方分権の中で、今、他県の知事によっては、逆に国直轄を県直轄に下げてくれというふうに言っている知事もあります。しかし、地方分権、予算が伴ってきただったらいいんでしょうが、予算が伴わない地方分権になった場合に、河川の改修はさらに私はおくれていくだろうと。これは青森県三村知事も同じ考えで、逆に県直轄区間を国管轄にして、そして整備を進めてくれという要望を国土交通省の方に働きかけをしておりますし、郡内においても、そういう中で早く予算をしっかりと確保して整備を早期に進められるように取り組んでまいりたいと思っております。

次に、浸水をこうむった家屋、農地に対する補償、助成等の件でございますが、農林課所管からの答弁になりますが、浸水をこうむった農地に対する対応ですが、土砂流入による埋没や法面の崩落などにより、農業者が農地に被害をこうむった場合、国が採択基準として定めている復旧事業費40万円以上となる災害については国から補助を受けて農地の復旧を行う農地災害復旧事業で対応しております。

なお、復旧には15%の受益者負担が伴うことから、本人からの申請があったものについて、国に申請をするものとしてございます。激甚災害の場合はまたパーセントが低くなるわけでございます。

次に、被災を受けた者の国の災害復旧基準を満たさないものについては、自力復旧が可能で、本人からの希望があれば復旧資材として町から土のうを無償配付し、復旧していただいているところでございます。

また、自力復旧が困難なものにつきましては、負担は伴いますが、その被災農地付近における国庫災害復旧事業などにより工事の施工業者に対し、安価な工事費で復旧をお願いし、農地所有者などにあっせんしているところでございます。

町といたしましては、台風や大雨による河川の増水に伴い、農地に浸水被害があった場合は、速やかに被害、被災農家の方々からの災害申請受付を行い、農地復旧に当たっては早急かつ少しでも被災者の負担が少ない方向で復旧できるように今後も努めてまいりたいと思っております。

次に、同じ質問の総務課所管の答弁になりますが、自然現象により生ずる災害で、被害を受け

た個人の住宅等への再建支援として住宅が全壊、または半壊の被害を受けた世帯に対し、国の制度として被災者生活再建支援制度がございます。生活必需品等の購入経費として最高100万円が支給されるほか、住宅を建設購入される場合は200万円、補修される場合は100万円、賃借する場合は50万円がそれぞれ加算されることとなっております。

支援制度が対象となる自然災害でございますが、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、津波などの被害で、かつ災害規模が次のような場合に対象となります。

1 点目でございますが、災害救助法施行令に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

2 点目として、10世帯以上の住宅が全壊する被害発生した市町村における自然災害。

3 点目として、100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害となっております。

なお、町では南部町災害救助条例により、災害救助法の適用を受けない災害が発生したときに応急的に必要な援助を行ってございます。そのほかにも見舞金等々もございますが、細部について必要であればまた担当課長の方から答弁をさせたいと、こう思っております。

当町は自然災害が少なくない町でありますので、河川改修、水防災事業を推進し、災害時には見舞金の支給や町税、国保税などの減免措置等を速やかに実施できる体制をとっておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

次に、救急医療についてのご質問でございますが、名川病院は県から救急医療機関として認定されていることから、救急告示病院として、地域の救急医療に取り組んでいるところでございます。時間外、休日等における救急患者への体制は医師1名、看護師1名が当直して業務を行ってございます。当直医師は5名の常勤医と地域医療枠の研修医のほか、弘前大学病院からのパート医師の応援を得て行っているところでございます。入院治療が必要な患者については、救急患者に優先して使用させるベッドとして2床確保しておりますが、重症または専門的医療が必要である場合は、八戸市の病院群輪番となっている病院、または八戸市市立病院の救命救急センターへ転送するなどの対応をしているところでございます。

平成19年度における実績でございますが、救急車で名川病院に移送された患者さんの数は144名、うち入院された患者さんは61名で、救急車を利用しない救急患者さんは1,970名でありまして、1日平均5.8名の患者さんを受け入れているという状況であります。最近の救急医療の現場では、救命のためにいかに時間口スなく初療に当たるかが注視されております。例えば、多発外傷では早急に全身麻酔手術が可能な医療機関に搬送することが必要とされていたり、脳梗塞の

発症の場合は、発症３時間以内に専門医療機関で治療が行われるべきと指摘もされております。いたずらに一次、二次、三次救急と段階を踏むべきでないとの考えであり、名川病院といたしましては、患者さんの不利益となることのないような対応可能な患者さんは名川病院で、専門医療が必要な方は中核医療機関に紹介、あるいは初めから名川病院を経由せずに、高次医療機関に搬送させていただくというように対処しているところでございます。

今後の問題点、課題、中期展望という件でございしますが、当医療機関の救急体制については比較的恵まれている地域であります。八戸市民病院救命救急センターを初めとした圏域の中核医療機関との連携、いわゆる病病連携でございしますが、さらに深めることによって救急医療のニーズにこたえてまいりたいと考えております。名川病院の場合には、どちらかという、救急医療をすべて対応できるというふうな病院ではないというふうに私は思っております。まず病院を維持していく、管理していく中において、救急に対する体制を整えつつ、慢性的な患者さん、ここをしっかりと対応できる病院でいくことが経営、運営的にはきのうも名川病院の質問、根市議員からもありました。ご答弁させていただきましたが、今健全な運営を維持しているのもそういう病院の状況、状態で運営していることだと、こう思っております。

救急に関すれば、中核病院、専門的な部分でしっかりと専門の先生からみてもらうということも大事だなと思っておりますので、今後計画されております医療センター構想の中においても、救急医療対応というよりは、健康・医療・福祉と、そういう包括ケア中心の医療センターになっていくものと思っております。ただ、誤解のないように、あくまでも搬送された場合には医師の判断によって、名川病院で適切な処理をし、早急に中核病院に、専門病院に搬送した方がいいという医師の判断のもとで、そういう場合にはしっかりと中核病院と連携をとりながら取り組んで進めてまいりたいと、こう思っております。

○議長（小笠原義弘君） 名川病院事務長。

○名川病院事務長（坂本好孝君） まず、１点目でございますけれども、今19年度の救急車で名川病院に移送された患者144名ということでございましたが、主に救急搬送で送られてくる主な病気ということで、まず一番大きいのが脳血管疾患、いわゆる脳梗塞、脳出血等の病名によるものが多くなっております。それから、二つ目は心肺停止状態、それから急性循環不全。それからあと三つ目については骨折にかかわる病名のものが搬送されてくるということで。それで、先ほども町長が答弁いたしました、名川病院で可能なものは名川病院で対応。ただ、名川病院で対

応できない高度医療のものについては、八戸圏域病院医療圏にそれぞれ病病連携をとっていますので、そちらの方に搬送するという事でやっていますけれども、その搬送が必要となった病名で一番大きいものは、やはり先ほども言いましたけれども、脳血管疾患による脳梗塞、それから脳出血等の患者を専門医の方に搬送するという形になっています。

それからあと……。今コストについても今からです。

あと、二つ目は整形外科関係の患者さんを搬送しているということでございます。

それであと、コストについてでございますけれども、時間外休日等の救急患者の体制ということで、先ほど医師1名、それから看護師1名の当直で業務を行っている。それから、当直には常勤の先生とそれから地域医療枠の研修医の先生にもお願いしていると。そのほかに弘前大学からのパート医師の応援を得て実施しているということでございますけれども、その維持コストということで、そういう大学病院の先生をお願いしている場合については、日直、当直絡みますので、それらについて、日直の場合は1日6万円、それから当直の場合は3万円というような金額でお支払いをして、ご協力をいただいているということでございます。こういう大学病院とのつながりを持って、こういう病病連携等もつながれているということですので、この経費コストについては高いか安いのかという議論にはなるかと思うんですけれども、私たちはやはり来た患者をみてあげるということですので、コストが幾らかかって、最終的には病院に何ぼ入るんだという、最終的にはそういうコストの計算になると思いますけれども、ただ、私事であれですけれども、私も今ことし4月に行って2カ月暮らしましたけれども、その内容的に金額が幾ら、コストが幾らでおさまるのかという計算等まだ不勉強のため、ここで経費、維持コストが何ぼかかるということでご答弁はできないことをご了承いただきたいと思います。と思っています。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君、そのままちょっと待ってください。

総務課管理監。

○総務課管理監（小萩沢孝一君） 今病院の方で答えたのはあくまでも診療報酬にかかわる多分コストということで事務長さんがおっしゃったと思いますが、私は消防の方を担当しておりますので、ご承知のように、救急搬送につきましては、町が責任という所管ではございませんので、今八戸広域市町村圏事務組合の消防本部の方のトータルな予算の中での救急搬送業務と、119番ということでやってございまして、そのコスト的な数字ということは今この場ということであれ

ば、私の方で数字をとらえてございませんので、総予算ということから搬送回数ということでコスト的なものは出てくるのかなというふうには思っていますが、消防本部の方とも確認いたしまして、後日でもわかり次第議員の方にお教えしたいと思います。済みませんが、ご了承願います。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） まず、河川整備の方から再質問したいと思います。

天邪鬼なものの見方だというのは私も十分承知しているつもりなんですけれども、先ほど町長がおっしゃったように、国直轄、二級河川の場合であれば県が直轄、準用河川の場合であれば市町村に委ねられている部分というのがあるようですが、問題なのは、国であり、県が管理している部分がちょいちょいと氾濫するわけですよ。その別にこういう雨の降り方するのがだれの責任であるわけでもなくて、その結果河川が氾濫するというのはだれの責任でもないのかも知れませんが、ただ、最初に申し上げたとおり、この川の氾濫というのは、明らかに霜の被害ですとか、地震だとか、そういったたぐいの災害とは違うんですよ。明らかに違うんですよ。なぜかと言うと、先ほども申したように、堤防であれ、川のありようであれ、川の周辺の環境整備であれ、そういったことを責任を持って管理している人がいるという、その二次的な結果として洪水が起こるわけですから、これはやはりある部分怠慢によるものなのか、努力不足によるものかわかりませんが、そういった要素を含んでの二次的な被害だと私は考えるんですね。となれば、やはりその扱いは霜の被害だとか、そういったものとは違ってくだらうと。

本当はこういう何で川の氾濫に対して賠償請求ができないのかというところを伺いたいかったです。それはどういうことかと言うと、何回も申しますが、責任を持って管理している人がいるということは、河川法施行令、読んでみたんですが、責任の所在が明らかでない部分というのが感じられて、なぜこういう河川の氾濫に関しては治外法権的な現状が許されているのか、そういうのが不思議な気持ちになるんですよ。もし例えば、食品に対して何か異物混入があれば、製造者であれ、販売者であれ、それなりの責任を負いますよね。それなりのコストもかかります。それなりの社会的な制裁も受けます。そういう時系列で見ますと、河川の管理に関しては、何でこういうのが許されているんだらうという疑問の方が多くあるんですよ。たしか20年近くも前に一遍馬淵川の改修に関して総合計画というのができたような記憶があります。そのときにはたしか30年ですか、35年計画の計画だったと思います。あれから既に20年近くたっているは

ずです。

そしてさらに、今進行している整備計画というのがやはり30年計画であると。既に20年たっているのに、また30年計画、私の記憶から出発しますと足かけ50年かかる仕事になるわけですね。何か毎年のようにとは申しませんが、記憶も生々しいうちに、ああ、またことしもかという、そういう被害をこうむっているという現状を見ますと、何か河川改修の目的と結果が非常に乖離しているような思いがしてならないわけですよ。その乖離するうたい文句はいいんだけど、その結果が伴わないという、その乖離状態というのはどういう結果で、どういう要素でどういう原因があってそういうふうな毎年の被害をこうむるような状況をつくり上げていくのか、何でそれが行政の責任として許されているのかということを私は聞きたいと思っていました。

それで、馬淵川のわきに生まれて育ったものですから、しょっちゅう洪水が起こるのも見ていますから、余り驚かないんですよ、私もね。ですけれども、いろいろ調べてみると、こういう馬淵川みたいなケースの方が日本全国全体的に見ると、珍しいぐらいに災害が多いんじゃないのかなという気がするんですよ。それで、そろそろこの辺ででちょっと何とかしてもらったっていいんじゃないのかという、そういう趣旨で、へそ曲がりなのは重々わかっていました。

それで、ただその答弁を聞きますと、国に対して、県に対して何かしらの補償を求めない理由は見当たらないような気がするんです。普通民事訴訟においてでもやはり責任ある人がその責任を全うしないで、何かの損害が発生した場合は、やはりこれは賠償の対象になるんですよ、普通考えて。ただ、これが民事の場から町と県、町と国というその関係になってしまうと、何でそういったことが曖昧になるのかなというのが知りたいと思って質問したわけでありまして。残念ながらよくわかりません。わからないということは請求してもいいんじゃないのかなという、権利の行使は許されるんじゃないのかなという、しかるべき何らかの方法で多分そういう余地が許されているならという印象があります。次の段階のことはまた別のことといたします。

それから、2番目、救急業務に関して移ります。確かに町立病院として隋分とコストもかけながら、苦勞もしながら、医療費もかけながら頑張っておられるようではありますが、何でこういう質問をしたと言いますと、ある小冊子を読んでいたたら、救急患者のうちに本当に緊急を要する患者が2割程度でありますよと。そういうケースがあるんですね。それから、その救急医療を標榜している病院であっても、すべての科に対して対応できる体制をとっている病院はどこもありませんと。何かこういうあれなんですね。何かそれから、救急業務にかかるコストに関してはいろいろとひっくりめると1件当たり11万7,000円というコストがかかっているらしいんです。これはどういう集計の仕方なのかはわかりません。ですが、救急チームを1チームつくるのに約

1億2,000万円、その他のもろもろのコストを含めて1億4,000万円だそうです。それを件数で割ると11万7,000円ということになるのかなという想像しています。

医療の側の都合ということがありますね。病院の側、もしくは搬送する側の都合。ただ、ないがしろにしてもらいたくないのはやはり救急を要するのは全体の2割ですよ。そういうスタンスで病院は判断しているのかも知れません。ですけれども、患者の側、患者の家族の側にしてみれば、やはりそれは紛れもなく救急のことなわけですね。救急なわけですよ。「よくわけがわからないものですから、とりあえず病院に運びましょう、先生何とかお願いします」って、そういうわらにもすがり思いがあるわけですよ。そういった病院側、搬送側の方と患者側の方のそういった思いが何かうまくかみ合っていないような事例をよく患者の側の声として相談を受けることがあります。非常に不愉快な思いもしている場合もあるようですし、何かのはけ口のために話をしてくる人もいます。そういったところを埋め合わせるようないわゆる包括的に医療を考えていくのであれば、やっぱりそういう溝を埋める努力をしていかななくてはならないんだろうと。そのために、現在がどういう状況であるのかということの説明をいただきたいと思って質問した次第であります。

答弁はよろしゅうございます。そういうことでした。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で川守田稔君の質問を終わります。

ここで11時25分まで休憩いたします。

退席 沼畑俊一君
(午前11時14分)

○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き本会議を開きます。

(午前11時27分)

○議長（小笠原義弘君） 一般質問を続けます。

14番、工藤久夫君の質問を許します。工藤久夫君。

(14番 工藤久夫君 登壇)

○14番（工藤久夫君） 第16回南部町議会定例会に当たり、通告に基づいて大きく3点のことについて質問させていただきます。

それでは、１点目の特別職の報酬等についてお尋ねいたします。特別職の報酬については、どの自治体でもそれぞれ報酬審議会を設けて、その答申に基づいて決められていると思っております。しかし、県内のどの町村も結果としては地域ごとにほとんど横並びの数字で決められているのが現実ではないでしょうか。

近年、平成の大合併によって現在全国に約1,800の市町村があると思いますが、個々の自治体の台所の中身は千差万別で、いわゆる財政力指数等の数字で比較した場合に、大きな格差が生じていると思っております。青森県内でもまた同じこの三戸郡の中でも具体的な財政状態を示す数字にはそれぞれの特徴があり、開きがあるものと思います。この町で最近、策定されました総合振興計画立案に先立つ町民の意識調査では、８割近い住民がこの町に愛着を感じ、住み続けたいと願っております。そのための必要な施策の根底には、確かな財政基盤に裏づけられたまちづくりという視点が最も肝要なことだと思っております。つまり、この町の財政力指数を目標を立てて、いかに向上させるかにこの町が将来夢を持てるかどうかがかかっていると思っております。財政という問題は、１期４年という現在の町長や副町長及び教育長などの特別職の任期のスパンでは簡単に解決できるものではないと思いますが、しかし、目標なくして努力なし、努力なくして結果なしという言葉もございます。私が調べた平成19年４月１日現在の南部町の特別職の状況は以下のようにしております。

まず、給料の月額が町長76万3,000円、副町長60万4,000円、教育長55万6,000円でございます。これに期末手当はいずれも3.3カ月分ですから、これを合算しますと年間の支給額は町長が1,182万6,500円、副町長は936万2,000円、教育長は850万6,500円という計算にはなります。

次に、退職手当として１期４年間の任期ごとにそれぞれ規定がございまして、町長の場合は給与月額掛ける在職月数掛ける100分の45.5という数字で、１期ごとに1,666万3,920円、副町長の場合は100分の26.5掛ける在職月数ということで768万2,880円、教育長の場合は100分の22.5ですから、600万4,800円となります。４年間の支給合計額を48という月数で割ってみますと、町長で支給総額が6,396万9,920円、月額にしますと48で割って133万2,707円、副町長で4,513万880円、これを48で割りますと94万227円、教育長の場合で4,003万2,000円、これを48で割ると月額は83万4,000円となります。

こういう具体的な数字の質問を私は合併前に旧福地の議会で質問したことがございますが、そのときの当時の村長の答弁は、県の町村会、郡の町村会である程度決めたことだからということであまり答弁はかわされたといいえますが、そういう思いがあります。

現在、いろいろな報道を見ていますと、先日の新聞報道によりますと県内の鰺ヶ沢町とか、大

鰯町は非常に財政が厳しくて、来年度に向けて財政再建団体回避のために大変な苦勞をしているというような記事が載っております。また、大阪の橋下知事と市町会との協議でいろいろもめておるわけですが、結果としてのまなければ財政再建団体になった場合に、それ以上に公務員にも、あるいは府民にも大きく支障が出るということで、60点が70点の評価で知事のうっちゃり勝ちみたいな感じに、こうとらえておりました。

現在、町長の県の町村会長の任期というのは多分2年だと思いますので、間もなく折り返しを迎えるわけですが、私の考えは今すぐこうしましょう、ああしましょうということじゃなくて、町村会で県内一律ある程度の横並びでこのような退職手当とか、報酬を決めるとすれば、決していい慣習ではないなと。それぞれの自治体で報酬審議会で決めているわけですから、町村会で決めているとは言えないわけですが、やはり県内でも最近では自治体間で大きな格差が生じてきていると思います。我が南部町だけでも特別職の報酬について、2年後、あるいは5年後の長期的な見通しに立って、財政力指数の向上の目標と結果に基づいた支給方法に改めるとか、あるいは年金の受給資格が生じた方が特別職に就任する場合は決められた数字の一定の割合で我慢して下げた報酬で頑張ってもらおうとか、そういう見直しも今からは必要な時期ではないかと私は思っております。

したがって、従来の周辺の自治体の慣習、慣例にとらわれることなく、町民からも歓迎され、また、今まで以上に町民から信頼される町政を目指す方向を考えるべきだと思いますが、町長はどのようにお思いでしょうか。

私は、決して今すぐ方針を変えろとか、今の現職の方の報酬をすぐに下げろとか、というよりもそういう方向を示しながら、次の任期のときからでも取り入れるべく検討すべき時期に入っているのではないかと思います、この辺をお考えいただきたいと思います。

明治以降、日本が近代国家として発展して、現在に至っておるわけですが、この近代化に貢献した多くの偉人とか、実業家と言われる方々、例えば近代日本資本主義の親と言われる渋沢栄一さんとか、一代で世界有数の家電メーカーに育てた松下幸之助さんなどの生き方を見ますと、自分を律して、質素、儉約をしながら、時代に通用する大企業を育ててきたと、そう思っております。行政にもそのような視点がこれからは必要ではないかと、そういう視点で質問させていただきました。そういうことによって、町長はまだ若いですから、この後、2期、あるいは3期、この町を青森県でも最も住みやすい、暮らしやすい周辺からうらやましがられるようなまちづくりができると思いますので、どうか、前向きな答弁をお願いしたいと思います。

次に、2点目として、フィンランドの教育について学ぶべきことはないかという視点で、この

町内の学力向上対策、あるいは教育の点について伺いたいと思います。2006年にOECD（経済協力開発機構）が行ったPISA（学習到達度調査）、この成績で日本は57カ国が参加して読解力で15位、数学的リテラシー（知識、能力）が10位、科学的リテラシーが6位という結果に終わりました。2000年の調査では、それぞれが8位、あるいは1位、2位という順位だったわけですから、大きく下回っております。この学力低下を受けて、「ゆとり教育」の見直しとか、学習指導要領の改訂が行われたり、小中学校の授業時間が大幅にふえることが来年度から決まり、自治体によっては授業時間の増加を前倒して早めたり、あるいは大手学習塾とタイアップして、学力向上に努める、そういう自治体もあるようでございます。あるいは夏休みの短縮を打ち出したと。

私は、この町でこのような競争とか、評価にだけこだわる教育はいかななものかなと思うわけですが、この町独自の視点で町内の小中学生の学力の向上とか、あるいは知識の向上を目指す方法はあると思うんですが、担当の教育長、課長さん方はどのようなお考えをお持ちでしょうか。

話題を変えまして、先日私は130年前の明治11年に47歳で日本を旅行した、そして2,000キロ、東北、北海道を回ったイザベラ・バードという女性の紀行文「日本奥地紀行」という本を読みました。これは1878年に日本を徒歩と馬で歩いて、2年後の1880年にジョンマレーという出版社から出版され、その本によってイギリスではベストセラーになって、日本への認識が深まって、今日イギリスの方が日本に親近感を抱く一つのきっかけになったと聞いております。

その中の一文を読みたいと思います。「奥地、東北や北海道を1,200マイルにわたって旅をしたが、全く安全で心配もなかった。世界中で日本ほど婦人が危険、不作法な目に遭わず、全く安全に旅行できる国はないと信ずる」と書いています。彼女は、日本に来る前に、アメリカ、カナダ、スコットランド諸島、オーストラリア、ハワイ、中国などを訪れた後、日本を訪ねての感想であります。

また、同じ時期に東京帝国大学で生物学を教えるために来日したエドワードモースという方はその著書の中で「衣服の簡素さ、家庭の整理、周囲の清潔、自然及び自然物に対する愛、あっさりして魅力に富む芸術、礼儀正しさ、思いやり、これらは恵まれた階級の人々ばかりでなく、貧しい人々も持っている日本だけの特質である」と書いてあります。つまり、同じ時期に来日した2人の外国人が日本を見て感じた印象は、国民が正直で、安全で、真面目で美しい自然あふれる国だと評価しております。この町の教育にとって大事なことは、詰め込み教育ではなく、豊かな自然の中で周りを気遣いながら、周囲と仲良く助け合えるような心を持った子供を育てることではないでしょうか。

戦後63年経過しておりますが、フィンランドの教育のよい点と、都会にはないこの南部町独自

の教育方法があってもよいのではないかなと、そういう視点で質問させていただきました。

3点目として、八戸市では広報紙に広告を載せて広報の出版経費を浮かせたり、板柳町では、町の封筒などに企業の広告を載せて、費用を抑えている。それが町民からもそれなりの評価を得ているという話題を聞きました。また、先日、6月ですから、自動車税の納付書が県税事務所から送られてきましたが、ここにも企業の広告が載っており、恐らく発行の経費の削減のためにこういう手法を講じたのだらうなと感じております。どこでも少ない税金で効果を上げるために苦労しているということが理解できます。金額からすればどの程度の効果が上っているのかわかりませんが、町民や町の職員の意識改革を促すという視点で我が町でも検討してみたいかがでしょうか。

また、町内には、町有財産を活用して、有料看板のようなものを設置しようとするれば、かなりの適地、候補地があるように思いますが、こういう企画を立てた場合に参考になる事例とか、問題などはあるのでしょうか。

さらに、町内には余り活用されていない財産といえますか、公有の資産もかなりあると思いますが、これらを生かすことについての見解はいかがなものでしょうか。

以上、長々と話しましたが、誤解しないでほしいのは、私は特別職の方々に金額が多いから下げるとか、やめるとか、そういう視点で話しているのではありません。あくまでも行政は常に最少の費用で最大の効果を生むように行われなければならないという視点でこのような質問をさせていただきました。

また、今の国会の混乱や官僚と税金のあり方について、あるいは特殊法人と不透明な国の税金の投入などについて、今ほど国と国民の信頼関係が損なわれた時期は今までなかったのではないかと考えております。少なくとも、この我が町では常に町民本位の町政のために、改善と努力を継続して、信頼関係だけは損なわないような町政を進めていただきたいと、そういう視点で質問させていただきました。

答弁のほどをよろしくお願いします。終わります。

○議長（小笠原義弘君） 答弁を求めます。町長。

（町長 工藤祐直君 登壇）

○町長（工藤祐直君） それでは、工藤久夫議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず特別職の報酬等についてでございますが、町民とまた執行部の信頼関係をしっかり保って

いくためのご助言をいただいたものと解しております。そういう中で合併協議会において特別職の報酬等調査審議委員会において、合併に向けて検討させていただいたわけですが、今郡の町村会におきましては、平成８年度までは統一された基準でございました、そういう時期がありました、現在はそれぞれ町村で異なっております。また、県内町村会でも統一はしてございません。

そういう部分も踏まえながら、常に私どももその時期というものもしっかり考えながら、これは取り組まなければならない。そしてまた、私ども与えられた任期というものは１期４年間という中でまちづくりをしながら、そしてまた、決して４年間だけではない長期展望に立った中で行財政改革を進めていかなければならない。今、我が町においても行財政改革プランが決定しまして、それに基づいて計画どおりに今進んでいるところでございます。しっかりとそういう部分も取り組みながら、そしてまた、当然時期時期によって、自分なりの報酬というのも私は考えていく必要があると思っております。そしてまた、そういう場合においては審議会の委員会の皆さんからも当然私の意見も述べさせていただきながら決めていくという部分は常に考えてございますので、その点につきましては、議員からのご理解をいただき、我々もしっかりとした将来の南部町、このまちづくりに向けてしっかり取り組んでいきたい。そのためにも、私どももみずからそういう時期というものも考えているということもご理解を賜りたいと、こう思います。

それから、フィンランドの教育についてでございますが、教育委員会の方から答弁をさせますが、まさに2000年、2003年、2006年というテスト結果によりますと、年々日本の学力が落ちていくと、数字的にもしっかりあらわれているわけでございます。そういう部分で今国の方もゆとり教育を見直しをし、学力向上に視点をまた置かなければならないという取り組みになっておりますし、まさしくそういう部分ではしっかりと世界に通じる学力を身につけた日本国民でなければならない。また、南部町民でなければならないと、こう思っております。そういう部分では独自の教育、どういう取り組みができるのか、これは教育委員会の方でもまた検討していただきながら、進めてまいりたいと。そしてまた、決して学力だけが人生ではないわけですが、それぞれスポーツの得意な人、また、文化的な部分での活動が得意な人、さまざまあると思います。そういう方々もしっかりと自分の持っている個性というのも伸ばせる、そういう教育も大事ななと、こう思っております。長期的に考えれば、「三つ子の魂百まで」という言葉のように、やはり今の幼児期の方々の取り組みということがまた将来の南部町の子供たちの教育、またはさまざまな部分の成果が将来にしっかりと出てくるものではないかなと、こういうふうに考えております。

それから、３点目の有料広告等の取り組みでございますが、まさしく今地方自治体、いろいろな工夫を凝らし、歳出を減らし、いかに歳入をふやすかというところになってくると思います。そういう中での議員からのご指摘、非常に私どもも肝に入れてこれは取り組むべきだと、こう思っております。

現在の地方自治体は、景気低迷の中、厳しい財政運営を余儀なくされておるわけですが、当町においても、厳しい景気動向を反映しておりまして、財政の健全性の確保に努めているところでございます。そのような厳しい財政状況の中で、歳入の確保を図るため、その地域の抱えるさまざまな問題点の解決のために、みずからが創意工夫を凝らすといった職員の意識感覚を養うための意識改革から貴重な提案であると受けとめております。

広告事業につきましては、町の増収入を図るだけでなく、また、職員一人一人が経営者としてのコストの意識を持ち、新たな試みにチャレンジするというパイオニア精神を育成するものであると認識してございます。町の刊行物である広報紙への広告掲載につきましては、公共性・公平性を保ちつつ、費用対効果の問題など、コンセンサスを得られるかどうか、総合的に調査をしながら、前向きに検討してまいりたいと、こう思っております。

今度は財政課所管からの考えでございますが、昨年度策定されました南部町総合振興計画において、自主財源を確保し、財政運営の健全化に取り組むとして明記されており、財政運営の上で新たな歳入の増を図るには大きな施策の一つであると考えてございます。

隣接の八戸市において実施しております有料広告事業は、広報紙、ホームページ、また各種封筒等の印刷物の一部に民間事業者等に広告媒体として有料で提供することにより、自主財源を確保するとともに、地域経済の活性化も図ることを目的として行っていると理解しております。

南部町における広告媒体として考えられるものとしましては、広報紙、ホームページ、各種封筒等に加え、里バスの車内広告及び時刻表、町主催のイベントポスターやチラシ、各種パンフレット等が想定されます。

今後は法令や条例等に照らし合わせ、実施可能についての判断をし、町所有の資産を有効活用する視点、昨今の財政状況の厳しい折の新たな歳入確保策として法令や条例等に照らし合わせながら、実施可能な媒体について検討してまいりたいと、こう思っております。

次に、公有財産を活用してのご質問でございます。

道路に設置する看板ですが、屋外広告物法の適用を受けることから、担当課がそれぞれに定められた期間に道路管理者に対し更新の手续等を行い、使用してございます。

当町管内の屋外広告物の規制を受ける区間についてであります。禁止区域とされているのが

重要文化財指定建物の周囲50メートル以内の区域、また、県重宝指定建造物の周囲50メートル以内の区域が禁止区域となっておりまして、禁止区間については県道名久井岳公園線が指定されております。禁止から除く区間として一般国道4号線、一般国道104号線となっております。

町が設置している既存の看板については、貸し出しすることを考慮していない状況で設置しておりますので、看板規模、スペース面から考えて利用が難しいと考えておりますが、新設の場合、前述の課題を解決することにより、可能になると考えておりますので、今後十分考慮してまいりたいと思っております。

また、公共施設を利用した広告板については町の財政確保にもつながることから、活用に向け、当町全体で検討してまいりたいと思います。

次の町の財産を活用して収入の増加でございますが、行政財産である公民館、集会施設の建物に関しましては、使用料が定められておりますので適正に管理をしております。

用途廃止された普通財産につきましては、南部町総合振興計画や財政健全化計画、そして南部町行政改革大綱にも掲載されてありますが、健全な財政運営の確立を目指し、将来に向けて使用予定がなく、処分可能な遊休財産の売却を進め、財源確保を図りたいと思っております。

また、売却されていない遊休財産につきましても、建設工事期間中の資材置場や、仮設事務所、駐車場、または特定の利用目的で借り受け申請のあったものに対して、土地や建物の評価額をもとに算出した金額で貸し付けをし、財産収入としてございます。

参考でございますけれども、実績としまして、昨年度2件の遊休地を売却し、531万3,000円、宅地分譲地や道路拡幅の代替地等として4件売却し、945万5,000円、合計で6件、1,475万8,000円の不動産売却収入を得てございます。

繰り返して申しますが、今議員からご指摘をいただいた部分、またはご提案いただいた部分、我々も常に有効活用というものが非常に大事だと、こう思っておりますので、その有効活用を図り、そしてまたさらに歳入の増収につながるようになっていくと、こう思っておりますので、庁内担当課、それぞれに再度指示をしながら進めてまいりたいと、こう思っておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 教育長。

（教育長 角濱清輝君 登壇）

○教育長（角濱清輝君） それでは、工藤議員のご質問にお答えいたします。

フィンランドの教育について学ぶべきことはないかの世界規模の学力調査の結果は、フィンランドが断トツの成績であったようですが、当町で参考にするべき点はないでしょうか。についてお答えいたします。2006年の国際学習到達度調査において、フィンランドは素晴らしい成績でありました。この調査は2000年から3年ごとに行われ、日本の順位は回ごとに下がっている現実があります。この結果が日本国内で大きく報道され、学力低下論争にもなりましたのはご承知のとおりであります。特に、申し上げますと、読解力が下がっているということがOECDの調査にもはっきり出ていると、こういうことが言われております。日本の子供たちは、読書習慣が非常に薄いと、こういうことが言われております。読解力がなければ、どういうことになるかと言いますと。

まず、第1点は、文章をきちんと理解することが余りよくならないということ。

第2点は、他人とコミュニケーションを図ることが余りよくできないということ。

第3点は、物事を深く考えることができないと、こういうことが言われております。

したがって、いかに読書することが大切であるかということであろうと考えております。

フィンランドの教育であります、9年間の義務教育、3年間の高校教育、大学か技術・工芸機関の教育は3年から5年となっている状況であるそうです。こう考えてみますと、日本とほぼ同じようなシステムだなということは感じられますが、特徴的な部分を挙げますと、義務教育前に1年間の教育、または子供デイケアセンターでの教育、9年間の義務教育の後の1年間教育を受けている者がいるということであります。

さらに、個人の能力に対応した競争ではなく、達成度と柔軟性を重視した授業とし、担当教師や子供自身の判断で、子供が別室に移り、理解度に合わせた指導を受けるのが一般的となっているということであります。

日本においても、小中一貫教育、あるいは中高一貫教育の実施校、あるいは二学期制の導入など、学校経営の工夫が見られるようになってきておるのが現状であります。青森県においても、小・中・高等学校の12年間の視野に入れた継ぎ目のない教育の推進、大学との連携を今年度から打ち出している現状にあります。

しかしながら、フィンランドの強さを解くかぎは、授業の質にあると指摘されているところであります。今、日本における教育改革の中で、教員の質の向上を掲げ、教職に対する強い情熱、教育の専門家としての確かな力量、総合的な人間力を持ち合わせた教職員を育成し、子供たちや保護者のもとより、広く社会から尊敬され、信頼される質の高い教師を養成、確保することが非常に重要であるということが言われておるところであります。このことに期待を持ち、フィンラ

ンドに見られる授業の質を高めたいと強く考えているところであります。

それは指導計画の改善・教科指導の見直し、あるいはまた、わかる授業を実践し、一人一人に目標を持たせる。そして、知識・技能の量を評価して、定着させる方法を考える。ほかに個別指導や習熟度別指導を徹底して、授業の質を高めていきたいと考えているところであります。今、南部町においても、学校がみずから積極的に授業以外での指導、つまり休み時間とか、あるいは放課後であります、この指導をしてくださる学校が多くなっている現状にあります。

また、ＴＴ方式での指導の実践も多くなっているところであります。

先生方も大変多忙だと、こう言われている現状にあります、教師に対して賞賛、激励しながら、文武両道の精神で、基礎学力の定着を図り、人間性を育てて学力向上に努力してまいりたいと考えております。

さらには、フィンランドの教育のあり方を研修、研究しながら、平成23年度小学校、平成24年度中学校で全面実施される指導要領の周知徹底を図りながら、参考にできる事項があれば模範として本町の教育の充実を図る所存であります。

続いて、２点目の我が国の教育基本法に掲げている根本的と今論議されている小・中学校の学力向上対策についての所感についてお答えいたします。教育基本法はご承知のとおり、60年ぶりに改正され、教育再生を目指し、議員のおっしゃるとおり、各方面にわたりさまざまな角度から論議が進んでいる状況であります。教育基本法には、新たに学校教育は体系的・組織的に行われるべきこと。また、児童生徒が規律を重んずるとともに、学習意欲を高めること。を重視すべきと規定されておるところであります。

また、学校教育法を受けて、学習指導要領が今年３月末に幼稚園、小中学校、学習指導要領を改訂し、告示したところであります。その学習指導要領の理念は、生きる力を育むとしており、生きる力とは、知・徳・体の調和のとれた全人的な力であると、このように言われております。特に、今回の指導要領は、生きる力を育む中で、知の部分重視していくとされております。教育委員会においても、このことにより、学力向上がなされることを大いに期待しているところであります。学習指導要領は確実に実践し、知の充実に努めることがもちろん学校教育の責任でもあります。その実現に向けて、教育委員会は支援強化を図る必要があると考えているところであります。このことを踏まえて、学力向上対策として、

第１点は、家庭は基本的な生活習慣を身につけ、家庭愛の中で心の居場所を見出す場であること。

第２点は、学校は、社会で求められている知識・技能・人間関係等を修得する場であること。

第3点は、地域は人間関係や社会の中での習慣や規則を学ぶ場であること。

この重要な事項がこれまでお互いに責任逃れをしてきたところがないか、あるいは責任逃れをしてきたというようなことも言われておりまして、このことも学力低下を招いているのではないかと、こう言われているところであります。学力低下の要因は、さまざまな方面から考えなければならないことは必然であります。まず、家庭・学校・社会がそれぞれの役割を果たすことが重要な課題であり、三者が互いに十分に認識し、機能するようにPTA集会等で機会あるごとに啓発していきたいと考えております。この土台の上に立ち、教師の指導力と資質の向上を図り、学校は学力向上と人間性育成に心身ともに全力を傾注していくようにしたいと考えておるところでございます。

最後に、答弁の中でも何回か触れてまいりましたが、私は学校経営の中で、次のことを特に視野に入れて教育活動を推進してほしいということをお話し申し上げたいと思います。繰り返しになるとは思いますがよろしく願いいたします。それは、文武両道の精神で学校経営を推進してほしいということでもあります。

その具体的な第1点としては、学力の向上であります。学力のないところ、言い換えれば、知識技能のないところに物事を判断する力、考える力は出てこないだろうと、こういう考えのもとに知識というのはとにかく大事であるということを考えているところであります。

第2点目は、人間性育成であります。簡単に申し上げますと、規則を守るとか、人の言うことを聞くとか、あるいは相手を思いやるとか、そういう心がなければ学力も向上しないというふうな考え方からであります。言ってみれば、学力向上と人間性育成は車の両輪と考えております。どちらも大事、一つが欠ければ一つの方も欠ける。片一方が欠ければ片方がまた欠けると。こういうふうな考え方から二つのことを特に学校経営に意を用いて推進してほしいとお願ひしているところであります。

以上、申し上げます、答弁といたします。工藤議員には大変貴重なお話をいただきました。感謝を申し上げます、終わりといたします。

○議長（小笠原義弘君） 再質問はありませんか。工藤君。

○14番（工藤久夫君） 詳しい説明、答弁ありがとうございました。

いろいろ意見として言いたいことはいっぱいあるわけですが、一つだけ、教育について私がひらめいていることを言わせていただければ、都会の地域だとか、あんまりそのへんぴな方の地域

と違って、この町を見た場合に、ひょっとしてうまくタイアップしたらものすごくいい教育ができる環境にある町じゃないかなと私はいつも考えているんです。

それは、身近に自然があって、それなりの運動する施設もある。学校もそこそこ整備されている。そしてこの町内にはあかね団地でもあるいは町内の各地域にも結構小学校、中学校の先生方の退職なさった有能な方がいっぱいいるわけです。こういうのを生かしながら、具体的に言えば南部町版の寺子屋みたいな、別に町の学習塾まで行って、点数を取るために一生懸命やるわけじゃなくて、心を養う教育とか、周りを気遣う教育とか、そういう人材育成を図りながら学力を伸ばす、そういう方法というのは都会にないやり方でできるような、そういう要素がここは備わった場所じゃないかなと、そう思ったりするときあります。

そういうことで、何というか、簡単に学力の向上とか、いい子供を育てるというのは、一朝一夕にいくものではないというのはよくわかるんですけども、ただ、そういうここにあるいろいろな人的な、あるいは自然的な資源を生かしてやることによって、やはり日本というのは資源がない。あるのは人材が一番だと思っておりますので、そういう人材育成という視点で、一つ私らも努力しなければいけないでしょうし、理事者の皆さんも頑張ってもらいたいなと、そう思いながら、私の質問を終わります。答弁ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） 以上で工藤久夫君の質問を終わります。

一般質問を終結いたします。

.....

散会の宣告

○議長（小笠原義弘君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

なお、6月11日は議案熟考のため休会とし、6月12日は午前10時から本会議を再開いたします。本日はこれにて散会いたします。ご協力まことにありがとうございました。

（午後0時18分）

第16回南部町議会定例会

議事日程（第4号）

平成20年6月12日（木）午前10時開議

- | | | |
|------|--------|--|
| 第 1 | 報告第2号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第2号 平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第4号） |
| 第 2 | 報告第3号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第3号 平成19年度南部町一般会計補正予算（第6号） |
| 第 3 | 報告第4号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第4号 平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（4号） |
| 第 4 | 報告第5号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第5号 平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号） |
| 第 5 | 報告第6号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第6号 南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 6 | 報告第7号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第7号 南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 7 | 報告第8号 | 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて
専決第8号 南部町町税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 8 | 報告第9号 | 平成19年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 9 | 報告第10号 | 平成19年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 10 | 報告第11号 | 平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書について |
| 第 11 | 報告第12号 | 財団法人南部町健康増進公社の経営状況について |
| 第 12 | 議案第56号 | 南部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 13 | 議案第57号 | 南部町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定について |
| 第 14 | 議案第58号 | 南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 第 15 | 議案第60号 | 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更について |

- 第 16 議案第61号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更について
- 第 17 議案第62号 土地の処分について
- 第 18 議案第63号 工事請負契約の締結について
- 第 19 議案第64号 南部町道路線の廃止について
- 第 20 議案第65号 南部町道路線の認定について
- 第 21 議案第66号 平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）
- 第 22 議案第67号 平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第 23 議案第68号 平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 24 議案第69号 平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 25 請願第1号 青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 26 請願第2号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 第 27 請願第3号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 第 28 請願第4号 産業廃棄物中間処理施設建設反対に関する意見書の提出を求める請願書
- 第 29 陳情第1号 県立南部工業高等学校存続に係る陳情書
- 第 30 常任委員会報告
- 第 31 閉会中の継続調査の件
- 第 32 議員派遣の件
- 追加第1 青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書案
- 追加第2 産業廃棄物中間処理施設建設許可の取り消しを求める意見書案
- 追加第3 青森県立南部工業高等学校存続に関する意見書案
- 追加第4 閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（20名）

1番	工 藤 正 孝 君	2番	夏 堀 文 孝 君
3番	沼 畑 俊 一 君	4番	根 市 勲 君

5番	松 本 陽 一 君	6番	河門前 正 彦 君
7番	川 井 健 雄 君	8番	中 村 善 一 君
9番	佐々木 勝 見 君	10番	工 藤 幸 子 君
11番	馬 場 又 彦 君	12番	立 花 寛 子 君
13番	川守田 稔 君	14番	工 藤 久 夫 君
15番	坂 本 正 紀 君	16番	小笠原 義 弘 君
17番	佐々木 元 作 君	18番	東 寿 一 君
19番	西 塚 芳 弥 君	20番	佐々木 由 治 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	工 藤 祐 直 君	副 町 長	赤 石 武 城 君
副 町 長	馬 場 宏 君	総 務 課 長	坂 本 勝 二 君
総務課管理監	小萩沢 孝 一 君	企画調整課長	奥 瀬 敬 君
財 政 課 長	堀 内 富士夫 君	税 務 課 長	八木田 良 吉 君
住民生活課長	中 野 雅 司 君	健康福祉課長	有 谷 隆 君
環境衛生課長	小野寺 直 和 君	農 林 課 長	岩 舘 茂 好 君
農村交流推進課長	小笠原 覚 君	商工観光課長	大久保 均 君
建 設 課 長	西 野 耕太郎 君	会 計 管 理 者	坂 本 與志美 君
名川病院事務長	坂 本 好 孝 君	老健なんぶ事務長	神 山 不二彦 君
市 場 長	堀 内 誠 悦 君	教 育 長	角 濱 清 輝 君
学 務 課 長	庭 田 卓 夫 君	社会教育課長	佐々木 博 美 君
農業委員会事務局長	坂 本 勝 君	代表監査委員	鈴 木 聰 君
監査委員事務局長	立 花 和 則 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	立 花 和 則	主 幹	板 垣 悦 子
総 括 主 査	岩 間 孝 幸		

開議の宣告

○議長（小笠原義弘君） ただいまの出席議員数は19人でございます。定足数に達しておりますので、これより第16回南部町議会定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

（午前10時04分）

報告第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第1、報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第2号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。市場長。

○市場長（堀内誠悦君） それでは報告第2号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の理由でございますが、町営市場取扱高の増に伴い、受託販売代金の支払いに不足額が生ずる恐れがあり補正に急を要したため、平成20年3月17日付で専決処分したものでございます。取扱高の増となった主な理由でございますが、主力のりんごを初め、にんにく、ながいも、ねぎなどが年度末まで比較的高値で順調に取り引きされたため増となったものでございます。

2ページをお願いいたします。専決処分第2号、平成19年度南部町営地方卸売市場特別会計補正予算（第4号）についてご説明いたします。

第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億6,050万円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億1,206万4,000円とするものでございます。

5ページをお願いいたします。歳入についてでございます。事業勘定の1款1項1目受託販売収入、これは買受人から買受代金として納めていただくものでございますが、1億5,000万円を

増額補正。そして業務勘定の１款２項１目受託販売手数料、これは生産者から販売代金の７％を手数料として納めていただくものでございます。１,０５０万円を増額補正したものでございます。

６ページをお願いいたします。歳出についてです。事業勘定１款１項１目の受託販売代金、これは生産者に支払う販売代金ですが、１億５,０００万円を増額補正。また、業務勘定の３款１項１目の予備費でございますが、歳入歳出の調整を図るため１,０５０万円を増額補正するものでございます。

以上で、専決処分した補正予算についての説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第２号は原案どおり承認されました。

報告第３号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第２、報告第３号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第３号、平成１９年度南部町一般会計補正予算（第６号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 7ページでございます。報告第3号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを説明いたします。

8ページでございます。専決処分第3号、平成19年度南部町一般会計補正予算（第6号）について説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の補正でございますけども、予算の総額に727万円を追加して、予算の総額を96億8,663万円とするものでございます。地方自治法第179条第1項の規定により平成20年3月31日に専決処分しております。

歳入から説明してまいります。14ページまでお願いいたします。14ページの歳入でございますけども、今回の補正において歳入の補正でありますけども、各款にわたり確定額及び収入見込額によりそれぞれ補正してございます。主な補正について説明申し上げます。

15ページでございます。9款1項1目の地方交付税1億1,855万7,000円を追加補正し、補正後50億1,432万8,000円とするものでございます。この内訳でございますが、普通交付税が44億227万6,000円、特別交付税が6億1,205万2,000円と確定したものでございます。特別交付税の補正でございますして、前年度との特別交付税の比較でございますが、前年度比7,819万6,000円の減でございます。これは、前年度、合併経費が18年度に特別交付税において参入されたため、その反動において19年度は減額という形になってございます。

16ページでございます。17款2項1目財政調整基金繰入金8,899万7,000円の減額補正でございますして、補正後8,346万円とするものでございます。財源調整のため減額補正したものでございまして、この減額補正によりまして19年度末の財政調整基金の残高は、5億7,259万4,000円となるものでございます。

17ページでございます、歳出でございます。2款1項16目地域福祉基金50万円の補正でございます。歳入で補正しました一般寄付金を原資として、地域福祉基金に50万円を積み立てするものでございます。

次に、3款1項2目の住民生活費3,018万4,000円の追加補正。これは、繰出金でございますして、国民健康保険特別会計への繰出金の補正でございます。

次に、3目の老人福祉総務費2,341万5,000円の減額補正でございますけども、これも28節繰出金、老人保健特別会計繰出金の減額補正でございます。

以上、報告第3号についての説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 内容的にはさまざまな金額の精査ということで説明がありましたが、今回の日程の状況を見ますと、5月末までには臨時議会を開いて審議できる機会があったと思いますが、なぜ臨時議会を開かれなかったのでしょうか。いろいろ会計の年度の締めなど5月30日までということで専決処分はできるのはやむを得ない状況もあると思いますが、いくらかでも5月末までに専決処分もしくは報告等を行っておれば、だいぶ審議などもスムーズにいくのではないのでしょうか。町長のお考えをお聞きするものであります。

○議長（小笠原義弘君） 町長。

○町長（工藤祐直君） 5月末で会計の方は閉じるわけですが、その後閉じてから最終的な計算の事務処理があるわけでございます。そしてまた、確定によつての議案でもあるため、これは毎年なわけでございます。ほとんどの町村、確定によつての専決処分ということで処理させていただいておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 今のお話は何度かやり取りがあったわけではありますが、他の町村でもきちんと5月末あたりまでには1回臨時議会を開いて、いくら項目が専決処分されたのであってもやっているということで、極力臨時議会は開かれて議員の仕事が果たせるように。また、あまりにも専決処分が多いということになりますと、自治体の姿勢というものも問われるのではないのでしょうか。この点をおくみとりくださいませ。終わります。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、報告第3号は原案どおり承認されました。

報告第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第3、報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第4号、平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(4号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 報告第4号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の理由でございますが、国、県支出金の確定に伴い、平成19年度南部町国民健康保険特別会計予算を補正する必要性が生じたため専決処分したものであります。

次のページをお開きください。19ページです。平成19年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)についてご説明いたします。

初めに第1条からでございます。既定の歳入歳出予算額の総額から1,402万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億5,341万5,000円とするものであります。

29ページへお進みください。初めに歳出の主なものからご説明いたします。29ページの下段になりますが、2款1項1目一般被保険者療養給付費に3,455万1,000円を増額補正するものであります。合計は12億7,042万8,000円となります。

それから、次に30ページになりますが、中段になりますが、2款2項1目の一般被保険者高額療養費に422万2,000円を増額補正をし、1億2,015万1,000円とするものであります。

その下段に２款４項１目出産育児一時金、これは455万円の減額であります。予算額は45名の出生を見込んでおりましたが、13名減の32名となったものであります。

次の31ページにお進みください。31ページの中段になりますが、５款１項１目の高額医療費共同事業拠出金、これから608万2,000円を減額し、4,511万9,000円とするものです。次の５款１項２目保険財政共同安定化事業拠出金、これからは3,481万1,000円を減額するものです。

その下の６款１項１目は疾病予防費であります。ここからは511万3,000円を減額し、1,630万8,000円とするものであります。

次に、26ページに戻ってください。先ほどの歳出に対する歳入であります。１款１項１目の一般被保険者国民健康保険税、これは予算額に対し収納増が見込めるため4,210万2,000円の増額補正となっております。次の２目の退職被保険者等国民健康保険税、ここでは1,211万4,000円の収入増を見込んでおります。

次の３款１項１目の療養給付費等負担金、これは先ほど説明しました歳出の34％に相当する額であります。これからは6,339万3,000円の減額となります。

次に、27ページへお進みください。27ページ中段の４款１項１目療養給付費交付金であります。ここからは836万2,000円の減額補正となっております。

次に、５款２項１目県の財政調整交付金、ここからは537万4,000円の減額補正であり、これは歳出の７％に相当する額となっております。

次に、28ページになりますが、６款１項２目の保険財政共同安定化事業交付金、ここからは2,293万7,000円の減額補正となっております。

次に、中段になりますが、８款２項１目の一般会計繰入金、こちらからは3,018万4,000円の増額補正となっております。増額補正の内容としましては、大きなものは４節の国保財政安定化支援繰入金が3,359万4,000円ということになっております。

以上で主なものを説明いたしました。終わります。

着席 工藤久夫君

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） まず、今回も一般質問にも今度の議案の方も国保に引き上げに関わる議案が出ておるわけですが、私自身は自治体のさらなる努力を訴えるところでありますが、

しかし、もういま一自治体だけではさまざまな理由から国保会計が破綻に向かっているのは、事実ではないでしょうか。そこで、ページ数といいますと20ページなんですが、国庫支出金と県出金、詳しくは27ページに説明されたところと重複するかもしれませんが、いわゆる県や国がこの国保財政に責任を持って予算を配分していただかなければ、国保加入者の負担はますますふえるのではないのでしょうか。そこで、県は国保加入者一人についてどのぐらいの金額の支援があるものか。そして、先ほど説明はあったと思いますが一人当たり国の支援というものはどういうふう
に計算されて、具体的にはどのぐらいの金額が個人にきているものなのか。いろんな割合の数字があるんですが、わかりやすく国や県の国保財政への支援の形をお知らせしていただきたい
と思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） ただ今一人当たりへの支援として、国、県、具体的な金額ということ
でございますが、今現在、まだ確定という形で本来の実績報告は9月議会という形になります
ので、総額等もまだ確定はしておりませんし、今回ここに手元にあるものは今現在の拠出金額
とそれに対する4分の1相当の総額で計算しておりますので、一人当たりへの個々の支援金の金
額は今申し上げられませんので、後ほど資料として議員の方にお渡しすることをご了解いただ
ければと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12番（立花寛子君） 国保会計は大変さまざまな仕組みで複雑で、また国保加入者の動向など
も、その保険料、納める方の保険料に関わってくると思いますが、こういうときに国保財政な
どの動向など国保税調べみたいなのも、基本的な数字が書かれたものを事前に渡していただ
ければなあと思っております。これからも質問するわけですが、基本的な数字もやはり示
していただければもっとはつきりするのではないのでしょうか。その改善を求めておきます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第4号は原案どおり承認されました。

報告第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第4、報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第5号、平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 報告第5号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてご説明いたします。

専決処分の理由でございますが、支払基金交付金及び医療費給付費の確定に伴い、平成19年度南部町老人保健特別会計予算を補正する必要性が生じ、専決処分したものであります。

34ページをお開きください。平成19年度南部町老人保健特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

第1条でございます。予算の総額から歳入歳出それぞれ1,975万4,000円を減額し、歳入歳出それぞれ23億3,756万3,000円とするものであります。

40ページをお開きください。初めに歳出の主なものをご説明申し上げます。1款1項1目の医療給付費、補正額2,028万1,000円、合計22億9,931万9,000円とするものです。

次に、2目の医療費支給費、これは鍼灸等にかかった経費でございますが、ここからは159万

9,000円を減額し、2,612万1,000円とするものです。

次に、2款1項1目の償還金であります。こちらは234万6,000円の増額となっております。これは、国庫負担金への返還金となります。

次に、39ページにお戻りください。歳入であります。1款1項1目の医療費交付金に746万5,000円の減額補正となっております。

2款1項1目の医療費国庫負担金は1,112万6,000円の減額補正と。現年度分では747万6,000円の減額になりますが、過年度分としまして老人医療費国庫負担金が1,860万2,000円の歳入となっております。

4款1項1目の一般会計からの繰入金は、2,341万5,000円となります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第5号は原案どおり承認されました。

報告第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第5、報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めるこ

とについて、専決第 6 号、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 報告第 6 号であります。専決した処分の理由についてご説明いたします。

平成20年厚生労働省告示第59号等による診療報酬の算定方法等の制定に伴い、条例を改正する必要が生じ、専決処分したものであります。

43ページへお進みください。南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例ということで、第 1 条からは南部町乳幼児医療費給付条例の一部を次のように改正するとございます。

次に、第 6 条中「診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）」を「診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）」に改めると。これは、診療報酬の算定方法を改定したことに伴い、厚生労働省の告示番号第92号が告示番号59号に改まるものであります。

次に、第 2 条になりますが、南部町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例になりますが、こちらも第 1 条と同じ厚生労働省からの告示第92号を告示第59号に改めるというものであります。

次に、第 3 条は南部町国民健康保険名川病院事業の設置等に関する条例の改正となっております。第 9 条中は 1 条、2 条と同じ告示第92号を告示第59号に改めるものであります。下から 5 行目になりますが、「訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の算定方法（平成18年厚生労働省告示第102号）」を文末になりますが「（平成20年厚生労働省告示第67号）」に改めるものであります。告示第102号が67号に改まるというものであります。

1 条、2 条に関しては当町の乳幼児医療制度の改正とかひとり親の条例の内容についての変更等はございません。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 報告第6号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、南部町乳幼児医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

診療報酬の算定方法及び訪問看護療養費に係る指定訪問看護の費用の額の算定方法の例規整備ということですが、今回の算定方法の改定は、健康保険法等の一部を改定する法律による健康保険法及び老人保健法の大幅な改定に伴うものです。

老人保健法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に改められました。ご承知のように、政府は後期高齢者医療制度の導入を機に75歳以上の診療報酬、医療の値段を別建てにし、後期高齢者への医療を差別、制限していくことを計画し、その一部が既に導入されております。この内容が含まれた改定になっております。政府のねらってきた中身の中心は、後期高齢者の診療報酬を包括払い定額制とし、保健医療に上限をつけることです。保険のきく医療に上限がつき、それ以上の手厚い治療を行う病院は赤字となってしまいます。そうやって、検査、投薬、手術などの制限、入院日数の短縮や早期退院などを促進しようというのです。また、外来、入院、在宅のすべての分野に後期高齢者その他の世代を差別する項目が盛り込まれました。

また、いわゆる社会的入院など退院困難な要因のある後期高齢者を見つけ出す体制を病院内につくり、それらの患者の退院支援計画をつくって退院させた場合に報酬を加算する後期高齢者退院調整加算や医師が回復困難と断定した患者、家族と終末期医療の診療方針を話し合い、文書などにまとめたときに報酬を加算する後期高齢者終末期相談支援料などの報酬が後期高齢者限定で導入されています。政府のねらいは、75歳以上に別建ての診療報酬を持ち込んだ2008年診療報酬改定を突破口に包括払いをさらに拡大し、病院追い出しや在宅見取りによる医療制限を一層推進することです。また、後期高齢者医療制度が本格的に動き出せば、保険料高騰の抑制を理由にした医療制限の動きは加速せざるをえません。国民皆保険を掘り崩し、さらなる医療難民を生み出す差別医療の拡大は絶対に阻止しなければなりません。

43ページの文章には一言も以上の内容は書かれておりませんが、その内容が含まれての例規整備であります。医療の値段を75歳以上というだけで差別する根本が問われております。後期高齢者医療制度の撤廃を求めて反対討論といたします。反対討論を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、報告第6号は原案どおり承認されました。

.....

報告第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第6、報告第7号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第7号、南部町手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。住民生活課長。

○住民生活課長(中野雅司君) それでは報告第7号、専決処分第7号についてご説明いたします。

専決処分の理由でございますが、戸籍法及び住民基本台帳法の一部を改正する法律が公布されて、平成20年5月1日から施行されたことに伴い、南部町手数料徴収条例に関する引用条項を改正する必要があるため、平成20年4月25日に専決処分をしたものでございます。

専決処分の条例改正を説明する前に、このたびの戸籍法と住民基本台帳法の主な改正点をご説明を申し上げます。従前は誰でも住民票や戸籍謄本を請求できましたが、近年他人が不正に取得して個人情報漏洩するという事件が多くなってきたことから、今回制度が見直されて、戸籍住民票の交付請求、それから住所変更の届け出、婚姻や養子縁組などの戸籍の届け出の際には窓口で本人確認が必要となりました。本人確認の方法につきましては、運転免許証、写真付きの住民基本台帳カード、そしてパスポートなどで行います。

それでは、条例改正の内容をご説明申し上げます。46ページをお開きいただきたいと思います。南部町手数料徴収条例の別表中、1の項から5の項までの改定につきましては、戸籍法の改正に

伴いまして、戸籍と除籍の謄本、抄本手数料及び記載事項証明手数料等についての引用条項を改正するものでございます。同表の 8 の項から10の項につきましては、住民基本台帳法の改正に伴いまして、住民票と戸籍附票の写しの交付手数料、そして記載事項証明手数料についての引用条項を改正するものでございます。

なお、手数料の金額については従前どおりで変更はございません。

附則として、この条例は平成20年 5 月 1 日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、報告第 7 号は原案のとおり承認されました。

議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第 7、報告第 8 号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決第 8 号、南部町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 報告第8号及び専決処分第8号についてご説明申し上げます。

処分理由でございますけども、地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に施行されまして、それに伴い条例を改正する必要が生じ専決処分したものでございます。

49ページお開き願います。南部町町税条例の一部を改正する条例ということで、平成20年4月30日、条例第21号で公布してございます。

内容の説明につきましては、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。主な改正内容を資料によって説明したいと思います。南部町町税条例の一部を改正する条例の説明資料を皆様のお手元に配付していると思います。ごらん願います。

主な改正内容でございますけども、税目ごとにいきたいと思います。（１）の法人町民税関係でございますけども、公益法人が法律改正に伴って民法から一般社団及び一般財団法人に関する法律というのがですね、平成20年12月1日施行。これに伴って改正されるものです。法人ではない社団または財団で収益事業を行わないものは、法人町民税均等割を非課税とする。これは、条例の第14条第1項及び第18条第2項関係でございます。あと一つ、公益法人及び人格のない社団等並びに一般社団法人及び一般財団法人については、最低税率、5万円を適用する。これは第18条第2項の表の改正の関係でございます。これらの適用につきましては、平成20年4月1日後に開始する事業年度から適用することになっております。

次に、（２）の個人町民税関係でございますけども、個人町民税における寄付金税制の見直しということです。寄付金控除方式、これまでですね、所得控除方式であったものを税額控除方式に改めて、控除率を6%、控除対象限度額を総所得金額等の30%、適用下限額を5,000円とし、地方公共団体に対する寄付金については、特例控除額を加算した金額とする。これは第20条及び第24条関係でございます。これについては、平成21年度分以後の個人町民税から適用することとなっております。

個人町民税における公的年金からの特別徴収制度の導入でございますけども、65歳以上の公的年金等受給者のうち、老齢基礎年金額が18万円以上で特別徴収税額が老齢基礎年金額以下の者を対象に、公的年金等に係る町民税の所得割額及び均等割額を老齢年金等から特別徴収をする。これは第44条の2、第44条の3、第44条の4、第44条の5及び第44条の6の改正関係でございます。これについては、平成21年度以後の町民税について適用することになっております。実質、21年の10月から老齢年金から引かれる形になるものでございます。

次に、公益法人等に係る町民税の課税の特例でございますけども、公益法人等が贈与、遺贈の

あった財産を公益目的事業に直接供しなくなった場合に、国税庁長官の承認を取り消されたときは、個人とみなしてその財産に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額または雑所得の金額に係る町民税の所得割を課することになっております。これは、附則第9条の2の関係でございます。平成20年12月1日以後に取り消された場合に適用することになっております。

次に、個人の町民税の住宅借入金等特別控除の申告手続等に係る規定の整備ということで、これまで3月15日までに申告出した場合に適用することになっていましたけども、申告期限後でも町長がやむを得ないと認めた場合にはできるということでございます。これは、附則第15条の2第3項の規定でございます。これは、平成20年4月30日から適用となっております。

次に、寄付金税額控除における特例控除額の特例ということで、課税総所得金額が人的控除差額調整額を下回るとき、もしくは課税総所得金額がない場合等であって、上場株式の配当所得、土地の譲渡等に係る事業所得等、長期譲渡所得、短期譲渡所得、株式等に係る譲渡所得、先物取引に係る雑所得等に係る町民税の課税特例の適用を受けるときはということで、これは分離課税の適用を受けるときはということでございます。については、寄付金税額控除における特例控除額の特例を適用する。附則第15条の3の関係でございます。これにつきましては、平成21年度以後の個人県民税から適用することとなっております。

次に、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税特例の見直しということで、肉用牛の売却による事業所得に係る課税特例について、免税対象飼育牛が2,000頭を超える部分の所得は免税対象から除外するという見直しが行われます。そして、適用期限を平成24年度まで延長する。これについては、附則第16条関係で平成22年度以後の年度分から適用することになっております。

次に、上場株式等の配当課税の見直し。源泉徴収以外に総合課税、これは、総合課税の場合には配当控除があって譲渡損との損益通算ができない。税率が6%。そういう総合課税かもしくは申告分離課税ということで、配当控除がなしで損益通算はできる。町民税率が3%。そのどちらかを選択できることになりました。これは、附則第32条の2の改正関係でございます。これについては、平成21年1月1日後に受ける配当所得から適用することになっております。

次に、上場株式等の譲渡益課税の見直しでございますけども、上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等に係る町民税の課税特例。これは、税率を1.8%、3%を1.8%で課税を廃止するというので、附則第40条関係の改正でございます。これについては、平成20年12月31日をもって廃止するということになっております。

次に、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除でございますけども、損失の金額は控除申告書を提出した場合に限り、上場株式等に係る配当所得の計算上控除することとなっております。

ります。また、前年前３年以内の各年に生じた譲渡損失の金額は、その後の年度分の町民税について、連続して申告書を提出しているときに限り、株式等に係る譲渡所得等の金額、上場株式等に係る配当所得金額の計算上控除する。損益通算ができますよということでございます。これについては、附則第42条の２の関係でございまして、平成22年度以後の個人町民税について適用するということになります。

次に、源泉徴収選択口座内配当等に係る町民税の所得計算の特例を創設ということで、源泉徴収選択口座内配当等に係る配当所得の金額とそれ以外の配当等に係る配当所得の金額を区分して、これらの金額を計算するように改められています。附則第42条の関係でございまして。これについては、平成22年１月１日後に交付を受ける配当から適用することになっております。

次に、（３）の固定資産税関係でございまして、省エネ改修工事、熱損失防止改修工事と言いますけれども、これを行った既存住宅に係る固定資産税の減額措置の創設に伴う申告ということで、既存住宅の窓の改修工事と床、天井、壁の改修工事を費用30万円以上かけて行った場合、改修後３カ月以内に建築士等の証明書を添付し町に申告すると、翌年度の固定資産税を120平米分を限度に３分の１減額する措置が創設されました。これに伴って適用を受けようとする者がすべき申告の規定を条例に設けております。これは、附則第19条第７項の規定でございまして。これについては、平成20年４月30日から施行となっております。

次に、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例を受けようとする者がすべき申告ということで、公益法人制度改革に伴いまして、移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告規定を新たに附則第46条で設けております。これは、平成21年度以後の年度分の固定資産税から適用することになっております。

（４）として、その他、地方税法等の改正に伴い、条項等所要の整備をいたしております。

（５）として、附則関係でございまして。第１条で施行期日を規定しております。公布の日から施行する。その他、いろいろ規定ありますけれども。第２条では、個人の町民税に関する経過措置を規定しております。第３条では、法人の町民税に関する経過措置を規定しております。第４条では、固定資産税に関する経過措置を規定しております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 説明ありがとうございました。1ページになると思いますが、個人住民税における公的年金からの特別徴収制度の導入と説明がありますが、これにあたる方は何人で当町の何%ぐらいにあたるものなののでしょうか。それから、導入されますと役場内のシステムを改修するとか何か機械を入れなければならないとか、町の予算の増額といいますか出費が出るなどの項目は、この中にはございますか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 対象者でございますけども、まだ確定したわけございませんけども、一応調べてみたらですね、1,100人ぐらいの方が公的年金をもらって税を払っていると。ただしですね、その中で合算されている場合もありますので、確実に年金の額で払っているのはこれから再計算しないとわからないという状態です。だいたい18,000人ぐらい納税義務者がありますので、住民税で。それで、だいたい1,000人ぐらいの方がなっている。そういう状況でございます。

あと、システムにつきましては、L G 1を使うということで7月に仙台でそういう説明会があります。それによって、どういうふうになるかということがなってくると思います。今の状態ではまだ確かなことは決まっておりません。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） とにかく今でも税金が重い重税感が強いわけではありますが、あまりあたらないというような答弁もありましたが、どうもさまざまな項目を天引きする、このやり方は税金を納めるということから言いますと、あまりにも認められない、そういう税金を納めるという感覚からかけ離れたやり方ではないかと思えますけども、これはどうしてこういうふうなことが介護保険からだと思うんですが出てきたのでしょうか。ちょっと国のやり方が、方向が違ってきているじゃないかなと思えますが、いかがですか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） この特別徴収を創設するというのは、高齢化している年金者について納付の利便を向上させるという目的がございます。今はそれぞれに窓口に行って払っているという形でございますけども、口座引き落としもありますけども、それをですね、高齢化すると歩くのが不便だという要望等もありまして、そういったことで特別徴収していくんだというそれらがありますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） 非常に不本意なんですけど、先ほど立花議員の質問に関連してですね、私も所見を伺いたいと思うんですが、税金の納付の利便を図ってという制度としてしいてしまってますね、というのはなんか違うような気がするんですよ。多分違うんでしょうと。そういうことなんであれば、私は天引きしてください、私はされたくはありませんというのを希望を募って希望者から天引きすると、そういうプロセスがあってもいいんじゃないかと。またですね、私は絶対払いたくありませんという、中にはいらっしゃるかもしれません。そういう人は制度に沿って社会的ペナルティーをあまんじて受けるのかというですね、そういう事態が待っているわけですよ。なんか非常に取ってつけたような建前で固めたようなものはいかがなものかと思んですけども、本心はどうなんですか。

○議長（小笠原義弘君） 税務課長。

○税務課長（八木田良吉君） 先ほど付け加えるのを申し遅れましたけども、その2点、確かに利便性の向上というのとあと一つ、収納率の向上が一つあります。これにつきましては、地方6団体から要望があってということで国の方では説明されております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 報告第8号、専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて、専決処分第8号、専決処分書、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、南部町町税条例の一部を改正する条例を次のとおり制定することについての討論を行います。

地方税法等の一部が改正されましたが、その内容は道路特定財源の自動車取得税や軽油取引税に対する10年の暫定税率延長、故郷への寄付、ふるさと納税制度創設、65歳以上の年金から住民税を天引く制度の導入などです。65歳以上の公的年金受給者から個人住民税の所得割額と均等割額を2009年10月支給分から特別徴収、年金から天引きされます。総務省によりますと年金受給者のうち対象となる人は500万人から600万人、2割強にのぼるとされています。地方自治体の事務の効率化につながると言っていますが、天引きするには自治体はシステムの整備等が要求されます。年金からは既に所得税、介護保険料に加えて、この4月、国民健康保険税、並びに後期高齢者医療保険料が天引きされています。本人の意向を踏まえないで年金から天引きすることに対して、年金を生活の主たる収入としている受給者を中心に怒りが広がっております。地方税法の改定がすべて当町の条件にあてはまらないものもあるとは思いますが、住民に対しても地方自治体にとっても一部手直しを求められ、また、出費のふえる項目が含まれることなど考えられ、専決処分したとはいえ賛成できる内容ではありません。報告第8号には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。
（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。
採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。
（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。
よって、報告第8号は原案のとおり承認されました。
ここで11時15分まで休憩いたします。

（午前11時04分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時19分)

報告第 9 号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第 8、報告第 9 号、平成19年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 75ページでございます。報告第 9 号、平成19年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

76ページでございます。平成19年度南部町一般会計繰越明許費繰越計算書でありますけども、事業名及び翌年度繰越額らについてご説明申し上げます。

3 款 1 項事業名、地域福祉計画策定事業、翌年度繰越額63万円。10款 6 項事業名、アイスアリーナ改修事業、翌年度繰越額1,564万5,000円。11款 1 項農林水産業施設災害復旧費、翌年度繰越額100万円。3 事業の繰越合計額が1,727万5,000円でございます。これは平成19年度南部町一般会計補正予算（第 5 号）により措置しました繰越明許費について、本年 5 月31日までに調整した繰越計算書を地方自治法施行令第146条第 2 項の規定より議会に報告するものでございます。翌年度繰越額の財源内訳等も確定しましたので、あわせて報告するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第 9 号を終わります。

報告第10号から報告第11号までの上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第9、報告第10号と日程第10、報告第11号を会議規則第37条の規定により一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって報告第10号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について及び報告第11号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてを一括議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 77ページでございます。報告第10号、平成19年度南部町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

次のページをお開きください。第1款下水道建設費、1項公共下水道建設費、公共下水道事業費でございますが、2億6,050万円のうち、1億2,890万円を翌年度に繰り越した計算書でございます。この理由は、管路施工に伴い地下埋設物でございますが、N T Tケーブルの移設協議に日数を要したため繰り越したものでございます。

次に、79ページです。報告第11号、平成19年度南部町農業集落排水事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてご説明いたします。

次のページをお願いいたします。2款建設費、1項施設建設費、事業名、上名久井地区農業集落排水事業でございますが、19年度5億3,033万5,000円のうち、1億7,800万円を繰り越したものでございます。繰り越しの理由は、県道櫛引上名久井三戸線の交通支障を回避するため、19年度上名久井地区、20年度に高瀬、上川原地区を分散して発注するため繰り越したものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

報告第10号及び報告第11号は終わります。

.....

報告第12号の上程、説明、質疑

○議長（小笠原義弘君） 日程第11、報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） それでは、81ページをお願いいたします。報告第12号、財団法人南部町健康増進公社の経営状況について、地方自治法施行令第173条第1項に規定された書類をもって報告するものであります。なお、当公社は、南部町健康増進センター等の管理運営を受託し、温泉の利用及び適切な運動の実践を通じて住民の健康増進を図るとともに、グリーン・ツーリズムの推進を図ることにより福祉の向上に寄与することを目的として、平成5年に設立されております。平成19年の第16期決算については、地域の経済の低迷及び油の高騰等により厳しい経営運営となっております。それでは、お手元に配布しております資料に基づき説明させていただきます。

資料の方をお願いいたします。2ページ目をお開きください。1の温泉保養館バーデハウス福地の管理運営状況であります。1として公益事業、水泳指導事業及び健康指導事業であります。開催件数28件、開催回数延べ983回、受講者数2万567名となっております。事業名は下記のとおりであります。

次に、3ページをお願いいたします。6の町高齢者温泉利用事業の利用状況であります。利用者数1万7,246名となっております。前年度より1,205名の増となっております。これにつきましては、全町に拡大したことによるものと思われます。

次の4ページをお願いいたします。バーデハウスふくちの利用者の状況であります。9であります。利用者数22万4,026名となっております。対前年度比1万3,993人の減となっております。減の主な理由は、一般利用者の減によるものであります。10の収支の状況であります。収入1億2,715万4,815円、支出1億3,498万5,079円となり、差し引きマイナスの783万264円

となっております。

次に、ふくち屋外プールの管理運営状況であります。(1)の営業期間であります、7月15から8月26日までの43日間営業しております。5ページをお開きください。利用者の状況であります、利用者数は3,309名、対前年度比634人の減となっております。減の主なものは、小・中学生の無料使用の減及びバーデハウス利用者の使用減によるものであります。(7)の収支の状況であります、収入378万2,400円、支出342万8,128円、差し引き35万4,272円となっております。

3、ふくちアイスアリーナの管理運営状況であります、(1)として、営業期間として夏期については5月18日から8月26日までの96日間、冬期につきましては10月6日から3月31日までの170日間営業しております。6ページをお開きください。(3)の利用者の状況であります、利用者数につきましては、3万4,290名となり対前年度比4,867人の増となっております。この増の主な理由としまして、アイススケートの利用者数の増によるものであります。(7)の収支の状況であります、収入といたしまして4,728万5,450円、支出3,991万4,007円、差し引き737万1,443円となっております。

次に、7ページをお開きください。4の交流ターミナル「アヴァンセふくち」の管理運営状況であります、利用者の状況であります、利用者数として4,874名が利用されております。対前年度比1,136名の減となっております。(4)の収支の状況であります、収入としまして2,451万2,445円、支出3,278万4,727円、差し引きマイナスの827万2,282円となっております。

次に、8ページをお願いいたします。平成19年度の部門収支状況であります、一番右側の表で説明させていただきます。公益事業と収益事業の合計であります。事業収入といたしまして、1億4,634万5,546円、管理委託料、これは町からの管理委託料5,590万8,000円、預金利息5万6,474円、雑収入5万円、基本財産運用益2万5,040円、補助金収入40万円、合計2億273万5,110円となっております。歳出としまして人件費7,780万22円、事業経費1億3,255万5,224円、経費合計で2億1,035万5,246円。棚卸として74万9,270円、雑損失7,425円、合計といたしまして2億1,111万1,941円となり、収支としまして837万6,831円の赤字となっております。この赤字につきましては、来年度に当期余剰金として引きつぐものであります。よって、平成19年度16期までの未処分利益余剰金は町からの長期借入金4,000万円を含め5,381万6,848円の赤字となっております。

なお、詳細につきましては、第16期決算報告書を参照していただければ幸いです。

以上、報告を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。夏堀文孝君。

○2番（夏堀文孝君） 事業報告書の中の4ページにあります（8）の町内巡回バス運行状況とありますけども、今年度もこの巡回バスというのは予定されているんですか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） この巡回委託は公社独自で出したバスでありまして、また今年度町の方でも出しておりますので、20年度は違ってくるものと思っております。

○議長（小笠原義弘君） 夏堀君。

○2番（夏堀文孝君） 現在多目的バスもバーデハウスを周っているわけですので、この独自の巡回バスというのは必要ないんじゃないのかな、その運行の時間をうまくあわせて多目的バスを利用してもらうようにすれば、人件費等経費が幾らかでも減るんじゃないかなと思うんですけども、その辺を考慮していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） はい、わかりました。その辺検討させていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） 以前、この経費の削減の方法として燃料、熱量の見直し、あるいは検討が必要ではないのかということを申し上げたことがあるんですが、そのような検討、あるいは計画等されておるんであったら、ちょっとお伺いしたいのですが。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 燃料につきましては、ある業者の方をお願いしまして、検討し

ております。まだ、結果が出てきていないので、近々出るというふうに公社の方から聞いております。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。川守田君。

○13番（川守田稔君） この健康増進公社というのは、指定管理者という指定を受けているわけですが、指定管理者制度というのは取りも直さず行政から民間へのアウトソーシングなわけなんです。そのアウトソーシングをするという目的というのはですね、結局、民間の知恵ですとかノウハウでもって経営改善を図るという目的云々というのは、誰でも知っているわけですね。そういう立場を踏まえてですね、こういう経営状況を続けているという、どのようにお考えなのか伺いたいのとですね、改善に対する対策というのを理事会でも何回も伺っているつもりなんですけれども、具体的なあれをこうしますということを言われたことが、説明を受けたことがない。いろいろ考えております、考えております、いつまでたっても考えておりますみたいなそういう答弁なわけですね。担当課長もご承知のとおりだと思いますが。指定管理者としてどういう契約を結んでいるのか、例えば金銭については負担の責任を負っているのかどうか。町の施設を自由に使うというその建前の中で、どういった自由な裁量を許されているのかとかそういった所をご説明いただけないでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 川守田議員さんの言うとおり指定管理者制度そのもの、また、アウトソーシングの問題等含めてですね、前から公社についてはいろいろと検討してきたつもりではあります。ただ、指定管理者の契約内容につきましては今ここに持ってきていませんので、後で報告させていただいてよろしいでしょうか。私自身もこれに携ってきておりますし、この経営については、やはりこういう状況でありますので相当厳しく運営計画をつくってやっていかないと、将来的な先が見えないのではないかと個人的には思っております。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 役員会ですか、理事会ですか、出席させてもらっていつも思うことは、なんでこんだけ町におんぶにだっこ、面倒見る方も面倒見る方なんですけどね。そんなくらいだったら、指定管理者なんて受けなかった方がよかったのではないのか、町直営のぬるま湯に浸かってぬくぬくとしていた方がよかったのではないですかというような、ちょっと皮肉も言いたくなるような雰囲気を感じるんですね。

ですから、次の9月の議会にはですね、ちゃんとした改善計画ですとか数値を根拠に対処するような改善案のようなものをちゃんと提出してもらいたいというのが一つ注文です。その詳しい資料は後でいただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

報告第12号は終わります。

議案第56号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第12、議案第56号、南部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（立花和則君） たいへん恐縮でございますが、この場で説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは、議案第56号についてご説明申し上げます。提案理由でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が平成20年4月1日に施行されたことに伴いまして、監査委員の審査事項について所要の改正を行うものでございます。

次のページ、83ページをお願いいたします。南部町監査委員条例の一部を次のように改正すると。第7条でございます。第7条は決算の審査でございますが、この中の「法第233条第2項の規定による決算及び関係書類」という文言を、「次の各号のいずれかの書類」という文言に改

めるものでございます。この法233条第2項、これは決算の書類を監査委員の審査に付さなければならないという地方公共団体の長の責務でございます。そういう条項でございます。

したがって、(1)法第233条第2項の規定による決算及び証書類並びに法第241条第5項の規定による決算及び証書類。この中の法第241条第5項という部分につきましては、これは基金のことでございます。

それから、(2)といたしまして、地方公営企業法第30条第2項の規定による決算及び証書類。この30条につきましても、決算に書類を供さなければならない、審査に付さなければならないという条項でございます。

(3)といたしまして、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類並びに同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類。この三つを新たに追加するということでございます。この中の健全化判断比率という部分でございますが、この中には実質赤字比率、それから連結実質赤字比率、実質公債費比率、それから将来負担比率、それと公営企業における資金不足比率という項目が入っております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するということでございます。

以上簡単ですが説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 具体的には地方公共団体の財政の健全化についての質問ですので、これに関する報告をなされました財政課の方からご説明願いたいのですが、具体的にこれはどのような背景からこういう法律がつくられたものなののでしょうか。手続き上の問題ではございませんので、説明をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政の健全化に関する法律ということで、従前は地方財政再建促進特別措置法という法律でもって財政が破綻した団体に関する国が関与してきたものですが、今回の法律によりまして健全化の比率をもって三つの区分の団体に区分して、財政破綻を未然に

防止するというのが主眼となっております。三つの段階と申しますと、健全段階、いわゆる判断比率に到達しない段階。真ん中に財政の早期健全化団体、一つでも引っかかるとこの団体。最後は財政の再生団体、これは従前の特別措置法と同じ破綻した団体のことを申します。この四つの指標、先ほど監査書記長が説明したとおり四つの比率と公営企業における資金不足の比率などなどを決算に基づいて比率を出しまして、監査委員の監査に付するというのが今回の改正でございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。立花君。

○12番（立花寛子君） こういう項目で見られますと、その各自治体の独自性ということで、その福祉を充実させる自治体とか学校教育に予算配分を組んでいる自治体とか、そういうことで赤字をしょっても住民の皆さんには喜ばれるそういう施策は、国の指導で縮小されるなど国の指導が強く入るといようなことは考えられないのでしょうか。独自性が失われると思いますがいかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 財政の悪化する要因を分析することが大事でございまして、長年の予算、決算の積み重ねが、結果的に比率が悪化したということを未然に防止するんだと。ですから南部町でも財政健全化計画だとか地方債負担適正化計画だとか、いろんな計画をもとに財政が悪化しないように絶えず歳入歳出をよく見ながら財政運営を行ってきています。悪化して、そういう計画をつくって健全な財政状況に戻すんだと、そういう状況になった場合には歳入歳出をいろいろと見直して、財政運営をしなければならない。それから、住民のサービスも低下しないようにという、に反した財政運営、あるいは行政サービス、行政運営をしていくんだと。このことが大事でございまして、ならないように、また、なった場合は何でなったのかということをついて、悪い部分を取り除くというカルテ、いわゆる予防ですね、そういった事柄が必要になってまいります。だけれども、命題は町民サービスの低下をまねかないようにということが大前提でございまして、そのことをいつでも中心に考えて財政運営にあたっていくということが根幹でございまして。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第56号、南部町監査委員条例の一部を改正する条例の制定について討論を行います。

これは、地方公共団体の財政の健全化に関する法律は2007年6月15日成立しております。この背景には夕張市の財政悪化を契機としてまとめられたものです。今回新たに設けられた指標は、連結実質赤字比率と将来負担比率です。連結実質赤字比率は、国民健康保険事業など全会計を合わせた赤字額の割合、将来負担比率は、第三セクターや地方公社なども含めて自治体が将来に負担する債務の大きさを表すことになっています。一つでも基準を超えた場合は、健全化団体として健全化計画策定と公認会計士による外部監査を義務付けられ、さらに財政悪化が深刻化すると財政再生団体とされます。再生団体は、赤字の早期返済を促されることになり、自治体の自由裁量は事実上なくなります。

これらの早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準については、法律に明記されておらず政令に委ねられており、自治体への国の関与が強まるものと考えられ、法律そのものが自治体を縛ることになり、賛成できない内容です。

以上の内容を含んだ条例の一部改定でありますので、議案第56号には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第56号は原案どおり可決されました。

議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第13、議案第57号、南部町特別職報酬等審議会条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第57号についてご説明申し上げます。

本年4月に行政組織を改めましたことによりまして、一部課の名称変更を行っております。このことに伴いまして、南部町特別職報酬等審議会条例等における庶務担当課の名称を改正する必要が生じたことから、関係する条例を改正するものであります。

次のページをお開きください。第1条は、南部町特別職報酬等審議会条例の一部改正、第2条は、南部町国民健康保険名川病院運営審議会条例の一部改正、第3条は南部町都市計画審議会条例の一部改正であります。以上の審議会の庶務を担当する課の名称をそれぞれ「総務課」、「住民生活課」、「企画課」としていたものを、「町長が定める機関」に改めるものであります。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案どおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

退席 工藤久夫君

(午前11時52分)

○議長(小笠原義弘君) それでは休憩を解きまして、本会議を再開いたします。

(午後1時00分)

議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第14、議案第58号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長(有谷隆君) 議案第58号、南部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

この条例の内容は一部改正となっており、抜粋のため大変見にくくなっておりますので、議員の皆様の方には改正版の資料をお手元に配布しておりますので、条例を説明する中でこれを参考にして説明させていただきます。

今回の提案理由になりますが、国民健康保険税について、後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金等課税額の規定の追加、算定方法及び税率の改定、社会保険等から国民健康保険に移行する者に対する減免規定の追加並びに老齢等年金受給者に対する特別徴収に関する規定の追加のため、所要の改正を行うものであります。

87ページをお開きください。南部町国民健康保険税条例の一部を次のように改正すると。次の第2条第1項中という書き出しから5行下がりにして、「国民健康保険税の課税額をいう」というその下に、「56万円」を「47万円」に改めるという条文がございますが、これは一般医療の限

度額を定めたものであり、56万を47万に引き下げるといふ条文になっております。

次は、3号になりますが、第1項の書き出しから4行目に、文末の方ですが、「後期高齢者支援金等課税額は、12万円とする」と。これは、後期高齢者支援金分の上限を定めたものであります。次の行の第3条第1項中とございまして、文末の方に「以下」に、「100分の8」を「100分の8.6」に改めるといふ部分は、国保税率の所得割の課税率を改定するものであります。

次の「（国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額）」という部分では、これの6行下がったところの文末に「以外の世帯3万3,000円」とございまして。この3万3,000円という金額は、お手元の資料の一般医療分の基準額という部分で、この表の平等割の3万3,000円を表示しております。

次の「（2）特定世帯1万6,500円」といふのは、2分の1になる世帯ということでありまして、この特定世帯といふのは、夫婦二人世帯であり75歳以上の旦那さんが後期高齢者医療制度に移行しまして、その妻が国保に残った場合、一人世帯の奥さまの課税される平等割等は2分の1になると。5年間軽減されますよという定めを決めているものであります。

次に、88ページをお開きください。88ページの一番下段になりますが、（ア）特定世帯以外の世帯ということで「2万3,100円」といふ金額が表示されておりますが、これは3万3,000円の基準額から7割軽減、差し引かれる金額、減額される額が2万3,100円という取り決めをしているものであります。89ページの一番上段になりますが、「5,040円」を「5,600円」に改めるとありますが、これは介護納付金の7割軽減の軽減される額を定めたものであります。以下、この表について、金額がそれぞれずっとついているのは、7割軽減、5割軽減、2割軽減の軽減される額ということで、この参考資料の表に表示されている金額が減額されるというものを定めたものであります。

次の90ページをお開きください。90ページの中段、「（特別徴収）」とございまして。ここは、老齢年金等の受給者から特別徴収ができることになったことに伴う改正が定められた文になっております。これは、90ページから92ページまでこの特別徴収に関連する条文となっております。

次に、92ページをお開きください。92ページの一番下段、第6条中と書き出しがありますが、その文末の方に「100分の1.5」を次のページにわたって「100分の1.8」に改めるといふ条文がございまして、これは介護納付金の所得割額の課税率を改正したものとなります。その下に、「（国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額）」と。第6条、「第2条第3項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の1.8を乗じて算定する」と。これは、新たな後期高齢者支援金分に関わる課税率となっております。

ます。第7条は、所得割資産の100分10を乗じて算定するという定めを定めたものであります。第7条の2号、均等割を被保険者一人8,000円とするというものを定めたものであり、こちらの金額等も別紙の資料の方の表の中に記載されております。

次に、第7条の3号になりますが、「特定世帯以外の世帯9,000円」とありますのは、後期高齢者の平等割の額と。特定世帯は2分の1の4,500円となりますという定めを定めたものであります。

以上、改正の主なものを説明させていただきました。

以上で終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） この問題は5月30日に議員全員協議会が開かれ、説明されたわけですが、要するに各家庭が納めるお金には、この前いただきました税率改正についての説明書に書かれているように、一般被保険者医療費とか後期高齢者支援金分とかそういう項目はまず持っていないわけです。はっきりいっていくらその世帯から引き上げられるのか、負担がどのぐらいになるのか、はっきりした数字を知りたいわけです。計算する方々は、いろんな項目で縛られてこのようになるのでしょうかけれども、一般家庭では国保が幾ら、介護が幾ら、後期が幾らというふうに、どのぐらいの負担がかかるか、それが一番の心配事なんです。具体的に、ケース、いわゆるモデルケースとかあるんですが、それをもってこのぐらいになりますという説明はできないのでしょうか。それが一点。要するに国保の収入支出が細々分類されているんですが、どのぐらい国保のお金として集められ、どういう項目から収入があって、どういう項目で支出されて、だからこういうふうな負担になりますよという説明はできないものなのでしょうか。さまざま私もそれなりに調べてきましたが、単純に後期高齢者医療制度の実施だけで国保財政が悪化することではないということだそうです。そういうことを考えますと、その老人保健制度の廃止と後期高齢者医療制度の創設でどのぐらいの、徴収される側からいきますとどのぐらいお金が入ってくるのかなということも計算の一つになるでしょうし、また、退職者医療制度の廃止と前期高齢者医療財政調整制度の導入で国保全体の支出は軽減されるのか増額になるのか、この見通しとか、また、基本健診の廃止と特定健診、保健指導の導入でその費用は誰が負担して、どういうふうになるから国保料に跳ね上がるのか、跳ね上がらないのか。また、75歳以上の加入者脱退に

よる保険料の収入の減少というのは考えられますが、そうしますとその減収になった金額はどのぐらいで、だから国保財政には、多分マイナスになるのだろーと思ひますが、マイナスになるのか。また、75歳以上の加入者が脱退することで国保税の収納率が悪化すると、国から財政交付金のカットを受けるそうですが、収納率の低い自治体に対して調整交付金をカットするペナルティの仕組みがつくられたそうですが、そうするとこのことから収納率が大幅にダウンするとどういふうな状況で自治体に跳ね返ってくるのか。以上の医療改革の項目の中には、市町村国保の財政にプラスになるものとマイナスになるものが混在しているといひておりますが、ですから、この点でもう少し具体的に、当町の国保の収入支出がいったいどういふうに変化していくものなのか。これをはっきりとお知らせしていただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。要するに、大変、この後期高齢者医療制度が導入されることで国保財政がどういふうになるか。要するに、本当にこの制度で当町の財政状況も、そして払う加入者の負担もどういふうになっていくか。このはっきりとした状況はおっしゃれないのでしょうか。

私はまず、当町の福祉に対する考え方として、もっと一般財源からの繰り入れとか、今までは基金の取り崩しといふことを話してきましたが、それも底をついたといふことですので、じゃあ一体自治体としては、どういふ態度で国保財政を運営していくのか。何回も持ち出すんですが、国からや県から国保財政支援といふことでもっと強力に訴えていかなければ、大変な状況になるのではないかと。このことについて質問します。

また、医療費が急激に増加したために基金の方に影響されたのか、この基金の取り崩しがゼロになったといふことがどうも私にはのみ込めないのですが、ここ数年で本当にお病気される方がふえてきたものなのかどうか、この具体的な現状をお知らせください。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 初めに、世帯別の負担増がどの程度あるのかといふことについてお答えします。所得ごとにより世帯でいろいろ課税額が変わってくるわけで、一応モデル的には最高限度額、医療給付分が47万に今回定められております。それから、今回新しく創設された後期高齢者の支援金分が12万といふ定めで、介護給付分は最高額が9万と。これを合計しますと68万であります。例えば、19年度に63万9,000円、今回の改正で限度額を納める方で19年度どれくらい納めているかといふことになりまして、63万9,000円と。内訳としましては、医療給付分が54万9,000円、支援金分はなかったわけです。介護給付分は今回と同じ9万円と。合計63万9,000円で

あります。年額 4 万 1,000 円高くなるのが最高限度額を納める世帯の方の免税額ということになります。月額的には 3,417 円の増という形になります。最大に上がる可能性がある、いわゆる世帯主が 42 歳、妻が 38 歳、子供が 2 名という 4 人世帯の場合を想定した場合は、今回の改正により免税額が 44 万 200 円、19 年度には 34 万 100 円と。免税額で 10 万 100 円がふえる世帯もあると。月額にしますと 8,342 円という想定の世界帯で計算した免税額等の説明であります。

それから、予算額ということでありまして、国保特別会計の歳入歳出としましては、国保税、20 年度の見込み額は 5 億 1,476 万程度と。それから、国庫支出金の歳入であります、6 億 9,628 万 6,000 円。前期高齢者交付金は 2 億 235 万 9,000 円等を見込んでいます。これに対して県の支出金等は 1 億 4,800 万。共同事業は 3 億 2,800 万を見込んでおります。保険基盤安定等には 1 億 8,400 万程度。財政安定化支援金としましては 3,200 万。その他の繰入金としまして 120 万ほどを見込んで、歳入の総額を 21 億 800 万程度と見込んでおります。

これに対しまして医療費等の歳出を 2 億 1,800 万、特別会計ですので同額であります、税抜きで 15 億 9,300 万程度を見込んでおります。差し引き 5 億 1,500 万程度足りなくなること、今回の税率改正を行ったものであります。

それから、国保の財政的な増減はどうかというご質問でございますが、後期高齢者医療制度の導入はそもそも老人医療費に関わる部分であり、国保の負担を低くすることが前提にありました。今回国保の方から高齢者が抜けまして、そのかわり今まで老人医療であった方々が国保の方に加入してくるということで、その増減等はまだ想定はつかねておるという状況であります。

それから、後期高齢者の制度に移行する当町の対象者は、3,365 名という人数になっております。この方々から 1 回天引きされているわけですが、これらは 1,503 万 9,000 円程度の特別徴収が既に終えているということであります。

それから、収納率に対してのペナルティーという部分ではありますが、一応定められてあるのは 93% が基準というように伺っております。

1 回これで終わらせていただきます。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 立花寛子君。

○12 番（立花寛子君） テレビ等でも報道されてご存じだと思いますが、この保険料の割合、い

わゆる加入者にかかる割合のことなんですが、国保税にしても後期高齢者医療の保険にしても低所得者ほど負担が重いということがはっきり報道されています。今でも滞納者、払いきれないその世帯が、またこの高齢者医療保険料のために生活が切りつめられる。結局、払いきれないで滞納する。この悪しき輪を断ち切らない限りは、どちらにしても、要するに国保加入者にしても後期お支払いされる世帯にとっても、大変厳しい状況が待ち受けているのではないのでしょうか。この点をなんとしてでも変えていかなければ、ますます医療破壊につながるのではないのでしょうか。国が決めてきたから自治体ではこれにのっとって事務をやるということなんですが、広域連合議会もありますし、何としてでも改善する立場で発言をしていただきたい。これは、町長の方へのお願いであります。

先ほど答弁ありましたが、そうしますと新年度、今年度ですか、一般財源からの繰り入れはどれぐらい見込んでいるのか。そして、聞きもらしたかもしれませんが、患者にかかる医療給付分ですが、それはどれぐらい見込まれているのでしょうか。どうしてもこれは、国や県から強力に医療費削減政策を展開していかなければ、自治体にとっても加入者にとっても大変厳しいのですが、実際これはもう少し医療費に、福祉関係に予算を出していただくように国に対して訴える用意はないものなのでしょうか。この点を答弁していただきたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 保険給付費分の医療費に相当する部分では、15億9,000万程度を見込んでおる次第であります。

それから、一般会計からの繰入金は、予算上は3億2,000万程度を見込んでいると。特別会計の予算書には、この金額が当初予算で計上されておる次第ではあります。

先ほど申し上げるのを落としましたけども、特定健診等に関わる経費という部分ではこれは国保財政の中で保健指導等も行われ、国保医療費を軽減するための事業ということで経費はそれほど見込んでおりません。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 川守田君。

○13番（川守田稔君） 聞きたいのはですね、この改正の保険率というのは何年ぐらい先までを

見こしているのかというのとですね、医療費の伸びを今年以降どれぐらいの割合で見ているのかというのを教えてください。

○議長（小笠原義弘君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 今回の税率改正は2年間を標準しまして、20年、21年、2年間特別会計で賄えるという想定のもとに算出しております。

それから、保険給付費につきましては、先ほど答えましたが15億9,000万、21年度につきましては16億1,900万を見込んでおる次第であります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 討論を行います。南部町国民健康保険税条例の一部を改定する条例の制定について討論を行います。

後期高齢者医療制度は、憲法が保障している法の下での平等に反するものです。75歳以上の高齢者を切り離し、健康保険の対象から強制的に削るやり方は年齢による命の差別そのものです。考え方自体が根本的に間違っています。医療が本来果たすべき役割を国が医療費削減のために、放棄しようとしています。お年寄りにかかる医療費をいかに減らすかという発想で、長生きが悪いことだと思わせるようなやり方は、日本の将来にとっても極めて不幸なことではないでしょうか。一度壊した医療を立て直すには、巨額の費用と長い年月が必要ではないでしょうか。医療崩壊を起こさせないことが、一番お金がかからないやり方です。

日本の医療費は経済協力開発機構加盟30カ国の中で最低レベルです。もっと医療にお金をかけても良いと思います。医療や介護には専門的なマンパワーが必要です。それは雇用につながります。医療技術の進歩によって、機器の開発など経済波及効果が期待できます。なにより、年をとって病気になっても、心配なく医療やりハビリが受けられるという安心感が得られるなら、息詰まるような閉塞感は弱まり、経済もまわりだすでしょう。医療福祉政策では、仕事をふやすことができるのです。住民の医療を守るためと言って保険料や国保税を引き上げていけば、ますます

滞納者がふえるだけ。今求められていますのは、重税感を感じている人の税金相談に気軽にのり、税金の軽減を認める、申請減免の制度をつくることです。

また、国や県に対して、真剣に国保財政への支援を強めさせることです。国の医療費抑制政策が原因ではありますが、厳しい状況を克服して、豊かな福祉行政を展開している町村があります。一般財源の更なる繰り入れを行い、国保税の税額や金額を見直すべきです。

以上の理由により、議案第58号につきましては反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第58号は原案どおり可決されました。

議案第60号から議案第61号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

この際、日程第15、議案第60号と日程第16、議案第61号を会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号、青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について及び議案第61号、青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について一括議題とい

たします。

本案について説明を求めます。総務課長。

○総務課長（坂本勝二君） 議案第60号についてご説明申し上げます。

構成団体でありますふるさと交流圏民センター事務組合が平成20年3月31日をもって解散したことにより、同組合を脱退させ1団体減少すること。そのほかのことによりまして、青森県市町村職員退職手当組合理約の一部を変更することについて、地方自治法の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

次のページをお開き願います。第5条第1項は組合の議員数で、「8人」を「7人」に改めるものです。別表第1は組織する団体であり、ふるさと交流圏民センター事務組合を削るものです。別表第2は、組合議員について地域ごとに区分しているもので、5区及び5区の町名を削り、3区の深浦町の次に「板柳町」、「中泊町」、「鶴田町」を加え、「6区」を「5区」とし7区以下1区ずつ繰り上げるものであります。

附則、この規約は青森県知事の許可のあった日から施行する。

ただし書きの1項であります。議員に関することは平成20年12月1日から施行。それから、組合から脱退することについては、平成20年4月1日から適用するものです。

次のページをお開き願います。議案第61号について申し上げます。

先ほどの議案第60号と同様に、構成団体でありますふるさと交流圏民センター事務組合が解散したことにより脱退させ、1団体減少することにより、青森県市町村総合事務組合の規約一部変更をするものであります。

次のページをお開き願います。別表第1は組織する団体、別表第2第8号では共同処理する事務でありますけども、公務災害補償及び通勤による災害に対する補償に関する事務で、ふるさと交流圏民センター事務組合をそれぞれから削るものであります。

附則、この規約は青森県知事の許可があった日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第60号及び議案第61号は原案どおり可決されました。

議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第17、議案第62号、土地の処分についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第62号、土地の処分についてであります。提案理由として、第2福地工業団地の一部の土地を処分するため、議決を求めるものであります。

次のページをお願いいたします。処分する土地であります。所在地、南部町大字法師岡字大平1-6。地目、宅地。地籍、1万9,503.35平方メートル。売却の相手方、八戸市是川字田子沢14-3、有限会社百目木工業、代表取締役百目木満。売却の価格、2,000万円とするものであります。

誘致企業に伴い、第2工業団地の区画の一角を百目木工業に売却し、企業を誘致するものであります。なお、当社は本契約締結後すぐ着工に入り、10月中旬完成をめどに操業したいとっております。今後の社員の採用等でありますが、平成20年には3人、21年には5人、22年には5人を採用したいということを申ししておりまして、当町の住民から採用したいということを申ししております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） この説明いただきました会社は、行政も責任を負うという誘致企業としての位置付けとして取り扱われる会社なののでしょうか。この点をまずはっきりさせていただきたいと思います。今説明のように雇用の人数が説明されましたが、その雇用体系はどうなっているのか。正規雇用として身分が保障される社員として働けるものなのかどうか。これは、税金で整備されます誘致企業としての責任を果たしていただくためにも、なんとしてでも働く方に安心した仕事場としての確保を要求するからであります。この点はいかがでしょうか。

そして、もし万が一その企業が経営悪化で工場閉鎖ということになった場合は、最後の一人まで雇用確保をされる、そういう手だてを行政と企業が一緒になって取れるものなののでしょうか。やはり、誘致企業としてであるならば、こういうところまできちんと責任を果たさせるべきではないかと思ひまして、質問するものであります。

この前の全協のときにも説明はありましたが、騒音などが発生した場合の行政の対応というものはいかなるものなのでしょうか。どのようになさるのでしょうか、説明をお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） この企業に対しては農工団地に誘致するということですので、町の誘致企業として取り扱うということになります。社員につきましては、会社の規定に基づきまして採用するということですので、本採用と思っております。

次に、今後の会社の経営状況であります。これは会社自体の問題でありますので、行政側としては何ら細部については管理することはできませんけれども、当町におきましても県及び町の誘致企業は11社あります。それらを含めまして企業懇談会などを設けまして、いろいろと会社の経営等を聞きながら、県ともども一緒になって指導等していきたいと思っております。

最後の公害問題につきましては、契約するときには業務協定の中には、公害につきましては公害協定を結ぶということにしておりますので、それにつきましては問題ないと思っております。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） この誘致企業として町が責任を持っているのですから、働く皆さん方は期待しておられると思います。会社の条件に応じて働かれるというお話でありましたが、やはりここは正社員として働ける、こういう会社を行政一緒になってつくっているんだということではいい例になるのですから、こういうことには行政としても力を発揮していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 当然誘致企業でありますので、町としても責任の一端はあります。これに対してはやはり積極的に企業等を周りまして、いろいろと指導等をしていきたいと思っております。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第62号は原案どおり可決されました。

議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第18、議案第63号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 103ページでございます。議案第63号、工事請負契約の締結について説明いたします。

提案理由は、ふるさと運動公園（陸上競技場兼サッカー場）整備工事の請負契約を締結するため議決を求めるものでございます。

104ページでございます。1の工事の表示であります、（1）名称、ふるさと運動公園（陸上競技場兼サッカー場）整備工事。（2）場所、南部町大字上名久井及び下名久井地内。2、請負代金、1億5,456万円。3、契約の相手方、南部町大字剣吉字上町28、山田建設株式会社、代表取締役、山田輝男。

入札会につきましては、5月26日、皆様のお手元に配布しておりますけれども、入開札一覧表のとおり10社による指名競争入札により行っております。予定価格と落札額の税抜きベースでございますが、予定価格1億6,009万5,000円に対し落札額が1億4,720万円、落札率は91.95%ございました。工期は今年12月12日までとしておるところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。立花君。

○12番（立花寛子君） 今説明いただいたわけではありますが、入開札一覧表、入札業者、各社の入札額をお知らせください。今回は10社ということではありますが、この工事としてはこれまでと比較して指名業者の数は多いのでしょうか。この点をお聞きします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 入開札一覧表配布してございましたが、見ていませんか。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） 読み上げて説明してください。

○財政課長（堀内富士夫君） 確認のために読み上げます。番号順にまいります。四戸工業、山田建設、夏堀組、工藤建設工業、助川建設、堀内工務店、米内新建設、松本工務店、石橋工業、夏堀工務店。落札額につきましても読み上げます。1番から申し上げます。1億5,500万円、1億4,720万円、1億5,830万円、1億5,675万7,000円、1億5,450万円、1億5,880万円、1億5,980万円、1億5,580万円、1億5,689万円、1億5,890万円。

10社の指名でございますけども、指名審査要綱によりましては、工事につきましてはなるべく5社以上の指名という規則がございますので、町内土木業者のAランクに登録されている業者10社を指名して行ったところでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） 立花君。

○12番（立花寛子君） これからもまだ、このふるさと運動公園の整備工事は続くものと思いますが、いつ頃まででどのぐらいの予算が組まれているものなのか。そして、そのたびにこの入札業者の選定は指名競争入札になるものか、改善して条件付きでも一般競争入札を導入することは考えられないのでしょうか。

○議長（小笠原義弘君） 社会教育課長。

○社会教育課長（佐々木博美君） 工事の概要といいますか、今後の見通しということでございますが、このふるさと運動公園につきましては、計画年が平成14年度から平成22年度以降という、計画面積を5.7ヘクタールというふうなことで進めております。工事の総額といいますか、最終的には予定といたしましては、9億3,135万というふうな状況で進んでおります。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 入札の方法の質問がございましたけども、工事の内容によりまして判別することになると考えます。中身的には特殊な工事が、工法があるのかないのか。そういう設計の中身を見ながら総合的に判断しながら、指名競争入札、あるいは一般競争入札、あるいは総合評価による入札などなど、その都度中身を審査しながら入札の形態を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第63号、工事請負計画の締結について討論を行います。

ふるさと運動公園整備工事は、スポーツ関係者や学校、スポーツ愛好家などの人々にとりましては、工事の完成は心待ちにしていることとは思いますが、財源不足だといわれております昨今、急いで完成しなければならない工事なのでしょうか。別な使い方があるのではないのでしょうか。入札の方法には制度上一長一短はあるとは思いますが、条件を付けてでも一般競争入札を取り入れるべきではないのでしょうか。以上の理由によりまして、議案第63号には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第19、議案第64号、南部町道路線の廃止についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） それでは議案第64号、南部町道路線の廃止についてご説明いたします。

提案理由であります。次の議案第65号とも関連がございますが、今回の合併に伴いまして、昨年度から作業を進めてまいりました道路台帳の整備が整いまして、道路法第10条第3項の規定により、旧町村からの町道1,335路線を一たん廃止するものであります。

次のページ、106ページをお開きください。福地地区は路線番号1 - 1番から111ページの460番まで380路線を、名川地区は112ページの路線番号1番から115ページになります387番まで233路線を、南部地区は116ページの路線番号1番から127ページ、最後になりますけれども、1,054番まで712路線をそれぞれ廃止するものであります。

以上簡単ですが、議案第64号についてご説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案どおり可決されました。

議案第65号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第20、議案第65号、南部町道路線の認定についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。建設課長。

○建設課長(西野耕太郎君) それでは議案第65号、南部町道路線の認定についてご説明いたします。

提案理由であります。先ほども言いましたけども道路台帳の整備によりまして、新たに道路法第8条第2項の規定によりまして、968路線を町道として認定するものであります。見直しによりまして、現在通行している形跡がない路線、それから幅員が1.5メートル以下の路線、それから車両の通行が困難な路線等を廃止しております。

次に、主要集落間、主要交通流通施設、主要観光施設と密接な関係にある路線。さらには国道、県道、幹線町道を連絡する路線は1級及び2級に。その他町道は、住宅地、通学路、バス路線及び除雪路線、幅員1.5メートル以上の路線等を認定しております。

次のページをお開きください。路線番号1番から40番まで、40路線は1級町道でございます。101番から次のページ151番まで、51路線が2級町道となります。201番から144ページの最後になります2,881番までの877路線がその他町道となります。なお、資料として議員の皆様へ新たな路線網図を添付しております。

以上簡単ですが説明を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 説明が終わりました。

質疑を許します。佐々木元作君。

○17番（佐々木元作君） このことにおいて、いわゆる町道路線の交付税の増減、どの程度生じたかお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 交付税の道路の算入額につきましては、面積と延長でもって算入されます。今の議案が議決されてその数字をかためて、来年度の交付税から算定することになりますので、その算入額の試算については今のところ来年の交付税の姿もありますので、ちょっと申しかねるところがございます。

以上のことでご理解願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） 松本君。

○5番（松本陽一君） 町道路線の廃止と認定ということでありますけども、廃止路線と同名路線でいわゆる起点終点の後ろの方に書いてあります住所の異なるものは、路線名が、起点終点が全然違うのか、延長線が違うのか、その辺のところ説明お願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 建設課長。

○建設課長（西野耕太郎君） 今回の見直しによりまして、新たな路線名は、旧路線はそのまま引き継いでおりません。延長も変わっております。そういうことで、路線名が同じ路線名もありますけども、ほとんど変わっております。そういうことでご理解願いたいと思います。

○議長（小笠原義弘君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第65号は原案どおり可決されました。

ここで2時10分まで休憩いたします。

退席 川守田稔君

（午後1時57分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時11分）
.....

議案第66号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第21、議案第66号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）について議題といたします。

本案について説明を求めます。財政課長。

○財政課長（堀内富士夫君） 145ページでございます。議案第66号、平成20年度南部町一般会計補正予算（第1号）について説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の補正でありますけども、予算の総額に4,528万1,000円を追加し、予算の総額を102億8,528万1,000円とするものでございます。

歳出から説明いたします。153ページをお願いいたします。今回の補正において各款にわたって職員の人件費、臨時職員の賃金を補正してございます。これは、今年度の組織機構の見直しによりまして課の統廃合がありました。よって、本年4月1日現在の人員配置をもとに、人件費等の予算を組み替えしたほか、人事異動または退職者分、新採用者分の調整のためでございます。この補正によりまして職員の人件費は、トータルで346万円の減額補正としております。

それでは、歳出の主なものについて説明いたします。154ページでございます。8目の防犯対

策費107万円の補正でございます。防犯灯設置工事、17基を設置するための経費でございます。最後のところで15目公共施設整備基金費1,980万円の補正でございます。積立金でございます、公共施設整備基金積立金としております。歳入でご説明しますけども、工業団地造成特別会計からの繰入金1,980万円をもとに積み立てするものでございまして、この積立後の公共施設整備基金の残高は2,215万2,000円となるものでございます。

次に、157ページでございます。157ページの上段のところで、3目老人福祉総務費272万2,000円の増額補正でございますけども、繰出金でございます後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、3款2項2目の児童館費のところで、342万5,000円の増額補正でございますが、158ページのところでございますけども、13節委託料16万1,000円、それから15節工事請負費320万3,000円、合わせて336万4,000円ですけども、これは福田児童館と高橋児童館の改修費の補正でございます。

次の4目学童保育費の210万6,000円の増額補正でございますが、13節委託料9万8,000円、15節工事請負費195万8,000円、合わせて205万6,000円ですけども、旧向保育所を改修して学童保育を実施するための補正でございます。現在、南部児童クラブの学童保育は向小学校の西校舎を使用しておりますけども、耐震のために、今年度中に取り壊しすることになりますので、旧向保育所を利用した学童保育を実施する、そのための補正経費でございます。

次に、161ページまでまいります。ここには8款2項1目道路橋梁費448万円の補正でございますが、15節工事請負費410万円でございます、町道2路線分の改修するための補正でございます。13節あるいは17節も同様でございます。

次に、162ページでございますが、10款2項1目学校管理費160万円の減額でございますけども、8節の中で報償費190万円の補正でございます。中身的にはスクールサポーター2名分を追加補正してございます。当初予算におきましては4名の方のスクールサポーター分を当初予算措置しておりましたが、その後の状況変化によりまして、2人分補正して6人の方をスクールサポーターとしてお願いする経費でございます。

次に、163ページでございますが、10款5項1目の社会教育総務費1,510万1,000円の減額補正でございますけども、中身的に特定財源のところで、国出資金178万2,000円とございます。これは、学校支援地域本部事業委託金、国庫支出金でございます。これをうけて歳出には178万5,000円ほどの、10分の10の委託金でございます、新規事業として歳出化しておるところでございます。

それでは歳入の方へ戻っていただきまして、151ページでございます。151ページ、2の歳入でございます。13款3項3目の教育費国庫委託金178万2,000円の補正でございます。先ほど歳出で

説明しましたけども、説明のところにありますように、学校支援地域本部事業委託金という新たな歳入でもって歳出化した事業を行うということでございます。

次に、14款3項2目の農林水産業費県委託金170万円の補正でございます。これは、説明にあるとおり畑地帯総合整備事業用地事務委託金170万円の補正でございます。

次に、17款1項1目の工業団地造成事業特別会計繰入金1,980万円。先ほど歳出でも説明申し上げましたが、特別会計からの繰入金でございます。

次に、17款2項1目の財政調整基金繰入金2,184万1,000円でございます。これは、補正財源調整のため予算繰り入れするものでございまして、財調を予算繰り入れしまして調整するものでございます。これによりましての財政調整基金の補正後の残高は、4億3,735万9,000円となるものでございます。

以上主なものだけ説明申し上げました。議案第66号についての説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

（12番 立花寛子君 登壇）

○12番（立花寛子君） 議案第66号、今年度の南部町一般会計補正予算（第1号）についてありますが、項目に後期高齢者医療制度に係る予算が計上されております。制度、内容に反対しておりますので、今回の一般会計予算には反対するものであります。反対討論を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論ございませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

（起立多数）

○議長（小笠原義弘君） ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第66号は原案どおり可決されました。

.....

議案第67号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第22、議案第67号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（有谷隆君） 議案第67号、平成20年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

第1条です。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ280万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億8,525万8,000円とするものであります。

170ページをお開きください。初めに歳出からご説明申し上げます。1款1項1目一般管理費に補正額280万2,000円を増額補正しております。内訳としましては、13節の委託料257万でございますが、これは収納消し込みのシステム改修に141万8,000円。それから、特定健診の受診者が確定したため115万2,000円を増額補正するものであります。内訳としましては、健診センターが180名、町立病院が240名の受診者となっております。

次に、169ページをお開きください。歳入になります。3款1項1目の一般会計繰入金に補正額272万2,000円。諸費としましては、雑入としまして8万円の補正をしておりますが、これは事務手数料として入るものであります。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。立花寛子君。

(12番 立花寛子君 登壇)

○12番(立花寛子君) 議案第67号、今年度の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について討論を行います。

後期高齢者医療制度の内容に反対しておりますので、この一点で反対するものであります。以上反対討論を終わります。

○議長(小笠原義弘君) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方はご起立願います。

(起立多数)

○議長(小笠原義弘君) ご着席願います。起立多数であります。

よって、議案第67号は原案どおり可決されました。

議案第68号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第23、議案第68号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。環境衛生課長。

○環境衛生課長(小野寺直和君) 171ページでございます。議案第68号、平成20年度南部町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について説明いたします。

1条でございますが、既定の予算に653万9,000円を追加し、2億5,393万9,000円とするものでございます。

173ページをお開きください。第2表、継続費でございますが、1款下水道建設費、1項公共

下水道建設費でございますが、浄化センター建設事業費総額 6 億円ということで、平成20年度と21年度に継続して実施するというので、20年度 1 億981万5,000円、21年度 4 億9,018万5,000円。これは、浄化センター建設に18カ月を要するために 2 カ年で継続して行うというものでございます。

次のページ、174ページでございますが、第3表、地方債補正でございますが、1 億1,110万円でございますが、今回 1 億1,190万円に補正するものでございます。

それでは、歳入の方から説明をいたします、176ページです。2 款 1 項 1 目の一般会計繰り入れでございますが、先ほどの地方債の補正により一般会計繰り入れから80万円を減額するものでございます。

次に、4 款諸収入の 1 項 1 目雑入でございますが、請負契約解除補償金653万9,000円でございます。これは、19年度に発注いたしました工事が、業者が倒産をいたしました。それで、工事途中でつぶれましたので、契約額は払ってございせんが、前払金を支払ってございました。730万でございましたが、つぶれたということで、東日本保証会社と立ち会いまして出来高もございました。残りの分を保証会社の方から保証してもらうということで。これには保証金の方ですね、730万円から出来高を差し引いた額が434万4,000円でございます。それから、違約金が 1 割でございますので219万5,000円、合わせて653万9,000円でございます。

次に、第5 款町債でございますが、80万円を公共下水道債として入れます。

次のページ、177ページでございます。歳出でございますが 1 款 1 項 1 目公共下水道建設費でございますが653万9,000円。委託料として109万7,000円、それから、15節工事請負費434万4,000円、償還金といたしまして109万8,000円。この償還金は、工事自体が50%の補助をいただいている事業でございますので、それに伴って違約金として入ってきたものは残りの50%を国に返さなければならないだろうというので、償還金として109万8,000円を計上するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。坂本正紀君。

○15番（坂本正紀君） 業者さんが倒産したということですけども、町内ですか、町外の業者さんですか。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 町外です。

○15番（坂本正紀君） 今のような状況でいろいろ業者さんも経営が苦しいところもあると思いますけども、これから入札の問題でそういう倒産とかトラブルのないように理事者側として十分気をつけて進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小笠原義弘君） 環境衛生課長。

○環境衛生課長（小野寺直和君） 先ほどの業者は青森市の業者でございました。これは、工事自体が特殊な工事でごさいますて、推進工事と。管を押して入れていくということで青森の業者でございましたが、どういういきさつかと詳しいことはわかりませんけども、4月1日になって不履行届を出してきました。早い話が倒産したということでございまして、ただ、東日本保証会社の保険に入ってございましたので、その分を保険会社が補てんしたということで当町としては損害はないんですが、まったくないわけではございません。工期の遅れ、さまざまそういう影響はございましたが、金銭的には大丈夫だということでございます。

以上でございます。

○議長（小笠原義弘君） ほかにありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第68号は原案どおり可決されました。

議案第69号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第24、議案第69号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について説明を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（大久保均君） 議案第69号、平成20年度南部町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）であります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,010万6,000円とするものであります。

181ページをお願いいたします。2、歳入であります。1款1項1目不動産売払収入2,000万円を補正お願いするものであります。工業団地の一区画を売り払いしたものによるものであります。

182ページをお願いいたします。3、歳出、1款1項1目一般管理費であります。2,000万円の補正であります。内容としましては、13節委託料20万円。これは、登記を所有権移転するための用地測量業務委託であります。28節繰出金、一般会計への繰出金で1,980万円であります。

以上であります。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第69号は原案どおり可決されました。

請願第1号から陳情第1号までの委員長報告

○議長(小笠原義弘君) 日程第25、請願第1号から日程第29、陳情第1号までの請願4件、陳情1件は、所管の常任委員会に審査を付託しておりますので、ここで委員会の報告を求めます。

最初に、教育民生常任委員長の登壇を求めます。工藤幸子君。

(教育民生常任委員会委員長 工藤幸子君 登壇)

○教育民生常任委員会委員長(工藤幸子君) 教育民生常任委員会の請願及び陳情審査結果の報告をいたします。

去る6月6日の本会議において本委員会に付託されました請願第1号、青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書の提出を求める請願書、請願第4号、産業廃棄物中間処理施設建設反対に関する意見書の提出を求める請願書、陳情第1号、県立南部工業高等学校存続に係る陳情書について、同日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております請願及び陳情審査報告書のとおり、請願第1号及び陳情第1号は、名久井農業高等学校及び南部工業高等学校は、地域住民から高い評価を得ており、さらに専門性を高め、農業、工業教育の多面的な学習機会を与えていくために、名久井農業高等学校3学科存続及び南部工業高等学校存続は必要なことから全会一致で採択といたしました。

請願第4号は継続審査となっておりました請願と内容が同じでありましたので、あわせて審議いたしました。審査の結果は、建設予定地は山間部ではありますが、その周辺には果樹園、水田が隣接しており、土壌汚染や煤煙による農作物への影響が懸念されるほか、達者村を核に農業観光振興に取り組んでいる当町にとってふさわしくない施設であることから、全会一致で採択といたしました。

以上で請願及び陳情審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 次に、産業建設常任委員長の登壇を求めます。河門前正彦君。

（産業建設常任委員会委員長 河門前正彦君 登壇）

○産業建設常任委員会委員長（河門前正彦君） 産業建設常任委員会の請願審査結果の報告をいたします。

去る6月6日の本会議において本委員会に付託されました請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願、請願第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願書について、6月9日、本委員会を開催し、慎重に審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配布しております請願審査報告書のとおり、なお慎重に審査する必要があるため継続審査といたしました。

以上で請願審査結果の報告を終わります。

○議長（小笠原義弘君） 教育民生常任委員長、産業建設常任委員長の報告が終わりました。

請願第1号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第25、請願第1号、青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

この請願書に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号は採択とすることに決しました。

請願第2号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第26、請願第2号、米価の安定と生産調整に関する請願を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第2号は継続審査とすることに決しました。

請願第3号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第27、請願第3号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、請願第3号は継続審査とすることに決しました。

請願第4号の質疑、討論、採決

○議長(小笠原義弘君) 日程第28、請願第4号、産業廃棄物中間処理施設建設反対に関する意見書の提出を求める請願書を議題といたします。

この請願に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、請願第4号は採択とすることに決しました。

陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 日程第29、陳情第1号、県立南部工業高等学校存続に係る陳情書を議題といたします。

この陳情に対する委員長の報告は採択であります。

質疑を許します。質疑ありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

採決いたします。本件は委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、陳情第1号は採択とすることに決しました。

常任委員会報告

○議長（小笠原義弘君） 日程第30、常任委員会報告を議題といたします。

本件はお手元に配付しております報告書のとおり、各常任委員長から報告がありましたので、説明を省略し、質疑を許します。質疑ございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、常任委員会の報告を終わります。

.....

閉会中の継続調査の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第31、閉会中の継続調査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、各常任委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

.....

議員派遣の件

○議長(小笠原義弘君) 日程第32、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。本件についてお手元に配付のとおり派遣することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は、お手元に配付のとおり派遣することに決しました。

.....

日程の追加

○議長（小笠原義弘君） お諮りいたします。

本日、審議いたしました請願、陳情に係る発議、意見書案３件と、閉会中の継続審査の件１件が追加提案されました。

この際、会議規則第22条の規定により、これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議３件、閉会中の継続審査の件１件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

ここで会議資料配付のため、暫時休憩いたします。

（午後２時45分）

.....
○議長（小笠原義弘君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

（午後２時46分）
.....

発議第１号から発議第３号までの上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小笠原義弘君） 追加日程は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。この際、追加日程第１、発議第１号から追加日程第３、発議第３号までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたしたいと思いをます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） ご異議なしと認めます。

よって、発議第１号、青森県立名久井農業高等学校の３学科存続に関する意見書案、発議第２号、産業廃棄物中間処理施設建設許可の取り消しを求める意見書案、及び発議第３号、青森県立南部工業高等学校存続に関する意見書案を一括議題といたします。

本案提出者の説明を求めます。工藤幸子君の登壇を求めます。工藤幸子君。

（10番 工藤幸子君 登壇）

○10番（工藤幸子君） 発議第1号、青森県立名久井農業高等学校の3学科存続に関する意見書案について説明いたします。今回の学級削減計画は、郡部に居住・生活する生徒の学びたいと願う機会を狭め、子どもたちを安心して地元に通学させて育てたいという父母・住民の願いに背くものです。少人数学級編成を視野に入れた高校配置の将来的展望を再考していただきたいと考えます。名久井農業高等学校で30人以下学級を実現し、3学科の維持を要望するものであります。なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。

次に、発議第2号、産業廃棄物中間処理施設建設許可の取り消しを求める意見書案であります。建設予定地の周辺には果樹園、水田が隣接しているため、土壌汚染や煤煙による農作物への影響が懸念されます。また、計画されている施設は、この緑豊かな美しい自然の中で達者村を核に農業観光振興に取り組んでいる南部町にとってふさわしくない施設と考えます。よって、産業廃棄物中間処理施設建設許可の取り消しを求めるものであります。なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。

最後に、発議第3号、青森県立南部工業高等学校存続に関する意見書案であります。工業高校の統廃合計画案は家庭の経済的な負担を考慮しておらず、また、南部工業高等学校は地域が求める人材育成機関であり、地域発展のためにも学校存続を要望するものであります。なお、意見書の案文はお手元に配布のとおりであります。

平成20年6月12日、提出者、南部町議会議員、工藤幸子、賛成者、南部町議会議員、馬場又彦、同じく東寿一、同じく佐々木元作、同じく立花寛子、同じく中村善一、同じく夏堀文孝。

以上で提案理由の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小笠原義弘君） 説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（小笠原義弘君） 討論なしと認めます。これにて、討論を終結いたします。

採決いたします。本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、発議第1号、発議第2号及び発議第3号は原案どおり可決されました。

.....

閉会中の継続審査の件

○議長(小笠原義弘君) 追加日程第4、閉会中の継続審査の件を議題といたします。

本件はお手元に配付しております申出書のとおり、会議規則第75条の規定により、産業建設常任委員長から閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。委員長からの申し出のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小笠原義弘君) ご異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決しました。

.....

閉会の宣告

○議長(小笠原義弘君) 以上で、今期定例会に付議された事件は、全部終了いたしました。

ここで閉会に当たり、町長から発言の申し出がございます。町長。

(町長 工藤祐直君 登壇)

○町長(工藤祐直君) 平成20年第16回南部町議会定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、6月6日から12日までの7日間の日程で開会されましたが、議員各位には何かとご多忙の折り、ご出席をいただき誠にありがとうございました。また、今議会に提出いたしましたし

た全議案とも慎重審議いただき、ご議決、ご承認を賜りましたことに対しまして、心からお礼を申し上げます。ご審議の中でいただきました町政に対するいろいろなご意見、ご提言を真摯に受け止め、今後の町政運営に活かし、本職はじめ職員一丸となって、事務事業の推進に努めて参る所存であります。

さて、五月の降霜による被害につきましては、さくらんぼについては、着果良好との報告もあり、さくらんぼ狩りは例年どおり開催できる見通しもありますが、局地的には大きな被害を受けている生産者もおられます。青森県においては、このたび被害農家に防除指導、育成に応じた技術情報の提供や経営指導を行う支援チームを県内の各県民局に設置したところであります。当町は農協とともに、三八県民局の支援チームに加わり、一致協力して品質低下や減収を最小限に抑えるべく、支援にあたってまいりたいと考えております。国民健康保険事業につきましては、改めまして保険税の仕組みなど住民の皆様に分かりやすく説明し、きめこまかな対応で理解を求めてまいりたいと考えております。市町村が保険者である国民健康保険などの医療保険制度や年金の問題、また、介護保険制度や新たに創設された後期高齢者医療制度など社会保障制度は、時代に即応し、制度の改革・見直しは常に行っていかなければならないことは確かであります。

しかしながら、住民と直接携わる私たち市町村は定められた制度のなかにおいても住民本位を基本とし、臨機応変に最大限の努力をしていくことも大きな責務であります。町といたしましては、今年度保健・福祉部門を統合する機構改革を行ったところであり、今後とも保健・医療・福祉包括ケアの一層の推進を図り、全ての住民が生涯にわたって健康で元気に暮らせるよう、鋭意努力してまいる所存でありますので、議員各位におかれましてもこれまで以上のご指導、ご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げまして、本定例会閉会に当たってのお礼のごあいさついたします。ありがとうございました。

○議長（小笠原義弘君）　ここで、閉会に当たり一言ごあいさつを述べさせていただきます。

今定例会は、6月6日から本日まで7日間でありましたが、円滑な議事進行にご協力をいただき、まことにありがとうございました。議員各位には終始熱心にご審議を賜り、また、町長初め、理事者各位におかれましては、議案の説明にご協力をいただき、本日、ここに閉会の運びとなりましたことを心から厚くお礼申し上げます。閉会の言葉いたします。

これをもちまして、第16回南部町議会定例会を閉会いたします。

（午後2時57分）

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

南部町議会議長 小笠原 義 弘

署 名 議 員 馬 場 又 彦

署 名 議 員 立 花 寛 子